

## 令和5年第2回（6月）坂城町議会定例会会期日程

令和5年6月7日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	6月 7日	水	午前10時	○本会議 ・町長所信表明 ・議案上程 ・人事案等質疑 討論 採決
2	6月 8日	木		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
3	6月 9日	金		○休 会
4	6月10日	土		○休 会
5	6月11日	日		○休 会
6	6月12日	月		○休 会
7	6月13日	火		○休 会
8	6月14日	水		○休 会
9	6月15日	木	午前 9時	○本会議 ・一般質問
10	6月16日	金	午前 9時	○本会議 ・一般質問
11	6月17日	土		○休 会
12	6月18日	日		○休 会
13	6月19日	月	午前 9時	○本会議 ・一般質問 ○委員会 （総務産業、社会文教）
14	6月20日	火		○休 会
15	6月21日	水	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決



## 付議事件及び審議結果

6月7日上程

議案第29号	坂城町教育委員会教育長の任命について	6月7日	同意
議案第30号	坂城町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	6月7日	同意
議案第31号	坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6月21日	可決
議案第32号	坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6月21日	可決
議案第33号	坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6月21日	可決
議案第34号	令和5年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について	6月21日	可決

令和5年第2回坂城町議会定例会

目 次

第1日 6月7日(水)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○町長所信表明	3
○議案第29号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	12
○議案第30号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	13
○議案第31号～議案第34号の上程、提案理由の説明	13

第2日 6月15日(木)

○議事日程	18
○一般質問 玉川 清史 議員	18
山城 峻一 議員	25
祢津 明子 議員	36
中嶋 登 議員	45
朝倉 国勝 議員	57

第3日 6月16日(金)

○議事日程	70
○一般質問 松本みゆき 議員	70
水出 康成 議員	77
塚田 舞 議員	84
宮入 健誠 議員	92
中村 忠靖 議員	99

第4日 6月19日(月)

○議事日程	110
○一般質問 大森 茂彦 議員	110
大日向進也 議員	121
星 哲夫 議員	129

第5日 6月21日(水)

○議事日程	138
○議案第31号～議案第34号の質疑、討論、採決	138
○閉会中の委員会継続審査申し出について	146
○町長閉会あいさつ	148

## 令和5年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年6月7日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月7日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
 

1番議員	滝 沢 幸 映 君	8番議員	星 哲 夫 君
2 "	中 嶋 登 君	9 "	玉 川 清 史 君
3 "	塚 田 舞 君	10 "	山 城 峻 一 君
4 "	松 本 みゆき 君	11 "	祢 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	12 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	13 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	14 "	大 森 茂 彦 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	清 水 守 君
総 務 課 長	関 貞 巳 君
企 画 政 策 課 長	伊 達 博 巳 君
会 計 管 理 者	大 橋 勉 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 嶋 和 博 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
企 画 調 整 係 長	宮 下 佑 耶 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	竹 内 優 子 君
子 ども 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

## 10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長所信表明
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第29号 坂城町教育委員会教育長の任命について
- 第 6 議案第30号 坂城町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第31号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第32号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第33号 坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第34号 令和5年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について

## 11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 12. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回坂城町議会定例会を開会いたします。

また、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

**議長（滝沢君）** 会議規則第127条の規定により、4番 松本みゆきさん、5番 水出康成君、6番 宮入健誠君を会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第2「会期の決定について」

**議長（滝沢君）** お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの15日間といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの15日間とすることに決定いたしました。

一般質問の通告は、明日8日の午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会で決定したとおりであります。

なお、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により午前9時といたします。

---

◎日程第3「町長所信表明」

**議長（滝沢君）** 町長から所信表明の申出がありましたので、これを許可します。

**町長（山村君）** 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和5年第2回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

改めて、このたびの統一地方選挙で当選されました議員の皆様に、心からお祝い申し上げますとともに、さきの臨時会におきまして、滝沢幸映議長さん、中嶋 登副議長さんをはじめ、監査委員、各常任委員会の委員長等「新しい議会の体制」が整いました。議員の皆様方のますますのご活躍をご祈念申し上げます。

私も町民の皆様の温かいご支援をいただき、4期目の町政を担わせていただくことになりました。

また、先般は議会の賛同をいただく中、臼井洋一副町長を選任させていただいたほか、監査委員につきましても、新たに春日英次さんと、議会から大森茂彦議員にご就任をいただきました。町におきましても、新たな体制の中で、さらに第6次長期総合計画に掲げる町の将来像「輝く未来を奏でるまち」を目指すべく、今議会に教育長の任命についての議案をお願いしたところであります。

議員各位におかれましても、町政発展のためご協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、選挙後初めての議会定例会でございます。これからの4年間の位置づけ、そして、「輝く未来を奏でるまち」の実現に向けた取組等につきましても、4月からの事業の進捗状況並びに今議会に補正予算として上程した内容も含め「所信表明」とさせていただきます。

まず、坂城町にとってこれからの4年間は、第6次長期総合計画に掲げた多くの施策や、新たな取組が実現される大変重要な時期となります。国道18号バイパスや県道坂城インター先線など交通インフラの建設が促進され、保健センターと老人福祉センターを複合化した幅広い世代が集う、健康・福祉・子育て等の新たな拠点となる新施設の建設も計画されております。

また、町の第6次長期総合計画の目標年次である令和12年（2030年）は、国連が採択



した「持続可能な開発目標」SDGsの目標年次とも重なります。SDGsという世界共通の目標の達成に向けた取組は、長野地域9市町村が共同で宣言した2050ゼロカーボン達成に向けた取組とともに、住民の皆様や企業の皆様とともに進めていく大変重要なテーマであると認識しております。

今期、こうした事業を進めていく上では、新たなコンセプトである「チャレンジSAKAKI well being」を職員全員で共有する中で、町民の誰もが身体的にも精神的にも、そして社会的にも幸福を実感できるまちづくりを目指してまいりたいと考えているところであります。

こうしたまちづくりの実現に向けまして、私が掲げさせていただいたのは、一つ目として「高齢者や子供にやさしいまちづくり」、二つ目として「暮らしと産業、快適なまちづくり」、三つ目は「未来につなぐ子育てと学びのまちづくり」、そして四つ目として「暮らしやすい安心なまちづくり」の四つの柱であります。

まず、一つ目の「高齢者や子供にやさしいまちづくり」では、健康づくりや高齢者福祉、世代を超えた交流の場づくりといった取組を進めてまいります。

保健センターと老人福祉センター機能を核とした複合施設につきましては、福祉、保健だけにとどまらず、子育て・教育など複合的な要素を付加することで、多世代が集まり、活発な交流が図れる施設として、新しい形での少子高齢化対策の拠点としてまいります。

また、SDGsを具現化し、DXを活用することで、様々な利便性、快適性を確保した施設整備を行い、誰もが気軽に立ち寄り交流し、人と情報と社会、そして笑顔がつながる「well being」の実現空間として整備を進めてまいりたいと考えております。

今年度につきましては、昨年組織しました建設準備委員会の皆様による意見交換や先進地視察の結果を踏まえ、新たに立ち上げる建設委員会のご意見もいただきながら基本構想の策定を行ってまいります。

また、来年度以降に実施する基本設計や実施設計に必要な用地測量及び地形測量を実施するための関係予算を今議会に上程いたします補正予算に盛り込んでおります。

健康づくりといった面では、今年度から新たに新生児聴覚検査の検査費用の公費負担を行っております。新生児聴覚検査は、新生児の聴覚障がいを早期に発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的として実施されております。検査の内容は、全ての新生児に対し、おおむね生後3日以内に初回検査を実施し、また、初回検査において再検査となった新生児に、おおむね1週間以内に再検査を実施するもので、検査に係る費用につきましては、4月1日以降に生まれたお子さんを対象に町の負担とし、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っております。

また、出産後1年以内の母子で、子育てに不安や悩みをお持ちの方を対象として、助産師等

が授乳指導や生活指導などの支援を行う産後ケア事業の拡大を図ってまいります。

現在、町では、病院等に宿泊して支援を受ける「短期入所型」及び助産師が利用される方の自宅に赴いて支援を行う「居宅訪問型」を実施しているところでございますが、ご家庭の事情により、育児に対する家族のサポートを受けることが難しい方や、自宅以外で支援を受けることを希望される方もおられることから、利用される方が、助産所などに来所して支援を受ける「通所型」を新たに実施してまいりたいと考えております。

産後も安心して子育てができる支援の一つとして、産後ケア事業をご利用いただければと思います。

新型コロナワクチン接種につきましては、国により、春開始接種につきまして、1・2回目の初回接種を完了してから3か月以上を経過した65歳以上の方及び64歳以下の基礎疾患のある方、また、医療従事者及び高齢者施設の従事者等が対象とされ、町におきましては、現在文化センター大会議室を会場とした集団接種を実施しております。

接種に使用するワクチンにつきましては、春開始接種では武田社ワクチン（モデルナ）のみが国から供給されることとなったため、接種対象となる皆様には、事前にはがきによる希望調査を実施し、接種の希望の有無、希望するワクチンについてお伺いをしました。希望調査の結果、「ワクチンはおまかせでよい」と回答された高齢者の皆さんについては、日時を指定し、町の集団接種会場での接種をご案内させていただいているところであります。

秋開始接種につきましては、使用するワクチン等の詳細はまだ示されておりませんが、接種対象は春開始接種を受けた方も含め、5歳以上の方全員が対象とされておりますので、接種を希望される皆さんに速やかに接種が実施できるよう、補正予算の計上を含め、準備を進めてまいりたいと考えております。

続いて二つ目の「暮らしと産業、快適なまちづくり」では、新たな交通網の構築や各種産業の振興に係る取組を進めてまいります。

まず、国道18号バイパスと県道坂城インター先線の進捗についてであります。

国道18号バイパス坂城町区間につきましては、国において、用地交渉及び用地買収等が順次進められているところであります。

今年度につきましては、道路土工、カルバート工及び排水構造物工、また買収した用地の除草などが行われる予定であり、特に、網掛地区におけるカルバート工につきましては、工事期間中、土砂運搬車両や敷材運搬車両等が県道及び町道を通行するため、地元地区の皆さんには工事のお知らせをしながら工事が進められる予定とお聞きしております。

また、県道坂城インター先線につきましては、工業団地入り口までの間の道路路体工事が完了し、今年度中の開通を目指し、順次工事が実施される予定であります。

さらに千曲川を渡って国道バイパスまで接続する延伸事業につきましては、昨年度開催した

地権者対象の説明会においていただいた要望等も踏まえ、線形等も含めて現在検討されているところと伺っております。

町で整備を進めております町道A01号線道路改良事業につきましては、「金井工区」と「保地工区」の2工区で事業を進めております。「金井工区」につきましては、通学路としても安心・安全な道路を目指し、一部道路改良工事を予定しております。

工事期間中は、交通規制などを実施しながらの施工となりますことから、通行される皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、「金井工区」北側の「保地工区」につきましては、昨年度実施した道路拡幅に伴う建築物の補償算定結果に基づき、今年度から順次用地交渉を進め、事業進捗を図ってまいりたいと考えております。

町内の基幹道路の整備推進は、慢性的な交通渋滞解消のみならず、地域経済の活性化などに大きな影響をもたらすとともに、万一の災害時においても重要な役割を果たすことなど、地域住民の安心・安全に寄与することも期待されますことから、今後も国・県に対し、早期開通に向け、引き続き要望していくとともに、町といたしましても、幹線道路整備につきまして鋭意推進してまいりたいと考えております。

続いて、昨年4月より実証実験運行を開始した「デマンド交通乗り合いタクシー事業」であります。今年3月までの1年間の状況といたしましては、登録者は約230人、延べ約2,800人にご利用をいただいているところであります。

実証実験2年目となる今年度も、引き続き、地域公共交通会議等で実証実験運行の検証を行う中で、循環バスとともに利用者の皆さんにとって、より利用しやすい仕組みとなるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

また、昨年度から2か年で策定を進めております「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」であります。住民の皆様意向を当計画に反映して、まちづくりの課題等を分析・整理するための住民アンケートを昨年度行ったところであります。

2年目となる今年度につきましては、アンケート結果を踏まえ、計画内容を精査する中で原案を作成し、住民説明会の開催や意見募集などの手続を経て、有識者等で組織する「都市計画審議会」にお諮りする中で、町の将来を見据えた計画策定を進めてまいりたいと考えております。

さて、産業振興といった部分では、工業の町としてテクノセンターを中心とした企業支援を引き続き行ってまいります。

昨年導入しました金属3Dプリンターをはじめ、企業の皆様にご活用いただいている試験機器の校正点検を行い、精度の確保に努めるとともに、今年度は、蛍光エックス線分析装置の更新補助を行ってまいります。

テクノセンターが行う「人材育成」、「情報の収集提供」、「技術の高度化」などを支援することなどで、中小企業の振興とモノづくりの技術の向上につながっていくものと期待するところであります。

また、工業用地確保に向けた産業用地の造成につきましては、昨年分譲しましたテクノさかき工業団地の北西部にあたる約3.7ヘクタールにつきましては、町内事業所からの要請に基づく民間事業者による開発の動きがあり、今年3日には、地権者を対象とした事業説明会が開催されました。事業は、町における雇用創出や地域経済の活性化にもつながるものであることから、農振除外や農地転用、開発行為などの手続が円滑に進められるよう、町といたしましても関わってまいりたいと考えております。

さて、世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカの景気は、供給制約の緩和を背景に自動車などの販売が大きく増加したことに加え、飲食・宿泊といった対面型サービスの増加などにより、個人消費は大きく増加したものの、金利上昇の影響による住宅投資の低迷も見込まれる中で、1～3月期の実質GDP成長率は、前期比年率プラス1.1%と前期からの伸びが鈍化しております。

一方で、中国におきましては、ゼロコロナ政策の解除を受けて、外食や観光といったサービス分野を中心に個人消費の回復が顕著であり、1～3月期の実質GDP成長率は、前年同期比プラス9.1%と高い伸びを示しております。

なお、欧州におきましては、北米やアジアからの観光客を中心にインバウンド需要が回復しているものの、国により景気のばらつきが大きくなっており、ユーロ圏全体では1～3月期の実質GDPは、前期比年率プラス0.3%と、プラス成長ながら低い伸びとなっております。

次に国内の状況であります。内閣府による5月の「月例経済報告」では、「景気は、緩やかに回復している。」とし、先行きについても、「雇用・所得環境の改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方で、「世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、金融資本市場の変動等に十分注意する必要がある。」としております。

また、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が5月に発表した「金融経済動向」によりますと、設備投資、個人消費等の増加などから「長野県経済は、一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きが続いている。」との観測となっております。

当町におきましては、4月に実施いたしました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果では、生産量は3か月前の比較でプラスとした企業が8社から10社に増加した一方で、売上げについては10社から8社に減少するなど、一部弱めの景況感がうかがえるところとなっております。

なお、雇用につきましては、1月～3月の実績が総計でプラス58人と、前回調査のプラス

37人から増加し、来年4月の雇用予定では、数社を除き増員または減員分の補充を予定しており、全体では54人の増員予定で、引き続き堅調な雇用情勢が続くことが予想されます。

海外景気の影響が懸念されるところでありますが、コロナ禍からの回復を追い風に、当町の企業や経済が安定的に成長していくことを願うところであります。

さて、去る5月28日、日曜日、しなの鉄道「坂城駅」多目的広場を会場に、坂城町振興公社主催による「坂城駅前葡萄酒祭2023」が開催されました。

昨年は、テイクアウトのみの「坂城駅前葡萄酒マルシェ」を開催しましたが、5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、一区切りを迎えたことを受け、今回は会場内で飲食をお楽しみいただけるイベントとなりました。

当日は天候にも恵まれ、さかき千曲川バラ公園で開催されている「第18回ばら祭り」との相乗効果もあり、約2,800人もの大勢の方にご来場いただき、町内外から出店した12のワイナリーや多くの飲食店の自慢の味をご堪能いただくとともに、坂城中学校吹奏楽部や町内出身アーティストなどによるコンサートも楽しんでいただくなど、大変なにぎわいの中で大盛況のイベントとなりました。

今後も、ワイン文化の浸透とともに、ワインドウの産地化に向けた取組や支援について、引き続き行ってまいります。

農業振興につきましては、優良な農業生産基盤の集積・集約化を進め、農業振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「農業振興地域整備計画」の見直しを昨年度より進めております。

高齢化の進行や後継者不足などにより農業者が減少する中、新たな担い手の確保や優良な集团的農地による営農環境の確保ができるよう、関係する皆様からご意見をお聞きしながら、当町の農業の目指すべき方向性を定め、今年度中に計画を策定してまいります。

また、従来からの支援に加え、新たな農業の推進やICTを取り入れたスマート農業化の推進を図ってまいります。

次に、三つ目の「未来につなぐ子育てと学びのまちづくり」では、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、よりよい学びの環境を整える取組を進めてまいります。

食品や生活用品、燃料など諸物価の高騰が続く中、子育て家庭に対する、より一層の支援・負担軽減が必要であることに鑑み、町内在住の小中学生の学校給食費の無償化を4月に遡って実施したいと考えており、実施に必要な予算の調整をお願いしたいと思っております。

給食費の無償化にあたりましては、町内小中学校に就学する児童生徒の学校給食費を無料とするとともに、食物アレルギー等により学校給食の代わりに弁当を持参している児童生徒及び町外の学校に就学する児童生徒に対しては、学校給食費相当分を補助するなど、児童生徒それぞれの状況にもきめ細やかに対応してまいります。

また、これまで導入整備を進めてまいりましたICTの活用によるGIGAスクール構想、また英語教育についてもさらに推進してまいります。

中学校におきましては、英語教育と生徒のキャリア教育を一層推進するため、「中学生海外研修派遣事業」につきまして、坂城中学生を対象に、アメリカ合衆国への海外研修派遣の計画をしてまいります。

この海外研修派遣事業につきましては、令和元年度末に第1回目の実施に向け準備を進めておりましたが、世界規模の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により中止となり、それ以降、事業の実施を見送ってきたところでありますが、WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を終了することを発表し、世界的にも感染状況が落ち着きを見せる中で、海外渡航条件の制限等もなくなったことから、海外研修派遣事業を再開し、カリフォルニア州のシリコンバレーでの先進企業の見学や、現地中学生との交流等を計画に盛り込んでまいります。

なお、坂城中学校では、令和元年度に訪問を予定していた現地中学校とビデオレターの交換による交流を続けており、現地での生徒同士の交流の実施についても計画していきたいと考えております。

また、平成27年度から実施しておりました高校生のタイ国研修につきましても、令和元年度以降、4年連続で中止となっておりましたが、今年度の事業実施に向けて準備を進めてまいります。

多感な時期にある高校生が、海外で活躍する町内企業の視察や、現地学生との交流、歴史・文化などの異文化体験を通じて、国際感覚を養い、坂城町、さらには日本を再認識し、自らの将来を考える機会となることを期待するところであります。

両研修に係る経費につきましては、補正予算に計上しております。

続いて、本年3月に、中学部活動の休日における新たな活動の場として、千曲市と共同で立ち上げました「千曲坂城クラブ」につきましては、坂城中学校の生徒のデザインが同クラブのロゴマークに採用される中、各専門部の具体的な活動がスタートしております。更埴地域の中学校の生徒たちがお互いに切磋琢磨し、ますます活躍できるようにサポートしてまいります。

次に、文化センターにつきましては、町の文化の中心として、公民館活動や各文化団体の活動の拠点として多くの皆様にご利用いただいているところであります。

これまでも、1階のトイレの改修、控室やエレベーターの設置など、利用しやすい施設の維持に努めてまいりましたが、建設から53年が経過し老朽化が進んでいる状況から、耐震性の確保とさらなる利便性の向上を図るため、耐震ブレースの設置や外階段の補強などを行う「耐震補強工事」と、屋根・壁及びトイレの改修や、音響性能を向上させるための天井改修、空調設備の更新などの「大規模改修工事」を行ってまいります。

また、工事に併せまして、太陽光パネルと蓄電池設備の設置も予定しており、所要の経費を補正予算に計上しております。工事期間中は施設の使用ができず、ご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に四つ目の「暮らしやすい安心なまちづくり」では、近年の異常気象などに伴う災害への備えの強化を図るとともに、行政サービスのデジタル化に向けた取組などを進めてまいります。

農業用ため池の多くは、築造が古く、豪雨時や地震時での決壊による下流域での被災が懸念されております。

町では、防災重点農業用ため池として6か所を指定し、順次、耐震解析調査等を行い、計画的な補強工事を行っていく計画としており、今年度は、ため池2か所の地震耐性評価を実施してまいります。

あわせて、近年のゲリラ豪雨など急激な増水時における迅速な排水対応等を図るため、水門の自動化への対応を進めてまいりたいと考えており、今年度は、南条地区の会地排水門の自動化工事を行ってまいります。また、災害時における中核避難所等への災害用マンホールトイレの整備につきましては、設計作業に着手してまいります。

なお、砂防堰堤や河川の河道掘削、しゅんせつ等につきましても、引き続き関係機関へ働きかけを行い、安心・安全なまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

松くい虫被害防止対策につきましては、伐倒駆除を中心に空中散布、枯損木処理、樹幹注入、松の植樹など総合的な防除対策を講じております。

地形が急峻な葛尾城跡風致地区と自在山風致地区につきましては、4月12日に住民説明会を開催し、住民の健康に対する配慮を図る中で、今月21日に空中散布の実施を予定しております。

また、苧屋原地区におきましては、同日と7月12日に無人ヘリコプターによる地上散布を実施し、人家に近く、有人ヘリコプターでは散布できない急峻な地区における予防対策を実施してまいります。

さて、暮らしやすいまちづくりのため、行政サービスのデジタル化は喫緊の課題であります。人口減少や少子高齢化が進む中、デジタル技術の活用により、行政の効率化を図るとともに、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向けた「DX＝デジタルトランスフォーメーション」の取組が重要になっています。

町では、住民票等のコンビニ交付サービスやインターネットによるワクチンの接種予約など、デジタル技術の活用を進めているところでありますが、さらに電子申請システムを活用し、町民の皆様が利用しやすくなるよう推進するとともに、今後建設をしてまいります新たな複合施設においても、DXの効果的な導入を図ってまいりたいと考えております。

移住・定住施策につきましては、移住希望者への相談支援、住宅を新築される際の移住定住補助金の交付、空家、空き店舗の利活用など、引き続き多面的な支援を行ってまいります。

そうした中、東京圏などから町内へ移住し、中小企業等に就職された方などに対し補助金を交付する「U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金」につきまして、18歳未満のお子さんがある世帯には、これまで1人につき30万円を加算しておりましたが、連携して支援する国・県の制度改正に合わせ、町においても1人当たりの加算額を100万円に拡充いたします。

引き続き、国・県と協力し、町内への移住・定住の促進と併せ、テクノハート協同組合などとも連携を図る中で、中小企業等における人材確保に向けた取組等についても推進してまいりたいと考えております。

また、ゼロカーボンの達成に向けた取組といたしまして、再生可能エネルギーの活用による環境にやさしく、安心なまちづくりを推進するため、住宅用の太陽光発電設備や蓄電設備の設置を支援する「住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金」を拡充いたします。

これまで、7万5千円としていた太陽光発電設備導入に係る補助限度額を倍増するとともに、自動車からの温室効果ガスの排出を抑えつつ、家庭や地域におけるレジリエンスを強化するため、電気自動車と住宅間の充電・給電を可能にするV2H、Vehicle to Home 導入に対する補助も新設し、2050年ゼロカーボンに向けての家庭における取組を一層推進してまいります。

中心市街地に関しましては、昨年末に寄附を受けました鉄の展示館北側の土地につきまして、建物の屋根や床の一部が崩落するなど、再生は困難な状況であることに加え、繁茂した敷地内の竹木は倒木等の危険性があり、地元からも早期の環境整備が望まれているところであります。

今年度は、建物の解体及び竹木の伐採等の工事を実施し、まずは安全、衛生、景観の保全に取り組んでまいりたいと考えております。

今後につきましては、周辺エリアを含めた面的な視点で、より効果的な土地利用が図れるよう、地域や関係者の皆様のご意見を踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、四つの柱に沿いまして、各事業の概況や補正予算の内容も交えながら述べさせていただきましたが、今後、まちづくりの四つの柱に掲げた事業の実施に際しましては、私の4期目の新たなスローガンとして掲げました「チャレンジSAKAKI well being」を全職員が意識し、それぞれの事業をよりよいものとする中で、「輝く未来を奏でるまち」の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

さて、補正予算の概要につきましてもいくつか触れましたが、補正予算（第2号）の総額は9億6,428万1千円であります。

本年度の一般会計当初予算は、統一地方選挙の年でしたので、義務的経費や制度によるものが中心の骨格予算でありました。この骨格予算に、補正予算（第1号）を経て、今回の補正予



算を加えた歳入歳出の予算の総額は、73億3,054万9千円となります。

また、今議会に上程いたしませぬ議案は、人事案件が2件、条例の一部改正が3件、一般会計補正予算が1件の合わせて6件であります。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、所信表明、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

◎日程第4「諸報告」

**議長（滝沢君）** 町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度坂城町一般会計予算及び令和4年度坂城町下水道事業特別会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社から令和5年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

---

**議長（滝沢君）** 日程第5「議案第29号 坂城町教育委員会教育長の任命について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（滝沢君）** 朗読が終わりました。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** 議案第29号「坂城町教育委員会教育長の任命について」ご説明申し上げます。

令和元年6月の就任以来4年余り、町の教育行政にご尽力いただきました教育長の清水 守さんが、任期満了となる6月30日をもって辞任されるところであります。

清水教育長におかれましては、この間、保育から就学期まで切れ目のない子育て支援やGIGAスクール構想による学校のICT環境の整備、町体育館の大規模改修など、新型コロナウイルス感染症による困難な状況の中、学校や関係機関と連携して町の教育行政の推進にご尽力いただきました。今日までのご労苦に対し、心から感謝申し上げます。

その後任といたしまして、識見が高く、広く教育活動を実践され、教職員として坂城中学校教頭、村上小学校長など要職を歴任された後、令和2年からは坂城町公民館長として町の生涯学習と社会教育の充実に努められております塚田常昭氏が適任と存じ、坂城町教育委員会教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は、令和5年7月1日から3年間であります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（滝沢君）** 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第5「議案第29号 坂城町教育委員会教育長の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

---

**議長（滝沢君）** ここで、地方自治法第117条の規定により、臼井洋一君の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時37分～再開 午前10時38分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

日程第6「議案第30号 坂城町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」  
を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（滝沢君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** 議案第30号「坂城町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、町長が行う固定資産の価格の決定を補助する固定資産評価員として、副町長である臼井洋一氏を適任者と存じ選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意をお願い申し上げます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（滝沢君）** 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第6「議案第30号 坂城町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

---

**議長（滝沢君）** ここで、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時40分～再開 午前10時41分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

日程第7「議案第31号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてから、日程第10「議案第34号 令和5年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」までの4件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます

(議会議務局長朗読)

**議長（滝沢君）** 朗読が終わりました。

次に、提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** では、議案第31号から議案第34号まで順次ご説明申し上げます。

まず、議案第31号「坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に合わせ、本条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、こども家庭庁の設置により子どもに関する業務が整理され、本条例で引用する子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴う項ずれを改めるものなどであります。

次に、議案第32号「坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に合わせ、本条例について所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、家庭的保育事業所等における安全管理について、設備の安全点検と、職員、利用乳幼児などに対する事業所等での生活における安全に関する指導や、職員の研修及び訓練などの事項についての計画の策定のほか、自動車を運行する場合の利用乳幼児の乗車及び降車の際における所在の確認と、送迎を目的とした自動車に利用乳幼児の見落とし防止装置の設置に関して新たに定めるなどの改正を行うものであります。

議案第33号「坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に合わせ、本条例について所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、放課後児童健全育成事業における安全管理について、設備の安全点検と、職員、利用者等に対する事業所での生活における安全に関する指導や職員の研修及び訓練などの事項についての計画の策定のほか、自動車を運行する場合の利用者の乗車及び降車の際における所在の確認に関して新たに定めるなどの改正を行うものであります。

最後に、議案第34号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億6,428万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を73億3,054万9千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス予防接種事業や、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業等に係る国庫支出金1億3,350万2千円、鳥獣被害防止総合対策交付金などの県支出金1,179万6千円、文教施設整備等基金などの繰入金8億748万6千円、町債6,550万円をそれぞれ増額し、学校給食無償化に伴う学校給食納入金6,070万3千円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、温泉施設の設備等更新に係る経費1,580万円、複合施設建設準備に係る経費2,022万6千円、消火栓修繕に伴う負担金及び軽積載車更新等、消防施設に係る経費1,770万7千円、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業4,747万8千円、新型コロナウイルス予防接種事業8,000万6千円、旧児玉邸解体・伐採等、中心市街地街並み整備事業6,295万円、村上小学校通路舗装改修工事等、3小学校の改修に伴う工事費1,800万円、文化センター耐震補強・大規模改修事業5億6,336万6千円をそれぞれ増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（滝沢君）** 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日8日から6月14日までの7日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、明日8日から6月14日までの7日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月15日、午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前10時50分)



## 6月15日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 13名
- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 9番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 "  | 中 嶋 登 君   | 10 " | 山 城 峻 一 君 |
| 3 "  | 塚 田 舞 君   | 11 " | 祢 津 明 子 君 |
| 4 "  | 松 本 みゆき 君 | 12 " | 大日向 進 也 君 |
| 5 "  | 水 出 康 成 君 | 13 " | 朝 倉 国 勝 君 |
| 6 "  | 宮 入 健 誠 君 | 14 " | 大 森 茂 彦 君 |
| 8 "  | 星 哲 夫 君   |      |           |
2. 欠席議員 7番議員 中 村 忠 靖 君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 町 長             | 山 村 弘 君     |
| 副 町 長           | 臼 井 洋 一 君   |
| 教 育 長           | 清 水 守 君     |
| 総 務 課 長         | 関 貞 巳 君     |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊 達 博 巳 君   |
| 会 計 管 理 者       | 大 橋 勉 君     |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 下 昌 律 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 鳴 海 聡 子 君   |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 祐 一 君   |
| 建 設 課 長         | 堀 内 弘 達 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻 子 君   |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 細 田 美 香 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 幸 二 君   |
| 総 務 係 長 補 佐     | 宮 嶋 和 博 君   |
| 財 政 係 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君   |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 竹 内 優 子 君   |
| 企 画 調 整 係 長     | 橋 本 直 紀 君   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |             |
| 子 ども 支 援 室 長    |             |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| (1) 複合施設についてほか     | 玉川清史 議員 |
| (2) こども基本法についてほか   | 山城峻一 議員 |
| (3) 公共施設の整備についてほか  | 祢津明子 議員 |
| (4) 高齢者の健康増進についてほか | 中嶋 登 議員 |
| (5) 少子高齢化対策についてほか  | 朝倉国勝 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、7番 中村忠靖君から欠席の届けがなされており、これを許可してあります。

なお、会議に入る前に、本日から19日までの間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（滝沢君）** 質問者は、お手元に配付したとおり13名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に、9番 玉川清史君の質問を許します。

**9番（玉川君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

選挙後の新編成での初議会です。4期目の山村町政がより一層町民の皆さんの要望に沿い、この体制になってよかったと町民の皆さんに感じていただけるように、議員としての行政のチェック機能、そして町民の皆さんと町の橋渡しとしての活動を進めていきたいと考えています。どうぞよろしく申し上げます。

では、質問に入ります。

#### 1. 複合施設について

イとして、施設の整備にあたって。

保健センターと老人福祉センターを一つの建物内に置く複合施設、町長の所信表明の最初に挙げられました。山村町政の目玉の一つとなります。坂城町公共施設個別施設計画では、来年度は基本設計、7年実施設計、8年から建築工事開始、10年に老人福祉センターが、11年に保健センターが複合施設に移行とあります。令和6年からの費用も20億円の後半が示されています。町民の皆さんの関心も非常に大きいと思います。

所信表明の中に、子育てと教育などの要素を付加し、多世代が集い、活発な交流、誰もが気軽に立ち寄り交流し、人と情報と社会、そして笑顔がつながるwell beingの実現空間として整備された施設とあります。3月議会での答弁では、先進地の視察が1件、3月の末に第3回目の委員会を予定し、委員からの意見、提案をビジョンに反映させることについて協議をすると回答されています。

保健センターと老人福祉センターが核になりながら、保健や福祉の利用目的以外のことでも、誰もが気軽に立ち寄りたくなるような付加価値や、運営方法などについての準備委員会での意見はどうだったでしょうか。

1、今までの準備委員会ではどのような意見が出されたかとしてお聞きします。

3月議会では、さらに様々な方が集い利用できる複合施設として、多くの皆様にご満足いただけるものとなるよう、引き続きあらゆる場で皆様のご意見を伺いながら、建設理念を体現する夢のある複合施設の準備を進めていくとも答弁されています。実際に利用する皆さんの意見をできるだけ多くお聞きして、納得してもらえるすばらしい施設にしてもらいたいと考えますので、2、広く町民の意見を聞くために、どのような方法を考えているかとしてお聞きします。

以上、1. 複合施設について二つお聞きします。

**町長（山村君）** ただいま、玉川議員さんから1番目としまして、複合施設についてのご質問をいただきました。

さて、我が国の総人口は、平成20年、このときは1億2,808万人でしたけれども、これをピークに平成23年、1億2,783万人以降は一貫して減少しており、人口減少社会が続く中で、特に大きな課題になっているのが少子高齢化への対応であります。

少子高齢化への対応につきましては、労働力や生産力の低下、社会保障の在り方といった国全体での対策はもとより、市町村が身近に提供していく福祉や健康、子育てなどの行政サービスにおいても、大変重要なテーマであると考えております。

そうした中で、町では社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴う保健・福祉サービスへのニーズや課題への対応を図るため、先ほどもお話がありました老朽化が進む保健センターと老人福祉センターを統合した新たな複合施設の整備について、第6次長期総合計画や公共施設個別施設計画に盛り込んでいるところであります。



私も複合施設の整備につきましては、この4期目で取り組む最優先事項の一つと捉えており、福祉や保健にとどまらず、子育て支援センターや図書館の一部機能など、子育て、教育といった視点の要素も付加することで、多世代が集い、活発な交流が図れる新たな少子高齢化対策の拠点にしていきたいと思いますと考えているところであります。

また、複合施設の整備にあたりましては、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を具現化し、DXを効果的に活用することで、誰もが利用しやすく、利便性や快適性の高い施設とすることで、人と情報、社会がつながり、笑顔で過ごしていただけるようなwell beingの実現空間を目指す姿として考えているところであります。本議会初日の所信表明でも触れさせていただいたところであります。

こうした重要な役割を果たす施設の整備にあたり、町では、昨年度から福祉や保健、子育て、生涯学習、まちづくりなど、様々な分野に関わる皆さんによる建設準備委員会を立ち上げたところであります。その中で、今年度策定を予定しております施設整備の基本構想や基本計画の土台となる施設の方向性について、先進地の視察や活発な意見交換を行う中で、ご検討いただいているところであります。

今までの準備委員会でどのような意見が出されたかのご質問であります。機能や構造及び設備、運営面のほか、役場庁舎との業務連携や交通手段に至るまで、多岐にわたり、大変多くのご意見をお寄せいただいております。

いくつかの具体例を申し上げますと、機能や運営面としますと、そこに行くとなんか色々な情報を一元的に取得でき、専門職員の常駐によるワンストップの相談や指導、その後の支援などが受けられる体制といったことや、役場機能の一部支所化、図書館機能に加え、読書や自主学習のスペース整備、アクセス面での交通手段への配慮といったご意見をいただいているところであります。

また、設備面では、町民が活用できる商業的要素のほか、ワークショップや休憩スペースなど、フレキシブルに活用できるオープンスペースや多目的利用空間の確保のほか、ウォーキングや散歩コースなどの野外活動スペースや、景観として、木材が多用された明るい雰囲気になった開放的なユニバーサルデザインの施設といったご意見を頂戴しているところであります。

これまでに頂戴したご意見につきましては、既に方向性として取り込んでいるもの、引き続き基本構想・基本計画において検討を要するもの、設計段階で考慮・検討していくもの、運営体制の中で対応するものなどに整理し、今後の施設整備の具体的な検討に生かしていきたいと思いますと考えております。

次に、広く町民の意見を聞くための手法についてのご質問であります。複合施設につきましては、これまでも申し上げておりますとおり、立場や世代を超えてご利用いただける施設として、広く町民の皆様のご意見をお聞きする中で進めていきたいと思いますと考えているところであります。

ます。

具体的な手法や時期につきましては、今後、建設委員会等でのご意見も踏まえまして検討してまいります。そうした中では、例えば中学生や高校生など、若い世代の方からのご意見をお聞きする機会を設けることも検討したいと考えているところであります。

複合施設の整備は、第6次長期総合計画に掲げる町の将来像「輝く未来を奏でるまち」の実現にも大きく関わる事業であります。町といたしましても、課を超えて連携する中で、円滑な事業進捗に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

**9番（玉川君）** 町長からご説明いただきました。具体的な設備についてのご意見があったそうです。屋外を利用する、そして公共のスペースみたいなものが入ることなんです。特にこういった今の梅雨の時期なんかは、外を散歩できないということで、幼いお子さんを連れて保護者の皆さんがそちらに集まって一日過ごす、そういったところは大変期待できるものだと思います。

それで、現在ありますテクノセンターのロビーなんかは、自由に開放していただいているわけですが、そういったものもできるということで考えてみるといいのかなと思います。

自分なんかも、仕事の関係でロビーなんかを使わせていただくということも多々ありますので、やはり坂城町の中之条地区、あそこであれば、またその周辺の方が利用しやすいのではないかと思います。

さらに、既存施設として文化センターがあるわけですが、そことのすみ分けみたいなことについて、お考えをちょっと伺いたいんですが、どうでしょうか。よろしく申し上げます。

**企画政策課長（伊達君）** ただいまの再質問についてお答えいたします。

中之条地域への建設といった予定でおりますけれども、周辺には文化センターですとか体育館ですとか、そういった施設がございます。当然、そういった施設と重複するような機能については、既存の施設を含めて整理をしていく必要があるかなと思っておりますので、逆に言うと、そういった既存の施設を含めたエリアとしての整備の考え方というのも一つの考え方かなと思っておりますので、そうしたことを踏まえて今後検討をしていくということになるかと思っております。

**9番（玉川君）** ご説明いただきました。十分に時間をかけて皆さんの声を聞いて、いい結果が出るようにお願いしまして、次の質問に入ります。

2. 性の多様性を尊重するために

イ. 町の取り組みについて

LGBTQという言葉が頻りに耳にするようになりました。性の在り方は、単に男性、女性だけではなく、生まれたときの戸籍上の性別、自分の性をどう思うか、性的に好きになる性、服装やしぐさ、言葉遣いなど表現する性により捉えられています。

その中で、自分の性別をどう思うか、性自認と言われるそうです。性的に好きになる性、性的指向と言われていています。などについて、少数派の皆さんが性的マイノリティー、LGBTと言われており、さらにQとして、性自認をしない、できない方、男女どちらにも性的に好きにならないなど、様々な方がいるということです。つまり、性自認、性的指向というものは、持って生まれたものであり、病気でもおかしなことでもないということです。ただ、数が少ないだけです。

日本財団ジャーナル、昨年10月の報道では、電通ダイバーシティ・ラボの2020年の調査によって、日本には約8.9%の人が性的マイノリティーに属していると伝えています。あくまでも公表されている人の数ですから、もっと多いのではないかと思います。

LGBTQの皆さんが社会的に受けている差別や不利益についての調査、これは様々な団体が行っています。例えば、LGBT差別禁止法を訴え続けているLGBT法連合会という当事者団体の調査では、あらゆる場面で差別やいじめがあり、職場ではパートナーやその子どもが法的な配偶者、子どもと認められず、扶養手当、家族手当、育児・看護休暇の対象とはならない。医療、社会保障、公的なサービスにおいても、パートナーの外科手術の同意書にサインできなかったり、家族ではないとして治療の情報が与えられない。公営住宅への入居について、家族でないことを理由として入居できないなどが訴えられているそうです。

個人のLGBTについての認知度について行った大手広告会社の2020年の調査報告では、LGBTという言葉について、前回2018年、68.5%だった認知度が80.1%、しかし、そのほかの性について、例えばQについては25%が聞いたと回答し、学校教育での必要性については、88%を超える人が必要だと回答したということです。

個人のレベルでの認知度を上げ、偏見・差別を解消し、人権を守るために進んでいくこと、最終的には国が動くことが求められますが、また、偏見や差別を受けたり、様々な社会的不利益を強いられている現状を変えていくことは、誰もが生きやすい社会をつくることになり、SDGsの観点からもLGBTQへの理解が不可欠ともされています。

そのためには、一番身近な行政にもできる範囲の役割を担ってもらう必要があります。後で細かく言いますが、人口カバー率70%を超える地域で行政が積極的に動き始めました。このことで、最近では日常的にLGBTQという言葉が聞こえてくるようになったのだと思います。

そこで、1、社会生活において不利益を受けているLGBTQの皆さんの人権を守るために、町はどのような活動をしてきたかをお聞きします。

次に、ロ、県のパートナーシップ届出制度の概要はについて。

長野県では、松本市が令和3年4月、駒ヶ根市が4年の4月、長野市が4年の12月からパートナーシップ制度を開始しています。しんぶん赤旗の5月27日の報道では、今年3月では272自治体だったものが、4月、5月に53増え、12都道府県18政令市を含む全国で

325の自治体がパートナーシップ制度を導入し、人口でのカバー率は、先ほど申し上げましたが、70%を超える地域となっており、都道府県単位では、青森、秋田、茨城、栃木、群馬、富山、静岡、三重、福岡、佐賀の10県、それと東京都、大阪府が導入済み。ここ長野県と島根も近々導入の予定という記事がありました。

さらに、県単位ではありませんが、全市町で導入済みなのが香川県、神奈川県でも今年度中に残る3市町が導入で、全市町が導入となると報道されました。

長野県でも長野県パートナーシップ届出制度を今年の4月20日に制定し、既に制度を導入している3市と連携をしています。この制度は今年8月から始まりますが、その概要について、1、県が率先してパートナーシップ届出制度を創設し、県下自治体にもこの制度が広がることになる。この制度の概要はとしてお聞きします。

次に、ハ、県との連携はについて。

この制度は、県が県のサービスを届出者に提供するものですので、町はどのように連携をしていくのか。その方針について、1、県との連携に向けた町の方針はとしてお聞きします。

以上、2、性の多様性を尊重するためについて、三つお聞きします。

**企画政策課長（伊達君）** ただいま、二つ目のご質問として、性の多様性を尊重するためにとのご質問を頂戴しました。順次お答えをいたします。

ご質問にもありましたように、近年、国内においても、LGBTQや性的マイノリティーという言葉が社会に定着してきておりますが、これは、性的指向や性の同一性・性の自認など、性の在り方が多数の方と異なる少数の方を示す、性的マイノリティーの方々の声がマスメディア等で取り上げられていることや、最近では、LGBTに係る法案の国会審議、同性婚に関する訴訟の話題が報道されるなどにより、認知度が急速に高まっているということが考えられます。

その一方で、性的マイノリティーへの理解は十分に高まらず、性的マイノリティーの方々は差別的言動に加え、異性愛や男性と女性の性別二元論を前提とした制度そのものに直面し、困難を抱えております。

私たち一人一人が、性的マイノリティーに関する正しい知識を身につけ、今まで当然と考えられてきた認識や制度について考えることや、一人一人異なる性の在り方の違いを尊重することが、性的マイノリティーの方に限らず、全ての方が生きやすい社会の実現につながるものと考えております。

初めに、イの町の取り組みについてのご質問ですが、町では、LGBTQを含め広く人権というテーマでの啓発や教育に取り組んでおり、各学校での人権の花運動の実施や、人権週間には関係団体と連携し、坂城駅及びテクノさきき駅での街頭啓発活動、また、毎年開催している人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会などの機会を通して、共に認め合い、共に

支え合う社会を目指して意識の向上に努めております。

加えて、企業の多い当町の特徴的な取組といたしまして、人権が尊重され差別のない明るい職場づくりを進めるために、企業人権同和教育推進協議会と町が連携し、毎年、新入社員を対象とした人権同和研修や、企業内人権同和教育推進員を育成する研修講座を開催し、企業内の意識啓発につなげるとともに、研修においては、性的マイノリティーに対する理解についても取り上げてきたところで、今後もこうした機会を捉えて継続的に理解促進を図ってまいります。

続いて、ロの県のパートナーシップ届出制度の概要は、また、ハの県との連携はのご質問にお答えいたします。

県では、時代の変遷に伴う家族形態やライフスタイルが多様化する中、誰一人取り残さない社会を実現するため、県と市町村が性的マイノリティーを含むジェンダーに関する現状と課題を共有し、必要な施策を研究するため、令和4年7月に市長会・町村会が推薦する市町村の担当課長等13名と県の担当部課長等による、県と市町村のジェンダーに関する施策の研究会を設置したところであります。

研究会の目的は、一つ目として男女共同参画と性的マイノリティーに関する現状と課題の共有、二つ目としてジェンダーギャップの解消、生き方の変化・多様化に向き合った施策の研究、三つ目として同性パートナーシップ制度を含む性的マイノリティー支援施策の検討を主とし、研究会の中では、パートナーシップ届出制度の運用についても協議が行われてきたところであります。

また、同年、令和4年10月に開催されました県と市町村との協議の場では、県の制度に対応する行政サービス、支援施策でありますけれども、行政サービスについては、市町村が足並みをそろえて実施できるよう調整をしてほしいという市町村長の意見を受けて、研究会での検討が重ねられてきました。

こうした経過を経て、本年4月に、多様性や違いを認め、共に支え合って暮らす社会の実現に向けて、性的マイノリティーの方々の生活上の障壁を取り除くことを目的とした長野県パートナーシップ届出制度実施要綱が制定されたところであります。

制度の概要としましては、双方またはいずれか一方が性的マイノリティーであるお二人が、互いを人生のパートナーとすることを県に届け出て、県は届出を受領したことを証する受領証を交付するもので、受領証の提示により、法令等の範囲内で一定の行政サービスを受けられる制度ということになります。

県では、7月10日から届出を受け付け、8月1日から受領証が交付され、サービスを受けられることとなります。

届出受領証を提示することにより受けられる県の行政サービスとしましては、県営住宅への入居申込み、県立医療機関における面会や緊急の治療の同意、県税に係る納税証明書の代理申

請、犯罪被害者等の遺族見舞金の給付申請、自動車税の身体障がい者等に対する減免などがございます。

また、県下市町村におきましても、県が交付した届出受領証の提示により、一定の行政サービスを提供するもので、提供に向け共通して取り組む行政サービスとしましては、市町村営住宅への入居申込み、パートナーが親権者とともに行う保育施設への入所申込み、公立病院における対応、罹災証明の代理申請、保育所・学童保育所への送迎、救急搬送証明等の代理申請、職員の福利厚生等となります。

町営住宅を例に申し上げますと、入居の資格要件の一つとなっている同居親族の範囲に、県が交付した届出受領証を持つパートナー同士も含むものとして、他の資格要件も満たす中で入居のお申込みをいただけるということになります。

市町村におけるこれらのサービスは、各市町村において速やかに提供するよう努めるとされており、当町におきましては、県と同様、8月1日からの提供開始とする予定で準備を進めているところでございます。

県及び県内市町村が歩調を合わせてこうした取組を行っていくことで、性的マイノリティーの方の生きづらさの障壁の解消に向けた実効性がより高まるものと期待するところであり、県と連携して制度の周知、啓発等を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、町としましては、統一的に提供する行政サービス等のほか、ご要望などがあった場合には、法令等を確認する中で、メニューの拡充についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

**9番（玉川君）** 課長より説明いただきました。ちょっと疑問だったのが、県の制度だから県のサービスだけかと思っていたんですが、全県の市町村が一つになって、町の制度についても、サービスについても十分考えていただけるということをいただきました。

そして、まだ不足のものがあれば、町のほうでも十分考えていただけると。すばらしい制度になるように期待をします。これを一つのきっかけとして、LGBTQの皆さんへの差別、これがなくなるように期待をしまして、玉川清史の質問を終わらせていただきます。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時32分～再開 午前 9時42分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、10番 山城峻一君の質問を許します。

**10番（山城君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、こども基本法並びにこれまで4回ほどやっておりますかね、びんぐし湯さん館について、大きく二つについての質問をいたします。

まず、1としてこども基本法についてです。

イとしまして、子どもの権利の普及について質問をしていきます。

昨年6月に国会において成立し、そして今年の4月に施行されたこども基本法ですが、それを踏まえて、今後の町の取組についていくつか質問していきます。

まず、こども基本法ができると同時にこども家庭庁も創設されて、そのこども家庭庁のホームページによれば、「こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約」、これについてはまた後ほど説明しますが、「の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについても定めています。」と書かれております。

ちなみに、このこども基本法の第1条の目的の中に、先ほど後ほど述べますと言った児童の権利に関する条約、これは一般的には子どもの権利条約と書かれておりますが、にも触れられております。

ちなみに、子どもの権利条約は、世界中全ての子どもたちが持つ権利を定めた条約であり、これができたのが1989年、もう30年以上前の11月20日、第44回国連総会において採択されました。

この条約を守ることを約束した締約国、地域数は196、世界で最も広く受け入れられている人権条約ということですが、日本は遅れること5年後、1994年に批准しております。

子どもの権利条約は、子ども、これは18歳未満の人のことですが、権利を持つ主体であることが明確に示されております。子どもが大人と同じように、1人の人間として持つ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあつて、保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定められています。

条約の採択は、世界中で子どもたちの状況の改善につながってきましたということが、これは日本ユニセフ協会のところに書いてあったわけですが、子ども施策を進める上で、子どもの権利条約、国と国とが定める法律ですよね、これをしっかり理解する必要があるのではないかと。私も最初に子どもの権利条約に出会ったのが10年以上、十五、六年前ですかね、子どもの権利に関する勉強会に参加したことがきっかけで初めて知ることができました。

そこで、質問になりますが、まず①として、この条約についての町の考え。条約だから従うべきだと多分、そういうことではなくて、私としてはこの条約を町がどう捉えて、これからどういうふうに生かしていくかということも踏まえて、それをお聞きます。

そして、2としまして、町としてこども基本法を理解する上で、この条約について学ぶ機会、先ほどのLGBTのこともそうですけれども、法律ができたから、じゃあということではなくて、やっぱりそれについてしっかり理解する機会をつくったほうがいいんじゃないかと。例え

ば講演会、研修会。しかも、これは町職員並びに学校教職員等々だけではなくて、例えば子ども自身、やはり当事者である子ども自身や一般向け、これは保護者も含めてですね。私などのような町に暮らす皆さんにも、それぞれ設けてはどうかということを提案というか、質問させていただきます。

そして、口としまして、これが結構重要なんですけれども、意見表明、意見反映についてです。こども基本法の条文は全部で20条あると。附則が2条でしたかね、あるわけですが、特にこの法律の第3条、また第11条が重要であると私は捉えております。

なぜ大事かということですが、第3条は基本理念が書かれております。基本理念に子どもの意見表明について、また11条、これは子ども施策に関する子ども等の意見反映ということが書かれておまして、意見反映、意見をどう反映させていくかという項目があるわけですが、こども基本法が施行されて、今、町において今後、子どもの意見、先ほど同僚議員のLGBTの話にもありましたが、子ども施策、複合施設もそうだと思うんですけれども、意見を聞く機会はあるのかどうか。個別のことではなくて、どういうふうに聞いていくのかも含めて、あとどういうふうに施策に反映していくのかも含めて、町側にお聞きしたいと思います。

そしてハですが、これはちょっとだいぶ大きな話になりますが、約10年ほど前ですね、長野県内で松本市が先に2013年に、そして長野県、県自体が2014年にそれぞれ子どもの権利条例、これは通称ですけども、を制定しております。

子どもの権利条例についていろいろ調べてみると、例えば県において、広域のところでは条例があるから、各市町村には必要ない、もしくはどうなんだろうという意見があるのは当然だと思うんですけれども、基礎自治体である町が、町として町を主語として子どもの権利を保障し、守り、そして普及し、啓発し、一層努力するという姿勢を条例制定という形で示すこともあっていいんじゃないか、むしろそういう町を目指すんだと。町長も子育て日本一、子どものことを真剣に考えていらっしゃるの言うまでもありませんので、やはりこういったものを、今後すぐではなくとも、考えていく。この町はこういうふうな権利をちゃんと保障している、もちろん、国としても県としても保障しているけれども、町としても一生懸命やるんだぞと。これは他市町村へのメッセージになるのと同時に、もちろん、町民そして何よりも子どもたちへのメッセージにもなるのではないかという思いも込めて、条例制定に対して町の考えを質問させていただきます。1回目の質問は以上です。

**町長（山村君）** ただいま、山城議員さんから、1としましてこども基本法についてのご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

初めに、イの子どもの権利の普及についてであります。子どもの権利につきましては、児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約として、1989年、平成元年11月20日の第44回国連総会において採択され、日本は先ほどもお話ありましたが、1990年、



平成2年にこの条約に署名し、1994年、平成6年に批准、発効されたところであります。

この条約は、世界の多くの児童が、今日なお飢えや貧困などの状況に置かれていることに鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもので、前文と54の条文からなり、第2条から第40条までにあらゆる暴力からの保護、これは第19条、健康・医療への権利、これは第24条、教育を受ける権利（第28条）、休息及び遊ぶ権利（第31条）など、児童が持っている様々な権利が確保されることなどが定められているところであります。

また、国の関係省庁や地方自治体が子どもに関する取組を講ずるにあたって、共通の基盤となるものとして、本年4月1日に施行されましたこども基本法におきましても、児童の権利に関する条約のいわゆる4原則、差別の禁止（第2条）や、生命、生存及び発達に対する権利（第6条）、自己の意見を表明する権利（第12条）、児童の最善の利益の考慮（第3条）などが加えられ、このほか、子どもの保護者が第一義務的責任を有するとの認識の下、子育てに対し社会全体として十分な支援を行うこと、子育てに夢を持てる社会環境を整備することの2項目を追加し、基本理念とされたところであります。

ご質問の児童の権利に関する条約についての町の考えであります。こども基本法の基本理念としても盛り込まれているとおり、子どもに関わる際の基礎となるものと認識しているところであります。今後におきましても、この条約及びこども基本法における基本理念等を念頭に置く中で、子どもに関する様々な施策に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

続きまして、条約を学ぶ機会を設けてはどうかとのご質問であります。子どもたちにとっては、保育園や学校において、友達と仲よく遊ぶこと、お互いの人権を尊重し自由に意見を言える生活を送ることなどが、子どもの権利を学ぶことに通じるものと考えております。

また、保育士や教職員につきましては、県等が実施する子ども主体の保育の在り方やインクルーシブ保育、子どもの人権教育などの研修に参加しているほか、町におきましても、広く町民の皆様方を対象として毎年開催しております、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会やふれあい大学等で、子どもを含めて様々な人権に係るテーマについても取り上げてきているところであります。

町といたしましては、子どもについての施策を実施していく上で、こども基本法や児童の権利に関する条約の理解促進は大変重要であると考えておりますことから、今後も機会を捉えて研修会等を実施していくほか、町ホームページなどにより広く周知してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、ロの子どもの意見表明、意見反映についての町の考えについてお答えいたします。

ご質問にありましたとおり、こども基本法の基本理念において、意見を表明する機会の確保が、また第11条では、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価す

るに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とされております。国においては、公募で集めた子どもや若者などからの意見を大臣などが直接聞く、子どもまんなかフォーラムを開催し意見を収集するとともに、子ども基本法で定められた子ども政策を総合的に推進するための子ども大綱を策定する審議会に、大学生の若者や子育て当事者を含めるなど取り組んでいるところであります。

当町におきましては、ご案内のように坂城中学校3年生が実際の町議会と同じ形式で行う模擬議会を平成28年度から実施してきたところであります。そこでは、中学校生活の3年間で町について学んできた集大成として、学習の中で疑問に感じたことや意見などを直接質問する場としてまいったところであります。

また、令和3年度に実施しました坂城高等学校と筑波大学との高大連携事業の中では、町の魅力をどうアピールするかというテーマに、生徒から提案いただいたところであります。その際に提案のありましたバラ公園へのベルアーチの設置に関しましては、先日のばら祭り開会に合わせまして除幕式を行い、公園を訪れた皆さまに楽しんでいただいているところであります。

そのほかにも、子ども・子育てに関わる全ての機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子どもや子育て支援を総合的かつ計画的に推進するための坂城町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、子育て中の保護者にニーズ調査を実施したほか、保護者の代表者に計画策定委員としてご意見をいただくなど、当事者等の意見の聴取や反映に努めているところであります。

今後におきましては、子ども基本法を踏まえる中で、当事者として、大人だけでなく子どもさんからのご意見をさらに聞ける場を増やしていければと考えているところであり、いただいたご意見に関しましては、少しでも施策に反映できればと考えているところであります。

続きまして、ハの子どもの権利条例制定をについてお答えいたします。

条例の内容につきましては、自治体によって様々であります。ご質問にありました長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例においては、基本理念として、子どもの人権が尊重されること、主体的に社会に参加できる環境整備などの五つを掲げ、あわせて県・保護者・学校関係者・事業者・県民それぞれの役割や、基本的施策などが記載されており、県民が子どもの育ちに関する理念を共有し、総合的に子どもを支援することを目的に制定されたものとなっております。

当町におきましては、子育て家庭や子ども一人一人に寄り添い、保育園や学校、町社協、NPO法人、ボランティアなどの関係機関等と連携し、一貫したきめ細やかな支援を続けていく中で、第2期坂城町子ども・子育て支援事業計画に掲げる「坂城の子は坂城で育てる」のスローガンの下、これからは担う子どもたちの成長を、保育園や学校関係者、ボランティアの

方々など地域の皆様とともに支え、子どもが心豊かで健やかに成長し、家族の喜びが笑顔になる未来に輝くまちを目指しているところであります。

支援にあたりましては、子どもの権利に関する条約や、国・県における法律等を遵守し、子どもの権利について意識した支援を続けることが第一と考えるところであり、条例の有無に関わらず重要なポイントであると認識しております。

そうした中で、条例の制定につきましては、今後の国や県等の動向などを考慮しつつ、必要に応じて研究してまいりたいと考えているところであります。

**10番（山城君）** 今、町長から非常に丁寧な説明をいただいて、ちょっと感激をしております。というのも、町長の答弁から先日のばら祭りのベルアーチの話が出まして、まさしくこれなんかは、子どもの意見を聞いていち早く取り組み、そして実現に至った。これはたまたまなのか、それはちょっとわかりませんが、町長の答弁を聞きながら、これは町としての取組、高大連携から始まって設置にまで至ったということで、非常にいい取組であったし、私もお祭りの開会式に参加した者として、うれしくも思い感動もしたということは、まず最初に述べさせていただきます。

それとまた、計画的に保護者の意見も聞いて、反映に向けてという話もありましたし、子どもの意見を聞く、そして反映させる。特に反映の部分ですが、子ども等の意見の反映というふうに書かれているんですね。なので、やはりそこには保護者である親御さんも含め、そして関係者、これも子ども等の等に入りますので、やはりそういったところも町としてより一層取り組んでいっていただきたいですし、誇れるところではあるんじゃないかということも併せて申し上げさせていただきます。

そこで、ちょっと再質問を1個させていただきたいんですけども、ちょっと昨日もぎりぎりまでいろいろ調べていた中で、意見を聞く機会、これをどう設けるかというのは、今の時点では非常に難しいとは思うんですけども、例えば、質問する上で参考までになんですが、やはり聞く機会というのは定期的に持つ。つまり、あまり頻繁である必要があるかどうかは別として、やはり1回だけではなく、年に1回とか定期的にやるということが必要なのではないかと考えておりますし、あと、保護者に聞くという、意見を表明してもらおうということ、反映させるために聞くということもそうなんですけれども、どのように聞いていくか。つまり、例えば、坂城町の中で公募というのもなかなかないと思うんですけども、アンケート形式にしていくのかとか、決まっていない部分が多いかとは思うんですけども、聞く機会を定期的に設けていくのはどうかという提案に対しての質問と、あとは保護者から聞く場合にどのような形で聞くかというのを、ちょっと再質問としてここで質問させていただきます。

**子ども支援室長（橋本君）** 子どもの意見表明、意見反映についてのご質問にお答えいたします。

子どもの意見を聞く手段としましては、例えば小中学校の児童生徒全員に貸与されている端

末等を活用し、テーマごとのアンケート調査ですとか、意見の募集、必要に応じて対面による意見交換などが考えられるところがございます。

また、こども家庭庁におきましても、今後、子どもたちの意見ですとか保護者等の意見につきまして、反映の方策について、地方公共団体に向けて情報提供や支援がされるとのことがございますので、町といたしましても、そうしたことを参考によりよい取組を検討してまいりたいと考えているところがございます。

**10番（山城君）** ありがとうございます。再質問に対して担当課よりお答えいただきました。まだ始まったばかりの法律、施行されたばかりの法律ですので、町としても、そして県においても様々な苦勞をされているところが多いかと思えます。というのも、4月の冒頭に、県宛てにこども基本法について、やはり県民の方から質問、ご意見をいただいているのをちょっと印刷してきたんですが、やはり、非常に関心が深い法律であることが、これによってもうかがえるのかなと思えます。抜粋して読むと、やはり子どもの意見がどのような扱いになって、条例との絡みとか意見交換をどうやってやっていくかとかいうことが、どうやら質問の趣旨だそうなんですけれども。

これから本当に、町長からもありましたとおり、子どもたちもいろんな思いを持っているんですね。特に夢を持って語っている子たちが多い。もちろん、現実的じゃないものもあるかもしれませんが、でも、その子どもたちは、10年後、20年後、もちろん町から離れるかもしれませんが、でも戻ってくるかもしれません。でもそれは不確定的なので何とも言えませんけれども、夢を持っている子どもたちの夢に対して大人がしっかり目を向けて、気持ちを添えていくということが必要なのではないかというのを、再質問を聞いて感じたところであります。

この質問をするにあたって、坂城町は、若者子ども施策というものが充実していると私も改めて感じました。しかしながら、今回取り上げた子どもの権利についてや、先ほども同僚議員がLGBTのことにも触れましたし、私も以前ヤングケアラーについての一般質問をしましたけれども、そういった新しいテーマ、また、今もしくはこれからはこれからも社会的課題と見えるものについて、理解はもちろんまだまだ十分じゃない、むしろこれからその理解が深まっていくという期待もあります。

つまり、だからこれを一言で言うならば、他者、当事者への理解というのをどう深めていくかというのが、これは制度とか仕組みも含めて非常に大事になっていくんじゃないかと、行政にとって。いくら制度を整えても、住民の理解が進まなければ、やっぱりそこに穴があって、そしてそこに埋もれてしまう人がいるんじゃないかということを感じます。

SDGs、先ほど町長からでしたかね、ありましたとおり、SDGsの基本理念、「誰一人取り残さない」社会の実現と併せて、これはこども基本法の第1条ですね、全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現、これはこども家庭庁のこども基本法パン

フレットにありましたが、を目指し、社会の課題に対して学びを深めていくことができれば、さらによい町になると思って、今回こども基本法について質問をさせていただきました。

続いて、湯さん館について二つ目の質問に移らせていただきます。

イとしまして、リニューアル後の状況についてお伺いいたします。

びんぐし湯さん館ですが、これまで何度となく一般質問させていただきましたが、昨年11月18日にリニューアルオープンし、半年余りが経過しました。言うまでもなく、新型コロナウイルス感染症の影響から多くの産業がその影響を受け、びんぐし湯さん館も来館者数の大幅な減少となっていました。とはいえ、リニューアルオープン後の年末年始には多くの方が来館したようで、ある来館者の方が、コロナ禍前のようなことをぼつりと私に言ったのを覚えております。

そして、先月27日から始まり、先ほどベルアーチの話もしましたが、先日11日に終了したばら祭りの期間中にも、多くの方が湯さん館に訪れたのを私も見ましたし、そういう話も聞いております。ちなみに、今月末までですけれども、入館料と、これは宣伝になっちゃいますかね。冷やし鶏天うどんがセットになっているさかきばら祭りセットも販売がまだされております。

リニューアルオープンから現在まで、このばら祭りセットの販売もそうですけれども、湯さん館において様々な取組がされております。ホームページによれば、例えばですけれども、春の回数券キャンペーン、これは3月31日に終了しておりますが、だったりだとか、今の鶏天うどんですかね、新メニューの販売だとか、これは私も利用させてもらいましたけれども、カレーフェア、これも5月の31日ですね、既に終了しておりますけれども、このような取組が振興公社の下でそういう取組が行われていますが、そこで2点、このところでお聞きします。

まず一つ目ですけれども、リニューアルオープン後の月別入館者数の推移、これについてお伺いします。これは入館料の販売区分、大人、小学生の区分でお願いいたします。

次に、私からいくつか提示しましたが、リニューアルオープンから現在までの主な取組、これはどういったものがあつたか、あるかをお伺いいたします。

ロですけれども、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5月8日から引き下げられ、今後はアフターコロナ、またはウイズコロナの時代になっていくのではないかと考えてはいますが、とはいえ、今後については何とも言えない状況ではないかとも思っています。いずれにしても、人の移動はますます活発となり、多くの方が長野県そして坂城町を訪れています。

今後ですけれども、入館者数を増やすために、町として振興公社と連携してという話になると思うんですけれども、町としての取組をお伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

**企画政策課長（伊達君）** 2. びんぐし湯さん館についてのご質問に順次お答えをいたします。

びんぐし湯さん館につきましては、平成14年のオープン以来、町内はもとより、町外からも大変多くの方にご利用をいただいております。この間、ご利用いただいている皆様をはじめ、地域の皆様の応援や、施設・設備の維持管理に携わる業者の皆様のご協力、また、町議会のご理解をいただき、長きにわたり運営を続けることができいておりますことに、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

町におきましても、末永く施設をご利用いただけるよう、開館から20周年となりました昨年、施設の大規模な改修工事を実施し、より魅力ある施設へとリニューアルを行ったところがあります。

まず、ご質問のイ. リニューアル後の状況についてといたしまして、昨年11月から今年5月までの月別の入館者数について、中学生以上の大人料金と小学生料金別に申し上げます。

なお、令和4年11月につきましては、リニューアルオープンをいたしました11月19日から同月末までの数値ということになります。

令和4年11月、大人7,120人、小学生256人、12月、大人1万7,189人、小学生708人、令和5年1月、大人1万6,521人、小学生823人、2月、大人1万6,607人、小学生585人、3月、大人1万5,015人、小学生577人、4月、大人1万5,458人、小学生605人、5月、大人1万7,662人、小学生846人です。

また、リニューアルオープンから現在までの主な取組といたしましては、施設の指定管理者である町振興公社において、まず、リニューアル工事による動線の見直しを生かした売店の充実や、食堂メニューの刷新を行っております。

また、ご質問の中で様々ご紹介をいただきましたけれども、そうした取組のほかにも、クリスマスチキンやおせち、恵方巻など季節に合わせた特別メニューの提供や、ゆず湯やしょうぶ湯などのイベント風呂、また、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、ばら祭り期間に合わせ、入浴料と食事をセットにしたばら祭りセットの提供など、工夫を凝らした取組を行っております。

特に、県外からも多くの方が訪れるばら祭りと合わせたばら祭りセットは好評をいただき、ばら祭り期間中で315セットのご利用をいただいたというところがございます。

次に、ロの今後の取り組みについてのご質問ですが、これまで同様、季節や時期に応じた各種催しなどに加え、町といたしましては、昨年リニューアル工事で新設されました屋根付の大型展望デッキでのイベントの実施や、拡張されたレストランでの懇親会、会議など、施設の特長を踏まえた活用が図れればと考えているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザなどと同等の5類感染症に位置づけられましたが、引き続き安心・安全にご利用いただける施設として、重症化リスクの高い方

への配慮や施設の衛生管理には十分に留意し、運営をしてまいります。

いずれにいたしましても、温泉施設のサービスを末永く提供することができるよう、びんぐし湯さん館の泉質の良さや眺望のすばらしさとともに、町振興公社とも協力して、施設の魅力を十分に引き出し、今後もより多くのお客様にご利用いただけるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

**10番（山城君）** ただいま、担当課長よりご答弁いただきました。やはりリニューアルオープン直後の12月、これは先ほど年末年始がかなりの人出だったということと合致するわけですし、また5月、これはばら祭りの関係ということだと推測できるわけです。また、そのほかの月に関しても、月で1万5千人以上いるわけで、およそ30日であれば1日500人。それでも以前よりはもしかしたら、コロナ禍前よりは少ないのかもしれませんが、やはり人が戻ってきている、もしくはこれから戻ってくるであろうということを期待ができるわけでありますね。

ちょっと1個。やはり一つ再質問をしていきたいんですけども、運営自体は、指定管理者である町振興公社が行っているということは重々承知をした上でですけども、例えば、これは1年ほど前ですか、担当課長よりご答弁いただいたソーラーパネルの設置、これは非常に難しいということと言われて、リニューアルと併せてみたいな話を私はしたと思うんですが、そういうことも、今後防災の観点からやっていく。もちろんこれからそういうことも計画で考えていくべきじゃないかということも改めて伝えさせていただくとともに、あと、例えばこれで人出が戻ってきます、恐らく。それで、ある方からこんなことを言われました。たまに受付のカウンターに従業員さんがいらっしやらないと。たまたまいなかったということもあったのかもしれませんが。であるならば、今これだけ一般の民間のところ、いわゆる自動でバーコードをかざして、ピッと入館できる仕組みだとかもあるわけなので、例えばそういう自動受付機、これはいわゆる年間券とか、そういう半年券を持っている方専用になるのかもしれませんが、そういう設置というの、長い目で見れば考えていったほうがいいんじゃないかということもあります。

そして、これこそが振興公社そのものへの質問になっちゃうかもしれないので、答弁できないかもしれませんが、例えばさらなる湯さん館の過ごしやすさを追求するにあたって、接遇研修をさらにやっていく。これは細かな話かもしれませんが、やはりそういった声も寄せられている。なかなか従業員の方に言いにくい、だから、町になんてましてや言いにくいというのがあると思うんです。そうなったときに、この自動受付機の話だとかソーラーパネルの話だとか接遇研修だとかというのが、やはりこの場において、ちょっと町として、総論的でも構いません。ちょっと再度それぞれについて一言でもお答えいただけたらと思いますので、お願いいたします。

**企画政策課長（伊達君）** ただいま、自動受付機であるとか接客研修といったような観点での再質問を頂戴しました。ご質問の中にもありましたとおり、施設の運営については、町振興公社ということでありますけれども、施設自体は町の施設ということでありますので、ただいまのご意見等については、振興公社とともに今後の課題として研究させていただきたいと、そんなふう考えているところでございます。

**10番（山城君）** ただいま担当課長より再質問のお答えをいただきました。もちろん、これが一足飛びに全てがうまくいくとは私も思っておりません。しかしながら、コロナ禍からウイズコロナ、アフターコロナを見据えた今だからこそ考えていく、今から考えていく必要があるのではないかと考えているからこそ再質問をさせていただきました。

先日ですけれども、これは日帰り温泉の集客に必要なことというコラムをちょっと読んだことがありまして、その中に以下の六つがありました。それは、テーマを決める、定期的イベントを行う、お風呂以外で工夫を凝らす、ホームページで情報発信、SNS活用、多言語サイトで外国人集客というこの六つです。

ちょっと長くなりますが、一つ一つ深めていきたいんですけれども、テーマを決める。テーマを決めるのは、なかなかびんぐし湯さん館では厳しいのかもしれませんが、これはターゲットを絞るという意味なので、湯さん館は町の施設ですし、いろんな方に利用いただきたいということですので難しいとは思いますが、ただ、企画として、今のいい風呂の日、例えば70歳以上が安く入れる、これはターゲットを絞っています。そういったターゲットを絞った企画をするというのも、集客増を見据えたものになるのではないかと。

これにも関連しますけれども、定期的イベントを行う。これは言うまでもありません。定期的にイベントをやっていけばいいんじゃないかということですので、これは詳しくは述べませんが。

お風呂以外で工夫を凝らす。これも言うまでもないんですけれども、例えば湯さん館に今ありますけれども、いわゆるガチャガチャですね。こういうものを設置したりだとか、駄菓子の販売。これは本当に子どもたちが目を輝かせて、ついつい親御さんだったりおじいちゃんおばあちゃんが買っているんですね。単価としては決して高くはないとは思いますが、やっぱりそういう楽しみを付加させた、これはすごい私としてもいいものなんじゃないかなと思っています。

また、マネキン、これは湯上がりのスペースにマネキンを設置して、服を展示して物販に工夫を凝らしているということであると思うんですが、だったりします。

また、ホームページで情報発信、これについても言うまでもありません。今、びんぐし湯さん館にありますので、引き続き努力させていただきたいと思っておりますし、SNSの活用、これについても現状はフェイスブックですかね、湯さん館はありますけれども、今後については、ほか



のSNSも活用したらいいんじゃないかということにもつながると思います。

そして、最後です。多言語サイトで外国人集客。これは湯さん館としてそこまで望んでいるのか、思っているのかわかりませんが、これは再質問しませんが、もしかすると、国際交流協会も坂城町はありますので、そういったところとも連携して、坂城は企業もありますし、いろんな方が訪れます。外国人の方ももちろんいます。そういうことを考えれば、ここはもう今後町として、振興公社と連携してやっていくほうがいいんじゃないかとも思います。これは個人的感想にはなってしまいますけれども。

なので、私もびんぐし湯さん館のヘビーユーザー。これは以前、町長からそのように言っていたで大変光栄なんですけれども、やはりほぼ毎日行っているんで、いろんな方からいろんなことを言われます。すぐ実現するものもあったと思いますし、したものもあります。ですけど、その声はハード面からソフト面まで様々ですし、今申し上げたとおりかなり難しいものもありました。ただ、この声の中に、先ほど再質問で担当課長から答弁いただきましたけれども、今は現実的じゃなくても、これからやっていく、もしくはやっていけるものもあるんじゃないかということを、やはり質問のまとめの最後にはなりますが、申し上げさせていただきます。

そして、新型コロナウイルス感染症を経験し、社会がものすごい勢いで変化している現代社会です。びんぐし湯さん館に限らず、町全体、様々な分野で前例にとられ過ぎず、変えるものは変えていく、そういう姿勢がこれから私たちも含めて、個々人も含めて必要ではないかということを決意ですね、述べさせていただきます、私の一般質問とさせていただきます。以上です。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時26分～再開 午前10時36分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、11番 柗津明子さんの質問を許します。

**11番（柗津さん）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

先日の町長招集挨拶で、これからの4年間の位置づけと、「輝く未来を奏でるまち」の実現に向けた取組、新たなコンセプトである「チャレンジSAKAKI well being」について所信表明がありました。町長が掲げた4本の柱の中でも、特に国道18号バイパスや県道坂城インター先線などの交通インフラの建設促進と、健康、福祉、子育て等の新たな拠点となる新施設の建設計画が今後4年間の大きな柱になると思います。

そこで、今議会に上程された補正予算を踏まえ、順次質問していきます。

1. 公共施設の整備について

イ．複合施設について

町長の公約の柱でもある「高齢者や子供にやさしいまちづくり」の取組の一つとして、保健センターと老人福祉センターの機能を核とした複合施設建設があります。福祉、保健だけでなく、子育て、教育など複合的要素を付加し、多世代が活発な交流が図れる施設として、新たな形での少子高齢化対策の拠点としてくと所信表明がなされました。

そこで、1点お伺いたします。複合施設の建設に向けて、今年度の計画と、今後どのように進めていくのでしょうか。

次に、ロ．文化センター耐震補強・大規模改修工事について。

令和4年6月下旬から実施されていた町体育館耐震補強と大規模改修工事が終了し、3月28日に町体育館で竣工式が行われ、リニューアルした体育館は新しくボルダリングウォールやスクリーンが設置されたほか、オストメイトやおむつ交換台が設置された多目的トイレも新たに増設され、より使いやすくなりました。

5月14日には、新しくなった町体育館と文化センターで、第1回さかきっずフェスタが開催され、新しくなった体育館では子どもたちのステージ発表、文化センターではワークショップ、フードコーナーなどが立ち並び、子どもたちが思い思いに楽しみ、笑顔があふれていました。

今回の補正予算に計上された文化センターの耐震補強・大規模改修工事では、安心・安全第一で、さらに笑顔があふれる場所になることを期待しているところであります。

そこで3点お伺いたします。

1点目として、文化センター改修の目的はどのようなものでしょうか。

2点目として、工事の内容はどのようなになっているのでしょうか。

3点目として、工事期間中の団体やクラブへの対応はどのようなのでしょうか。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

**企画政策課長（伊達君）** 1．公共施設の整備についてのご質問のうち、私からは、イの複合施設についてのご質問にお答えいたします。

複合施設につきましては、町の長期総合計画や公共施設個別施設計画の中でも掲げられておりますとおり、老朽化した保健センターと老人福祉センターを単に複合化するものではなく、両施設の機能を核としながらも、子育て支援センターや図書館機能を付加することで、幅広い世代間の交流とつながりを生む、新たな少子高齢化対策の拠点となるよう整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

このように、大変多くの機能を備えた施設になることが想定されることから、これまでも関係課、関係部署間での打合せや役場内部での調整会議を重ねながら進めているところでありますが、今後も継続して情報共有を図りながら進めてまいります。

また、昨年度からは外部有識者の皆様による建設準備委員会を立ち上げ、今年度取り組んでまいります基本構想・基本計画の土台となる、施設整備の方向性についてご意見を頂戴しているところであります。

そうした中、SDGsの理念に照らし、誰一人取り残さないよう、多様な人々がそれぞれの目的で利用できること、またDXを積極的に推進し、施設の価値や行政サービスの利便性を高めていくこと、そして人がつながり、笑顔がつながるwell beingの実現空間を目指すことなど、施設整備にあたっての共通の考え方や方向性を確認いただけたものと考えております。

ご質問の複合施設建設に向けて、今年度の計画と今後の進め方についてであります。今年度は建設準備委員会の皆様で、昨年度とは別の先進地の視察及び今後に向けての課題の整理等を行った後、新たな構成メンバーを加えた建設委員会を設置し、これまでの方向性を踏まえた、さらに幅広い観点でのご協議をいただきたいと考えているところであります。

そうした中で、今年度につきましては、施設の基本理念や規模、スケジュールなど、複合施設の骨格となる基本構想とともに、施設における大まかなゾーニングイメージや機能レイアウト、概算事業費、施設の運営方法など、基本構想の肉づけとなる基本計画の策定を進めてまいります。

あわせて、基本計画や次年度以降の設計業務に必要な用地及び地形の測量業務を実施する予定としており、本議会に所要の経費を盛り込んだ補正予算を計上させていただいたところであります。

先ほども申し上げましたとおり、次年度以降は基本設計、実施設計といった建設着手に向けての最終段階に入ってまいります。これまでご議論いただいた方向性を踏まえた、新たな少子高齢化対策の拠点づくりの実現には、今年度中の策定を目指す基本構想及び基本計画が大変重要になると認識しております。

こうしたことから、建設委員会等で活発なご意見をいただくとともに、関係各課が横断的に連携する中で、事業の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

**教育文化課長（長崎さん）** 私からは、ロの文化センター耐震補強・大規模改修工事についてのご質問にお答えいたします。

初めに、文化センターにつきましては、坂城町福祉センターとして昭和46年3月に竣工され、延床面積1,446平方メートルの鉄筋コンクリート造2階建てで、建設から53年が経過しております。

建設当時の資料では、現在の1階は大会議室のほか、宿直室、料理教室用の部屋が用意され、2階には結婚式場、会議室、クラブ室が3部屋、和室が3部屋、教育長室、事務室、図書室、浴室が配置されておりました。

その後、時代の変遷による利用状況の変化に合わせ、平成8年度に入りロドアを自動ドアに改修し、さらに平成14年には、結婚式場や浴室、料理教室、和室等を改修し、1階大会議室の西側に控室や作業室を増設するとともに、2階を利用される皆さんの利便性の向上を図るためエレベーターの設置や、1階に多目的トイレを増設するなど、使いやすい施設の維持に努め、町の文化活動の拠点として、公民館活動や各種文化団体の活動等、多くの皆さんにご利用いただいているところでございます。

ご質問の文化センターの耐震補強・大規模改修工事につきましては、施設の老朽化が進んでいる状況であり、また、令和3年度に実施した耐震診断においては、一部、耐震性の不足が指摘されていることから、ブレースを設置する耐震補強工事により、施設の長寿命化を図るとともに、利用者の皆さんの利便性を高めるため、施設機能を向上させる大規模改修工事を行ってまいりたいと考えております。

次に、工事内容でございますが、初めに、耐震補強工事は1階大会議室の南北の壁の強度を高めるため、耐震ブレースの設置及び既存の壁の耐久性を向上させるための外壁塗装や、外階段の補強などの耐震補強工事を実施いたします。

次に、大規模改修工事は、老朽化している屋根の改修及び防水工事を行うとともに、施設全体の省エネ化を図るため、照明のLED化や空調設備の更新、トイレの洋式化などを行う予定でございます。

また、大会議室においては、音響性能を向上させるための天井工事や音響設備の更新、さらに、ステージ裏の控室のバリアフリー化などを行う予定でございます。

さらに、現在2階にあります教育委員会の事務室につきましては、来客者の利便性向上の観点から、1階の玄関ホール横に移設をする予定でございます。

なお、今回の大規模改修工事においては、文化センターが町の防災計画上、中核避難所に指定されていることを踏まえ、緊急防災・減災事業債を活用して、災害時の非常用電源の備えとして太陽光パネルの設置と蓄電池も整備する予定でございます。

次に、工事期間中の文化センターの利用団体などへの対応といたしましては、改修工事の実施に向け、施設の引っ越し、整理作業などに時間を要することから、一般の方の施設利用につきましては7月から中止させていただく予定でございます。

文化センターは、町民の皆様をはじめ大勢の皆様が利用される施設でありますので、ご利用いただいております文化団体などには、文化の館や武道館、図書館などに代替となる施設を確保し、活動が継続できるよう対応してまいりたいと考えております。

改修期間中は、施設を利用される大勢の皆さんにご不便をおかけいたしますが、改修後は、町の文化活動の拠点施設となるよう、より一層、機能性の向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

11番（柁津さん） ご答弁いただきました。耐震補強や大規模改修を経て、町民の誰もが身体的にも精神的にも社会的にも幸福を実現できる「チャレンジSAKAKI well being」の拠点の一つになることを期待しています。

次に、2. デジタル化について。

イ. 町の対応は

生成AIという言葉が新聞、テレビ、雑誌等で話題となっています。生成AIとは、Generative AIのことで、プロンプト、つまり指示文に応答して、画像、文章、音声、プログラムコード、構造化データなど様々なコンテンツを生成することができる人工知能のことです。代表的なものはチャットGPT、Bing AI、Bardなどがあります。

政府は、行政手続のオンライン化や、官民でAI、つまり人工知能の土台となるデータの整備を進めるなどとする計画を取りまとめています。また、政府内の業務の効率化のため、国会議員や自治体職員向けに生成AIを活用した研修会を開催するなど、AI活用に向けた取組を進めています。

そのような中、全国の自治体で、初めて全庁的に試験導入した神奈川県横須賀市では、職員の業務効率化や住民サービスの向上、地域課題の解決に向けてAIを活用する事例が出てきており、今後はより多くの自治体でAIの導入が進められていくことが予想されます。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目として、生成AIに対する町の考えはどのようなものでしょうか。

2点目として、業務効率化のために導入予定はあるのでしょうか。

3点目として、急速に進むデジタル化の中で、デジタル推進室などを設け、業務効率化に対応したらどうでしょうか。

次に、ロ. 学校の対応は。

GIGAスクール構想に基づく1人1台端末を導入してから3年目となります。1人1台端末が目指すゴールは、全ての子どもが個別最適な学び、そして協働的な学びを両輪とし、よりクリエイティブな学びを展開していくことにあると私は考えます。

また、最近では生成AIの学び、教育への影響に関する議論も活発化しています。生成AIが今後ますます発展、普及していく中、その積極的な利活用に向けた議論を行っていくと同時に、AIへの過度な依存が学びや教育の質をかえって劣化させてしまう可能性や、AIの活用によって学習者が自ら考えたり感じたりする機会が奪われてしまうことについても考えていく必要があります。

そこで3点お伺いいたします。

1点目として、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末を導入してからの成果をどのようにお考えでしょうか。

2点目として、コロナ後のGIGAスクール構想をどのように推進していくのでしょうか。

3点目として、ICT化が進む中で、生成AIが学校の現場に与える影響は大きいと考えます。生成AIは先生方の業務効率化につながるのでしょうか。また、考える力の低下など、生徒への影響が懸念されますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

**町長（山村君）** ただいま、祢津議員さんから2番目としましてデジタル化についてのご質問をいただきました。私からは、イの町の対応はについてにお答え申し上げまして、ロの学校の対応につきましては、教育長より答弁いたします。

まず、人口減少や少子高齢化が進行する現代において、より利用しやすいサービスの提供や、労働力の減少を背景とした業務の効率化など、様々な場面でデジタル技術の活用が図られており、社会のデジタル化が急速に進んでおります。

そうした中で、昨今、大きな注目を集めているのが生成AI（Generative Artificial Intelligence）であります。従来のAIが大量のデータから特徴を学んで予測し、過去の経験から判断できる最善手段を導き出すためのツールであるのに対して、生成AIは、予測に加えて探索や計画を行い、新たなテキスト、文章や画像などを生み出すことができるもので、生成AIを活用することにより、設計や立案など、これまで人間の手によってゼロから生み出していたものが効率化され、短時間に最小限の労力により作業が実現できることが期待されているところであります。

また、デザイン設計などでも、先入観や固定観念がなく、膨大な情報を活用する中で、人間にはない創造性を発揮できるとも言われております。

今後、様々なサービスに生成AIが組み込まれ、日常生活やビジネス、教育などあらゆるシーンでその活用が広がっていくものと考えられ、ICTの新たな利活用の姿になっていくものと考えているところであります。

長野県においては、先月、生成AIサービスが業務の効率化につながることを期待され、必要に応じて活用すべきデジタル技術・サービスの一つであるとして、生成AIが組み込まれた会議支援ツールを使い、議事録の要約や挨拶文の作成などの業務を試行的に行っていくと発表されたところであります。

また、飯島町におきましても、県内で初めて対話型AIを試験的に導入し、業務の効率化や質の向上につながるか検証するとしており、全国の自治体でも生成AIの導入や活用の動きが出てきているところであります。

その一方で、生成AIサービスで個人情報や機密情報を扱った際に、機械学習などに使われ、ほかの情報と統計的に結びついた上で、利用目的以外に利用されるといったセキュリティ面での懸念がございます。応答結果が自然な文章で出力されるため、間違った情報があたかも正し

い情報かのようなフェイクコンテンツが生成され、そのまま活用されてしまうおそれなどがあることが指摘されているところでもあります。

こうした懸念がある中で、国の個人情報保護委員会においても、今月初めに全国の自治体に対し、行政機関が生成A I サービスを利用するに際しては、新たな技術に基づく公共的な利益の要請とのバランスに留意しつつ、個人情報の適正な取扱いによる個人の権利、利益の確保を要請するなど、改めて注意喚起がなされたところでもあります。

また、開発業者側に対しましても、同様の注意喚起を行うとともに、今後新たな懸念事項を認識した場合には、必要に応じて追加的な対応を行うことが伝えられたところでもあります。

生成A I は日々進化しており、こうした懸念に対応する中で、今後、行政において使用する各種システムに関しましても、生成A I サービスと連携させたものが順次開発されていくものと想定されているところでもあります。

生成A I に対する町の考えは、また、業務効率化のために導入予定はとのご質問ですが、町といたしましても、生成A I は、業務の効率化等において非常に有用なデジタルツールと認識している一方で、公的な使用には、個人情報や機密情報といったデリケートな情報の管理徹底や、誤った情報の見極めという点が大きな課題になると考えております。

こうしたことから、現時点におきましては、当町では直ちにサービスの導入は考えておりませんが、システム開発の状況確認と併せ、県内自治体の導入状況や先進事例の動向も注視し、研究してまいりたいと考えております。

次に、デジタル推進室などを設け、業務効率化に対応してはどうかとのご質問ですが、当町におきましては、第6次長期総合計画における共通テーマとして、「デジタル変革への取組み」を掲げ、町政全体におけるDXの推進を進めており、「チャレンジSAKAKI-DX」として、職員から提案のあった様々な業務におけるDX化に向けた施策について研究を進めているところでもあります。

ご質問のデジタル推進室といった個別の部署を新たに設けることにつきましては、今年度から企画政策課に担当職員を配置し、デジタル化への取組を進めることとしている状況や、全体の業務バランスにおける職員配置など、総合的に判断していく必要があるものと考えております。

**教育長（清水君）** 私からは、口の学校の対応はに関しましてお答えいたします。

初めに、G I G Aスクール構想に基づく1人1台端末の導入による成果についてお答えします。G I G Aスクール構想につきましては、全国の学校において、子どもたち一人一人の個性に合わせた教育の実現を目的に、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が行われたものでございます。

当町におきましては、令和2年度、町内小中学校に児童生徒向けの1人1台端末と高速通信

ネットワーク等の整備を行い、令和3年度から運用を開始いたしました。運用開始からこれまでの間、町学校職員会においては、個別最適な学びと協働して学び合う探究活動の創出を目標に、外部講師の指導を仰ぎながら、実践を通じた授業改善と1人1台端末の効果的な活用について研究を進めております。

運用初年度は、まずは端末を使用し楽しんで慣れるという段階からスタートし、現在では、1人1台端末を活用し、4人1グループでの学び合いを中心とした協働学習や、デジタル教材などを活用した個別学習を組み合わせ、学力向上に取り組んでおります。

ご質問の取組による成果としましては、まず、児童生徒の学力向上に対する効果という点においては、本格的な学習への活用から間もないこともあり、今後、全国学力・学習状況調査の結果などを基に継続的に検証を重ねていく必要があると考えております。

一方で、児童生徒による情報端末の活用能力、いわゆるICTリテラシーの面では、大きな進歩があると感じております。町内小中学校においては、授業だけでなく、児童会・生徒会活動やオンラインによる交流活動、プレゼンテーション作成など様々な場面で日常的に1人1台端末の活用が進んでおり、町内小中学校における端末の使用頻度は、昨年度の調査結果では、長野県、全国の平均を大きく上回っている状況となっております。

今後さらに、児童生徒が積極的に情報端末を使用し、習熟度が増していくことで、教科の見方・考え方を意識した量から質への転換を進め、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を図ってまいりたいと考えております。

これにより、デジタル教材やICT技術を活用した学習に取り組む土台となるとともに、この先、子どもたちが高等教育や社会人へと進む上で、情報端末の利用は欠かせないことから、児童生徒のキャリア教育という観点からも大きな価値があるものと考えております。

また、教職員側の校務改善の面においても、1人1台端末を活用し、児童生徒への課題やアンケートを実施することで、集計などの作業が省力化されたほか、学習の進捗状況の把握や教職員間の情報共有の効率化が図られるなど、効果があったものと考えております。

続きまして、コロナ後のGIGAスクール構想の推進に関するご質問でございますが、GIGAスクール構想に基づく学校現場におけるICT環境の整備は、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に急速に進められ、家庭でのオンライン授業など、1人1台端末の活用については、コロナ対策としての側面がクローズアップされたところでございます。

一方で、先ほども申しあげましたとおり、GIGAスクール構想の目的は、様々な資質や個性を持つ一人一人の児童生徒に最適な教育を実現するものでございますので、引き続き、教育現場におけるICTの活用、デジタル化を進めてまいりたいと考えております。

また、町といたしましても、学校における良好なICT環境を維持していくとともに、教職員の異動に関わらず学校におけるICT活用を進めるため、専門的な知識のあるICT支援員



による教職員へのサポート体制を継続してまいりたいと考えております。

次に、学校における生成A Iの活用についてのご質問にお答えいたします。

チャットG P Tに代表される生成A Iについては、教育現場においても、児童生徒の学習のサポート、教職員の負担軽減の面から大きな効果が期待されております。特に、児童生徒が一人一人の興味や関心に応じて、いつでもA Iとの対話により学び、理解を深められることが大きな利点であると思われまます。

また、A I、人工知能は、今後、社会の様々な場面で活用が広がることが想定されますので、A Iの特性等を踏まえた上で、児童生徒がチャットG P Tなどのサービスの利用を通じてA I技術に触れる機会を得られることは、学習を進める上で有効なことと考えております。

既に、一部の自治体では、学校において生成A Iを校務改善等に活用する取組が進められているとお聞きしております。将来的には、町内小中学校においても、先進的な事例を参考に、各校の授業や校務における課題解決に向けて、学校においても生成A Iの活用を進めていければと考えるところでございます。

しかし、その一方で、児童生徒による生成A Iの利用にあたっては、様々なリスクがあることから、慎重に進めていく必要があると考えております。

生成A Iについては、町長の答弁にもございましたが、A Iが間違った回答や児童生徒に悪影響を及ぼす内容を提供するおそれがあること、生成A Iの利用を通じ、個人情報流出や著作権の侵害が行われることなどが懸念されております。また、作文を生成A Iに依存することで、児童生徒の国語力や自ら考える力が育まれないのではないかという指摘もございます。

学校においては、児童生徒による生成A Iの利用にあたっては、そのリスクを十分に理解させ、適切な利用について学習するとともに、利用方法に一定の制限を設けるなど、無秩序な利用が広まらないように歯止めをかける必要もあるものと考えております。

こうしたことから、現在、文部科学省において、学校における生成A Iの利用に関するガイドラインの作成が進められているほか、県教育委員会においても教育現場における生成A Iへの対応について検討を行っているとのことであります。

町といたしましても、今後、示されるガイドライン等を踏まえた上で、教育環境の向上と児童生徒の学習支援を図ってまいりたいと考えております。

**11番（柵津さん）** ご答弁いただきました。学び、教育の場面で生成A Iの使用を禁止することが現実的でないとすれば、A Iの適切な利活用の方法などを議論していくことが今後重要となります。

生成A Iの一つでもあるチャットG P Tに、生成A Iが学びや教育に与える影響についてを尋ねると、個別化された学習体験、質問への応答とフィードバック、学習素材への生成、創造性と批判的思考の促進といった回答が返ってきました。これらは果たして適切な回答なのか、

それとももっともらしいものにすぎないのか、やはり最後は自分で考え、自分で判断する力、正解のない時代に必要とされる問う力を身につけることが大切なのだと感じました。

まとめとしまして、議員1期目は経験したことがない災害、想定しようがない未知の感染症で、危機管理能力など幅広い能力が問われた4年間となりました。5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ移行され、今後はリアルタイムで感染状況がわからなくなり、高リスクの人をどう守るのか、ワクチン接種は今後どうなるのかなど、まだまだたくさんの課題がありますが、ここで一区切りであることは確かです。

ここに至るまでの医療関係者の皆様、町理事者、町職員の皆様、そして全ての皆様のそれぞれの立場でのご尽力に感謝しかありません。感染症によって顕在化された課題に対応し、新たに見えた前向きな動きなどを形にしながら、社会がアップデートされればと思います。

最後に、私たち議員が握るマイクは、単なる言葉を通す道具ではありません。人々の暮らしや命がかかっています。坂城町議会には14人の議員がいます。山の登り方は違えど、世の中をよくしたいという到達点は共通していると思います。言葉の重さや自分の投じた1票の重さを肝に銘じ、坂城町内を鳥の目で俯瞰し、虫の目で町民に寄り添い、坂城をwell beingな町を掲げ、4年間精進していきたいと思います。以上で私の一般質問は終わります。

**議長（滝沢君）** ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(休憩 午前11時11分～再開 午後 1時00分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、2番 中嶋 登君の質問を許します。

**2番（中嶋君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

さて、このたびの選挙におきましては、町長は4選目の出馬でありましたが、見事な高得点でのご当選でありました。おめでとうございます。

我が議会におきましても、新人議員6名が新たに加わり、新体制となり、約半数の議員が新しくなりました。そして3期2名、2期4名の議員に、私と大森議員が6期目であります。4期、5期の中間の議員がいなくなってしまったとの心配の声も聞こえましたが、平均年齢もだいぶ下がり、若返り議会となりました。やはり、時代を変えていくのは新しい風であり、若い力であり、大いに期待をするものであります。坂城町をよりよき町とするよう、頑張っているではありませんか。

さて、質問に入ります。

1. 高齢者の健康増進について

イ. 後期高齢者医療保険加入者の医療費について

団塊の世代が高齢となってまいりました。団塊の世代とは、日本において第1次ベビーブー

ムが起きた時期に生まれた世代を指すものであります。第2次世界大戦直後の1947年、昭和22年から1950年、昭和25年に生まれた人たちであります。私が何を言いたいかというと、この時代に日本という国は大勢赤ちゃんが生まれたんだと、こういうことであります。じゃあ、どのぐらい生まれただやということをちょっと述べさせてもらおうと、まさに私も団塊の世代、町長もしかりだと思えます。同世代であります。

当時、中学の話をしてみると、私は中之条中学1年生でありました。当時は坂城町に中之条、それから旧坂城、それから村上に三つの中学校がありました。それで、私が2年のときです。統合中学という言葉を使いました。坂城統合中。じゃあ、それ前は何だいというと、分校という名前になっていました。中之条分校、村上分校、坂城分校。これが坂城町が一つに合併したもので、中学は一つにしようじゃないかと。そこでみんなに勉強してもらおうと、そういうことになって、これがまさに今私が申し上げました団塊の世代だったんです。

まあマンモス校でございました。今は、ちょっと教育長にしっかり聞かないとよくわからないけれども、今、坂城中学は3クラスでしたっけ。3クラスになっちゃった。我々の頃どうですか。9クラスですよ、皆さん。これが団塊の世代なんです。同じ坂城町の中で、坂城中学、あそこの学校を私は出たんですが、そのときに何と9クラス。今の30人学級なんてそんなもんじゃなかったですね。1クラス大体48人から50人、これが8クラス、9クラスあったということでもございました。

さて、そんな団塊の世代ということでありまして、要はそんなに大勢いたというのが我々世代だということでもあります。この団塊の世代が後期高齢者となってきておるわけでもあります。これ私は、何年か前にこの質問をしたことがあるんですが、医療費が長野県下でワーストワンになったときがあった記憶があるんです。えらいことだと。長野県中で一番たんと医療費、金を使っているわけです、坂城町が。というようなことがございましたので、これはある意味、おさらいのようなこととなりますが、10年間の順位と医療費の推移をお尋ねするものでございます。

それから、口といたしまして、びんぐし湯さん館70才以上の町民の入場料を無料にということをお話し申し上げたいと思えます。

昔から農繁期が終わり農休みになると、健康維持のため、温泉、これは湯治ですね、行っていたようです。この辺からも大勢湯治に行かれていたようです。これは今流にいうと温泉療法での治療ということであったかもしれません。そのような貧しかった坂城町を、貧乏な町だったんですよ、この坂城町も。工業の町になる前は。中之条大根しか取れなかったんだ。今じゃかっこのいい言い方でねずみ大根なんて言っていますが、そんな時代もあったということです。

この貧しかった坂城町をですね、高度成長期とともに県下一の工業の町にするために頑張って頑張って働き、町税を納めていただいたまさに70歳以上の町民の健康増進のために、びん

ぐし湯さん館の入場料を無料にすべきであると、私にご提言を申し上げます。町のお考えをお尋ねいたしまして、最初の質問といたします。よろしく申し上げます。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 私からは、1の高齢者の健康増進についてのご質問のうち、イの後期高齢者医療保険加入者の医療費についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村で構成する長野県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しているもので、資格の認定や保険料の決定等を行っており、町の業務といたしましては、保険料の徴収と各種相談申請や届出の受付などを行っております。

基本的には、通常ほとんどの皆さんが75歳の誕生日を迎えられたタイミングで、これまで加入されていた国民健康保険や社会保険などをやめ、後期高齢者医療保険に加入することとなり、医療機関の窓口で提示する保険証も後期高齢者医療被保険者証に変わることになります。

また、75歳以上の方のほかに、65歳から74歳までの方で、一定程度の障がいがある方が加入を希望された場合には、後期高齢者医療被保険者に移行することができる制度となっております。

令和5年5月末現在、町の後期高齢者医療保険の加入者は3,096人で、年々微増している状況であります。

ご質問の、後期高齢者医療保険加入者の1人当たり医療費の額及び県内での1人当たり医療費の高いほうからの順位につきまして、直近10年間の推移を申し上げますと、平成24年度92万6,373円で1位、25年度92万763円で1位、26年度93万5,234円で1位、27年度94万8,728円で3位、28年度89万2,481円で5位、29年度90万124円で5位、30年度88万7,462円で11位、令和元年度85万4,061円で25位、2年度84万4,137円で19位、3年度93万6,953円で6位となっております。

申しあげましたように、後期高齢者医療保険に加入する町の被保険者の皆様が、医療機関等を受診された際や薬を処方された際などにかかる医療費につきましては、年度によりばらつきはございますが、県内で見ましても、ほかの市町村と比べ高い状況にあると捉えているところであります。

**企画政策課長（伊達君）** 高齢者の健康増進について、私からは、ロのびんぐし湯さん館70才以上の町民の入場料を無料にとのご質問にお答えをいたします。

びんぐし湯さん館は、坂城の街並みと千曲川を一望できる絶好のロケーションに位置し、午前中の山城議員さんのご質問にもお答えをいたしましたが、平成14年の開業以来、大変多くの皆様にご利用をいただいているところであります。

施設には、様々なスタイルで良質な温泉をお楽しみいただけるよう、大浴場やイベント風呂、石風呂、露天風呂などを備えるとともに、サウナ風呂も完備し、運動浴槽では、浮力を生かし

た個人での運動や水中運動教室にもお使いいただけるほか、隣接するびんぐし公園でのイベントやレジャー活動、スポーツ活動などと併せての利用など、多目的にお使いいただける施設となっています。

また、湯さん館では、より快適により魅力ある施設となるよう、10年ごとに大規模な改修工事を実施しており、昨年のリニューアルでは、老朽化した空調設備やシャワー設備等の更新のほか、屋根つきの大型展望デッキの新設、レストランの拡張、フロント周辺の模様替えと動線の整理などを行い、利用者の皆様から好評をいただいているところであります。

施設を利用される皆様には、入浴のほかにも、ゆったりとした大広間でおくつろぎいただいたり、和室やレストランを貸し切ったの会合や懇親会、ご家族・ご親戚での利用など、ご質問にありましたように、健康増進の場としてだけでなく、くつろぎの場として、あるいはコミュニティ活動や交流の場として、さらには近しい人との団らんの場として、それぞれのニーズに合わせてご利用いただいているものと考えております。

施設の指定管理者であります坂城町振興公社では、このように、いろいろな用途でお使いいただけるびんぐし湯さん館をより多くの方に利用していただくよう、町民優待割引券の配布、JAFや消防団、ながの子育て家庭優待パスポートなど各種会員割引制度などを設け、幅広い世代の皆様にご利用いただきやすい施設運営に努めているところでございます。

こうした中、特に高齢者の皆様のご利用も多いことから、高齢者向けの特別な施策として、75歳以上の方の年間券や半年券での優遇価格を設定し、年間券または半年券のうち約4割を75歳以上の方にご購入いただいております。また、毎月11日と26日のいい風呂の日には、70歳以上の方の入館料の割引も実施しているところであります。

こうした割引などの対応につきましては、施設の経営において、利用者の増加につなげることができ一方で、施設を維持管理していくための原資となる入館料収入が減ってしまうところでもあります。

新型コロナウイルス感染症の影響で減少した入館者数は、徐々に回復傾向にあるとはいえ、昨今の電気や灯油、食材などの価格高騰により、当町に限らず温泉施設を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

ご質問の、70歳以上の町民の入館料を無料にとのことのご提案につきましては、より多くの方にご利用いただくための貴重なご意見と受け止めてはおりますが、一方では、施設をご利用いただく皆様に、広く一定のご負担をお願いする中で、快適で良好な施設環境を維持し、安定したサービス提供を継続することができております点につきましても、ご理解をいただきたいと存じます。

こうしたことから、70歳以上の方の入館料無料化につきましては、施設利用における負担の公平性や、経営面、運営面といった総合的な視点から慎重な判断が必要であると考えている

ところで、びんぐし湯さん館では、現在実施しております各種割引を基本とし、昨年のリニューアル工事で新設をしました展望デッキや拡張したレストランの有効活用など、町振興公社と協力して、より快適でご満足いただける施設運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**2番（中嶋君）** ただいま、両課長よりるるご説明をいただきました。前に私がここで一般質問したときもそうでしたが、平成25年ですかね、1番なんていうのは金メダルのような気がしているんですがね、ひっくり返しの話でもって、これはワーストのほうですね。ちょっとこれはあまり喜ばしい話ではないですよ。坂城町が長野県で一番たんと銭を使っている。病人だらけじゃないかと。恥ずかしい話ですよ、これは本来。課長にるるご答弁いただきましたのでね、平成25年が一番けつだ、一番びりだと。26年も1番。27年は最後から3番目だとか。これは平成30年、それから令和1年、令和2年は、11番目だとか25番だ19番でいいなあとと思ったら、よくよく考えたら、これはそうじゃないんだ。コロナだからだ。何でコロナのときに、それじゃあ坂城町の年寄り、私のことを言っていますが、あんまりそういう言葉を使うと怒られるから、高齢者の方はですね、えらい銭を使わなかった。コロナだから病院に行っていないじゃねえかな、これ。それでこういうデータが出てくると私は思うわけです。

このままずっと推移して行って、将来は少なくとも長野県の真ん中ぐらいのところへもって行って、健康に皆さん留意をしてもらえれば、一番これは坂城町のためになるし、県のためにもなるし。そう思うわけでありませう。それが何と、令和3年になったら、今、課長にお尋ねすれば、また6番目になっちゃった。一番最後じゃないですかね。77ぐらいあったのかな、長野県は市町村が。この中で6番目というのは、町長も思いますでしょう、あまりいい傾向じゃないですよ、これ。6番なんていうのはね。何とかこれをまた考えていかなきゃいけないと私は思いますよ。

これざっくり、私も調べてみたら、長野県全体と比べると、町長ね、坂城町は大体我々世代だと思いますが、高齢者でありますからね。10万円多く使っている、坂城町は。長野県平均と比べると。これはざっくりですがね。細かな数字は1円、2円になるんでしょうけれども。ざっくり言うと、大体長野県で坂城町は高齢者が10万円多く使っちゃっている。

ただ、私は金を使ったから悪いとかね、金が少ないからいいとか何とかっていう、そういう私は問題をここで取り上げているわけではないんですよ。坂城町の方は、さっき私も申し上げましたように、それこそ貧乏な町だったのが工業の町になって、それこそ長野県でも1番、2番の坂城町になったわけです。今はこんなに団塊の世代の人たちが、うんと苦勞してこの坂城町をよくしたんですよ。そしたら、団塊の世代の人たちが長野県で一番病気になって、一番お医者様に診てもらっている町になっちゃった。金はうんとたまってね、税収もうんと上がってはいるけれども、自分たちがそんなになっちゃったんですよ、現実として。

だから、私は何をここで言いたいかといいますとですね、70歳を過ぎた人たち、一生懸命坂城町をよくして、びんぐしだってね、あれのルーツを考えればね、あれは坂城町の金で建ったんですよ、あそこのところは。その昔ね、町長なんかはよく知っていると思いますがね、日本中へ、各市町村へ1億円を施策として、ちょっと言葉が悪いんですが、国がばらまいた時代があったんですよ。そのときに、金のインゴットを買っちゃったとか、宝くじを毎回買ってみろとかね、面白いところもあったんですよ。

我が坂城町はですね、本来ね、この坂城というところは、温泉なんか出ねえところ。戸倉上山田が出ているから、すぐそばだから出てくるんじゃないかいうんだけど、湯脈の線が違うんですよ。坂城にはない。坂城は、大昔から温泉なんか出るところじゃなかったんですよ。2か所か3か所、鉱泉が出る場所はありません。少し温かい、そんな程度。

だけど、今のこの時代、技術が相当上がったもので、1億円あれば、地球のどこかかわかりませんが、相当深く掘っていける。必ず出るんですよ、どこを掘ったって今の時代は。それを坂城町の当時の議員たちは、町長が考えて、おいそれじゃあ坂城町は温泉がないから、何とか温泉を掘らずと。それで1億円を全部そこへ注ぎ込みまして、出たと。うれしかったですね、皆さんね。もう町会議員、町長を含めみんなで万歳したようなお話も承っております。そういうことで、びんぐしを造ったんですよ。だから、よく考えてみれば、税金で造ったものなんだというのは間違いない。

だから、何が言いたいかというと、70歳になったらあと何年生きるんですか、私たちは。100歳まで生きたって、こうやって勘定していればえらいことだわなど。その人たちがやっぱり健康でいてほしい。

あまりこういう言葉を使うと、また登がそんなことを言いやがってとまた怒られるんですが、びんころなんてね、佐久のほうにびんころ地蔵なんていうのがありますけれどもね、そこまで言うと言い過ぎになっちゃって、自分のことを言っているからいいんだけど。要は、それこそ健康年齢を長く坂城町の人に保っていただきたいというのが目的でございます。でありますから、私の一番言いたいのはですね、それこそ、この坂城町をよくしてくれた70歳、しかも税金をたんぱく払ってくれた皆さんに恩返しとしてですね、70歳になったら、ひとつ山のほうへ登ってきておくんなど。びんぐし湯さん館を無料にしますよと。それで皆さんに健康になっていただいてですね、健康年齢を延ばしていただいて、それで余生を悠々自適に送っていただければ、坂城町としてそんな恩返しは私はないと思っております。

ここでね、第2質問をやって、それじゃあ課長どうするだ、ただにするか。町長、いいところにいたから、ちょっと答弁してなんてことは、私は申し上げません、今回。ただ、これは、やはり町長はじめ課長さんたち皆さんでよくお考えになって、坂城町の70歳以上の皆さん、高齢者の皆さん、そして団塊の世代の皆さん、できれば健康増進のために取り組んでいただ

れば、私はありがたいと思うものであります。答弁は要りません。よくご検討なされてください。またやりますよ、ここで。どうなった、研究しといたかと言いますよ。それまでのお楽しみであります。

それでは、第2質問に移っていきたいと思います。

## 2. 五里ヶ峯トンネル横坑について

### イ. 横坑の歴史は

町の宝である横坑を今までどのように利用してきたかをお尋ねいたします。

### ロ. 最近の動向は

横坑内でのホワイトアスパラは、中沢町政の頃、「銀河の貴婦人」というすばらしい名前をつけたり、試作ではありましたが、アスパラ焼酎まで造って一世風靡をした時代もありました。私も試飲をいたしました。ちょっとアスパラの匂いがしましたが、摩訶不思議な焼酎まで造ったという時代も、この我が坂城町にあったんですよ、皆さん。そうは言いましても、その事業を横坑の中で始めたんですが、採算が合わないということでやめてしまった経過もありました。

その後、1年くらい前でしたかね、今度は違うグループが始めたということで、後利用として施設を引き継いだと、こう聞いておるわけですが、その後、事業が成功したのかどうかをお尋ねする次第でございます。

### ハ. ぶどう酒の貯蔵庫に

中沢町政の頃、蚕棚のようなものを作って、ワインをたくさん入れる貯蔵庫を私は提案いたしました。その後、坂城町でも山村町政となり、山村町長のご提案でいよいよさかきワインもできました。また、こういう時代になりましたので、原点に戻って、私の提案をいたしました五里ヶ峯トンネル横坑でブドウ酒貯蔵庫をつくることを再度ここでまたご提案を申し上げます。この一般質問は、昨年3月議会でもお尋ねをしております。ちょっとおさらいになりますので、再度お話をしておきたいと思っております。

さて、ここで私は2回も視察に行つて研究をいたしました山梨県の甲州市、勝沼にある横坑を利用したブドウ酒貯蔵庫である勝沼トンネルワインカーヴの事業内容を報告しておきます。

約300メートルのトンネル内に、ワイン収納部のうち入り口近くの100メートルは個人のワイン収集家が利用できるスペースでありました。1区画、コンテナ一つでございますが、720ミリリットルのボトルなら300本まで収納できて、全部で260区画あり、1区画年契約で5万円とのことでありました。私も1区画をお願いしましたが、全部埋まっておるので順番待ちで何年後になるかわからないと、こう言われました。

ということはですね、例えば子どもが生まれたと。この子と20年後にワインを飲もうじゃないかと、ワイン好きなお父さんが考えて、こういうところへお願いしたんです。それで、1年に1回は必ず、どれぐらい自分のワインが成熟しているか見に来てくださいますと、こんな条



件だそうです。そうすると、必ずそこへ見に来たときに、子どもが5歳になったと、二十歳前にあれだったんだけど、ちょっと5年たったから飲んでみてえななんていうことでね、5本だけ持っていった。その代わりに、もったいないからね、空間が。じゃあ5本、ここの地域のワインを一つ入れておこうと、またそこへ入れるというようなことが繰り返される。それで、いよいよ20年たったと。子どもと俺は成人したから一緒に飲もうとって、みんな持っていった。またもったいないから、そこへまたね、さっき言いましたように、また300本ちょっと金出して買ってそこへ入れて。これはまた私がいくつになるか、誕生日がどうたらだからとって、そこへ置いておく。

そういうことでありますから、今の区画はですね、260区画あるんですが、空きがないんだそうです。また頼むわと。例えば変なことを言っちゃいけません、じいちゃんが好きでやっていたと。じいちゃんが亡くなっちゃったんだと。また息子が行って、じいちゃんが亡くなっちゃったけど、このまま継続させてくださいと、私ワイン好きなのでというようなことで、260区画空きがないんだそうです。

だから、私もちょっと、もしよかったら、5万円だったらいいわ、ちょっとやってみようかなと思ったら断られちゃったと、こういうことなんです。理由を聞いたら、今私がお話し申し上げたような、そんな理由なんです。継続していっちゃうというようなことですね。

そこで、当然その担当者の皆さんに、私は視察でしたから、いろいろQ&Aで聞いたりもした。そのときに、実は我が町にも横坑があり今研究しているんだという話をすると、何と何と、お客様を紹介するから、ぜひ貯蔵庫をおつくりになってくださいよと。いいんですかと。いいんじゃないですよと。260区画あるんだけど、とにかくもう満タンで、もう空きを待っている。坂城町さんでつくっていただければ、お客様はみんなご紹介申し上げますよと。なお逆に、坂城町さんでおつくりになってくださいなんていうのは、またいろんな意味でアドバイスはいろいろ申し上げますなんていうことも言っておられました。

だから、今お話し申し上げましたように、1区画が5万円で260区画ですから、ちょっと計算して、もうざっくりですが、年間大した金額じゃないと思いますが、それでも1,300万円が町の懐に入ってくる、こんな状況になるわけですよ。そしてね、これが今の勝沼のところは300メートルくらいのトンネルですよ。ちょっと小さめでした。

我が五里ヶ峯のトンネルは600メートルぐらいあったような気がしますよね。それからでかいやね、相当。そう考えれば、私は少なくとも勝沼の10倍、またもしかしたら20倍のですね、収益が上がると思っています。そうすると、これもざっくりですが、1億円ぐらいなのは毎年入ってくるんじゃないかと。ちょっと経過がありますがね、今日やったから今日から入ってくるんじゃないかと、少し時間はかかりますが、それでも継続的に100年の目的でもよろしゅうございますがね。少なくとも1億円ぐらいのものは毎年毎年毎年毎年入ってくるん

じゃないかと。私は、こんなふうに思うものであります。

だから、そうは言いましても、そういうことを考えると、さっきのびんぐし湯さん館をただにしると言ったら、ただにしてしまえば金が入ってこないからなんていうようなご理論もありますが、こういうようなところをちょっとアイデアを使ってね、総合的に考えれば、なおかつ金は残るは、びんぐしは70歳以上の年寄り全部ただにしちゃうだとか、そんなことは私はそんなに難しいことではないと思います。

ですから、私はですね、必ずやこの事業は行うべきだと、こう思うものであります。この提案をいたしまして、2回目の質問とさせていただきます。以上であります。

**町長（山村君）** ただいま中嶋 登議員さんから2番目の質問としまして、五里ヶ峯横坑作業用トンネルについてのご質問をいただきました。順次お答えします。

五里ヶ峯横坑作業用トンネルは、長野新幹線の本坑掘削時に資材搬入や掘削した土砂等を搬出するために造られた作業用のトンネルであり、平成8年に旧鉄道建設公団から無償譲渡を受けたものであります。

横坑作業用トンネルは、坑口からの延長が730メートル、気温が年間を通じて16度前後で、湿度は70から90%と高く、新幹線本坑からは毎分1.2トンもの湧出水が流れており、こうした貴重な環境条件を生かした特色のある利活用が求められておりました。

このような中で、町では信州大学や長野県農協地域開発機構、県野菜花き試験場、工業総合試験場などの協力を得ながら、主に観光や農業分野での利活用を模索してきたところであります。

その中で、町では、長野県がアスパラガスの産地であることに着目し、県の試験研究機関の協力を得ながら、トンネル内でのホワイトアスパラガスの実証試験に取り組み、その栽培方法を確立いたしました。そして、平成15年度には生産組織が立ち上げられ、冬の期間の副次的な農業生産活動としてホワイトアスパラガス「銀河の貴婦人」の生産販売に取り組んできたところでありますが、数年前より労力の確保が難しくなったことなどから、やむなく生産を休止していたところであります。

このような状況の中、令和3年には、町内の青年農業者の有志により、ホワイトアスパラガスの生産が再開されたところでありますが、発足間もない組織であり、現在はホワイトアスパラガスの安定的な生産・供給に向けて取り組んでいるところであります。

町といたしましては、県の支援もいただく中で、生産過程における技術的な支援はもとより、全国的にも珍しいトンネルで栽培したホワイトアスパラとしてのブランディングを進め、認知度を高めるとともに、安定した供給先の確保・拡大などに向けて支援していければと考えております。

このほかにも、横坑作業用トンネルでは複数の組織により、それぞれトンネル環境を生かし

た利用がされているところであり、平成18年には原木キノコ栽培のほだ木の培養施設として、試験栽培がスタートし、現在はマイタケをはじめヤマブシタケ、シイタケなど、原木キノコのほだ木生産を中心に特用林産物の生産販売に取り組んでいるところでございます。

また、近年では、町内の水田転作により作付されたサツマイモを保管する保存庫としてもご利用いただくなど、農業を中心とする各種生産組織にもトンネルを有効に活用していただいているというところであります。

町といたしましても、今後もこれら活動を支援することで、ホワイトアスパラガスや原木キノコ等の生産振興のほか、特産化や農地の有効活用などに幅広くつなげてまいりたいと考えております。

次に、トンネルを活用したワインの貯蔵庫に関するご質問であります。一般的にワインの保管に必要な条件としましては、12度から15度程度の温度と70%程度の湿度、そして、暗所、無臭、無振動とされており、この条件を満たす環境がワインにとって快適であると言われております。

当町の横坑作業用トンネルは、暗所であり、気温が年間を通して16度前後と安定しているものの、湿度が70%から90%と高いことから、トンネル内にワインを貯蔵した場合、ワインラベルなどへのカビの発生が懸念されることから、現在においては、ワイン貯蔵庫としての活用には至っていない状況であります。

横坑作業用トンネルにおけるワイン貯蔵庫としての利用については、湿度の問題もあり、現状においては難しいものと考えておりますが、これまでトンネルの活用方法の検討を重ねてきた中でも提案されてきた経緯があり、現在は町内にもワイナリーが創業されているということから、今後トンネル環境に適応した貯蔵方法や新たな利活用について研究していければと考えているところであります。

一方で、先ほど申し上げましたとおり、横坑作業用トンネルにおきましては、複数の団体がトンネルの特性を生かした利用を行っていることから、今後、新たな利用方法を検討する上では、各団体間で、それぞれの生産活動に支障のないように調整を図る必要があるものと考えております。

横坑作業用トンネルの活用が始まった頃に比べ、現在は、利活用研究や実証試験などにより、利用組織も利用形態も変わってきておりますが、様々な活用が考えられる大変有望な資産でありますので、類似の先進的取組事例なども参考にしながら、町の各種産業のさらなる発展に資する有効的な活用方法を、引き続き検討してまいりたいと考えております。

**2番（中嶋君）** ただいま、町長からご答弁をいただきました。あれは平成8年ですね、新幹線を造るといって、そこから坂城町へ譲渡されたわけですが、何年たっているんでしょうかね。えらい時がたちましたね。もちろん、「お〜い原木会」の皆さんは一生懸命やっ

す。一番奥のほうでね。話を聞けば、あんまり奥だから新幹線が通る音が聞けるわいなんて言ってね。そんな話も聞いたことがありました。

とにかく、「お〜い原木会」の皆さんも本気でやってね、ここでいろんなキノコを作っていただけいるわけですが、あんまり言うと、先輩もいっぱいいるし、仲間もいますので怒られそうですが。もう少しね、やっぱりねずみ大根のように、坂城名産のすばらしいキノコができたとかね、そういうふうになればいいんでしょうけれども、なかなかそうは言いましても、私もある学者にいろいろ研究してみたらどうでしょうかなんて言ってね。

ちょっと話は変わりますけれども、キノコはうんと難しいそうですね。マツタケはどうしてできないんだと。だから、学者連中はみんなやめちゃうそうですね。あんなのをやったら大変だよと。俺が活着している間に絶対にできないと。2代、3代かかってもマツタケはできないと、そんな話も私も友達の植物関係の学者から聞いたことがありましたけれどもね。だから、「お〜い原木会」の皆さんは、今までの既存のやついろんな種類をお作りになって、頑張ってるっていらっしやいます。それは大いにやっていただいて、大いに結構だと思います。

それから、さっきも言いましたように、ホワイトアスパラ。これもですね、一生懸命やってね、それこそ瀧澤民雄さんでしたかね、農林水産省のあれを受けた、今のホワイトアスパラ。あれも一生懸命やっていただいてね。それからテレビなんかDASH村とか何とか、ちょっとよくわかりませんが、そんなのまでテレビに出てね、放映されて。大々的にいいコマーシャルになったななんて思ったんですが。どういうわけかあんまりもうからない。ちょっと俺は忙しくて、そっちのほうに手が回らないわなんていうことで、おやめになっちゃった。

だけど、また、新しい若者が今度は出てきて、俺やるぞと声を上げたなんていうから大いに期待してね、また若い感性で、また先輩の皆さんがやったのとは違う感性でまたおやりになれば、これはこれでいいのかなと。

それから、サツマイモも最近はやりでね。私もついこの間、日曜日までばら祭りでミニバラ盆栽の関係でちょっとやっているもので、どうしても出してくれなんていってね、ずっと私は出させていただいているんですが、私のミニバラ盆栽の隣のところにですね、おいも日和ということで、それこそ自動販売機。ああ面白いもんだななんていって、これは皆さんもご存じのように、あそこに昔の西沢製作所という工場があったんですが、それが何かおやめになっちゃって、そこへ何かおいも日和の工場をお造りになったということだね。この彼も一生懸命今やっていると。その社長とも私は話したんですがね、とにかく自動販売機なんておい珍しいものを、芋の自動販売機なんてすげえななんてお話ししたら、何と皆さんは、長野県中に12か所置いてあるだわいなんていうようなお話をしていましたね。その彼も一生懸命頑張ってるってやっていました。

それで、今のばら祭りのときには、長野県中よりもね、町長、それこそ全国からも皆さんお

見えになっていましたね。みんな面白がってね、結構若い女の子たちが芋、こんなところに自販機で売っているなんて行ってね、スイーツ何とかなんてちょっと英語を使いながら、皆さんお金を投入して買っている風景が見られたんですが。

その彼だと私思います。サツマイモをいっぱい取ってきてね、横坑で成熟させるんでしょうかね。そんなようなことにもお使いになっているんだというお話を聞いてね、ああこれはよかったなと、こういうふう pensando おるんですよ。

だけど、私は商人でありますからね、こんなことをまた言えば怒られるかもしれませんが、ふるさと納税も私が言い出しっぺで、どうするんだと言ったら、皆さんの中にエビでタイを釣るような税金の集め方はいかなものかなんて、課長様にそんなちょっと注意を受けたんですが。それだって、国でやったっていいと言っているんだから、俺ら坂城町も考えるじゃないか。町長にどうするんですかと言ったら、町長はそこでやりますよと格好いい言葉をいただきまして、やりましょうよと。そしたらあつという間に億になっちゃってね。億も去年、おとしだか2億何千万、8千万円なんかにいっているね。去年は、シャインマスカットが亀裂ができて割れちゃったから、ちょっと落ちちゃったかなんていうだけけれども。それでも町長、1億3千万円くらいいったんじゃないですかね。これは坂城町の財源としてね、まさに少子高齢化でもって、これからどんどんどんどん人口が減っていつちゃう。下手すりゃ坂城町の税収も下がっちゃうんじゃないかというふうになんて危惧する部分があるんですが、今後、10年、20年、30年後の話を私はしていますよ。そういうふうになるんじゃないか。

そのために、やっぱりふるさと納税なんていう国でうまい施策をしてもらったから、坂城町も乗っかろうじゃねえかと。今は全国から、少なくとも、私が前もお話し申し上げましたように、2億円くらいのは毎年毎年、これは継続していかなくちゃいけないと思います。これは坂城町もいろいろシャインマスカットを作ってくれたり、それからお肉なんかも提供してくれたり、いろんな業者があるんですが、皆さんにいいご指導をしてあげて、何とか2億円はキープしなきゃいけない。

それはちょっとまた、私はいつもここで脱線しますので、それ以上のお話は申し上げませんが、今申し上げましたように、やはり横坑もですね、今申し上げました、町長にご答弁いただいたところは、私もそれこそ輪をかけたようなことを言ってね、そうは言いますが、坂城町の皆さん頑張ってやっております。

だけど、私からしたら、もうちょっと何かアイデア、一つやったほうがいいんじゃないかというのが、昔、町長が坂城町の町長になったばかりで私お話を申し上げたような記憶があるわな。俺はあのときに、さっきも言ったように、蚕棚のようなものを作って、そこへワインをやたら入れていけば、何千本、何万本も。だから、これはうまい話になるぞと言ったら、たしか町長はあのときに、中嶋議員さんあれですよ、空間を売るんですかなんてね、格好いいこと

を町長言われたのを覚えていますか。町長、さすがうまいことを言うなと思いました、あのときには。空間を売るんですよ。また町長、復活しようではありませんか、あの話を。もうちょっと深くご研究なされてですね、いけそうだったらひとつ、今の皆さんのところを排除して私はやれと言っているんじゃないんですよ。今、私はちょっと間違えて600メートルだなんて言いましたが、730メートルですか。それはもう十分これは活用が私はできると思っています。

これはまた第2質問をして、ここで町長を論破することは私はないと思っていますので、よくまた町長お考えになっていただいて、また私ここでやりますよ。考えられましたかと。宿題を今二つばかり出しましたが、そんなことにしておきたいと思います。

それでは、さて、最近の社会情勢に目を向けるとですね、岸田総理のお膝元で開かれたG7では、各国の元首が広島平和記念資料館で、まさに原爆の恐ろしさを認識し、核戦争を防止、また核抑止力に大きな成果があったと私は思っております。本来でしたら、いつかのG7のときには、プーチンも来たんですよ、G7に。ちょっとタイミングが悪かったかなと思っています、私は。プーチンに見せたかったね、原爆の恐ろしさをね。

そうは言いますが、しかしながら、いまだにロシアのプーチンとウクライナのゼレンスキーは戦争を続けております。最近では、ウクライナが優勢になってきたようではありますが、くれぐれもロシアが核を使わないことを祈るのみであります。

最後に恒例であります。また議会は新しくなったんですが、私は、1年生の気持ちでここに登壇して一般質問を行っているわけではありますが、また、20年間もやっていたので、恒例になりました。最後に一句添えたいと思いますが、字余りになりそうなので、今回も短歌といたしました。良き時代 チャットGPTにお願いし 質問原稿を書いていただく。良き時代  
チャットGPTにお願いし 質問原稿を書いていただく。以上で、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 1時49分～再開 午後 1時59分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、13番 朝倉国勝君の質問を許します。

**13番（朝倉君）** ただいま、議長より発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

山村町長、ご当選おめでとうございます。4期目への挑戦となりますが、健康には一層のご留意をされ、「輝く未来を奏でるまち」坂城町を実現するために、一層のリーダーシップを発揮され、生きがいと働きがいの持てる坂城町の実現に向けてご活躍をご期待申し上げる次第でございます。

今回、私の質問は、少子高齢化対策と農業政策の2点について行ってまいりたいと思います。

1点目の質問は、高齢者への支援についてであります。当町でも高齢化率は37%と、高齢化率の進展が全国平均よりも大幅に高くなっております。実感でございますが、数字で表すよりも高齢化が進んでいるのではないかというような感じを持っているところでございます。

特に健康寿命が延びている状況の中では、現役時代、家族や企業、あるいは地域のため頑張られた高齢者の皆様が、楽しく暮らせるまちづくりも、今、現役で私どもが活躍をしている私どもが果たす使命ではないかと考えるところでございます。

このような考え方に立脚して、イ、高齢者への支援拡大をとして、高齢者にとっては動く手段の確保は大変重要なことでもあります。特に現在は車社会でございますので、車で活動していた方が突然何らかの体調不良から運転ができなくなり、車社会からやむを得ず離脱をしなければならない老夫婦世代が、突然このような事態に見舞われたとき、今後どのように生活をしていくか途方にくれる高齢者家族が最近散見されるようになりました。

このようなとき、公共交通は大変大きな役割を果たすと信じております。町には、循環バス、デマンド交通の公共交通が運行されておりますが、残念ながら高齢者への認知度が低く、特に健常者の皆さんには認知度が低く、移動手段がなくなって、悩んでから初めてどうしようかということを知る方が多いと言われております。

最近、私の周辺で知人のある2名の方が車社会から離脱されました。この2名の方もデマンドタクシーって何だいと、私が説明したんですけれども、わからなかったわけでございます。運行状況についても、私が説明しても、えー、そんなものあるだけかいというようなことで、利用したいんだけど、利用する内容を知るまでには相当時間を要したということでございます。特に離脱をすることで、今後どのような生活を移動するときにするかということを考える事態が発生して、初めて知る状況でありました。

移動手段が確保できているうちはあまり興味もないため、認知度も低いと考えますが、高齢者が増える中では、いつ何時、移動手段を持てなくなるかわかりません。高齢者の家庭では、このようなことを予測することは難しく思います。このようなときに間に合うようにいろいろな手段を考えて周知を図り、高齢者の日常生活が困窮しない方策の検討をぜひお願いしたいというように考えております。

高齢者の中では、長い距離を歩くことが難しいとか自転車に乗ることができない、さらに循環バスの停留所が遠いところに住んでいる等、困難な事柄が重複する場合に、どのように公共機関を最大限利用して日常生活を送れるか、特に今後、生活の中での大きな検討課題と考えております。

そこで、周知について、その方策はどのようなお考えがあるかお聞きしたいと思います。また、今やられております実証実験における現時点での問題点や課題は、どのように把握されて

いるかお聞きしたいと思います。

2点目、坂城町自動車急発進防止装置取付費補助事業についてであります。時に誰でもあることでございますが、うっかりミスから追突事故や急発進による事故は、毎日マスコミで報道されております。その事故の報道の中には、不幸にして高齢者による事故が多いと感じるところでございます。

その防止策として、自動車急発進防止装置の取付事業は、高齢者にとっては大変ありがたい事業でありました。国の時限立法ということで、令和元年と、2年で終了したということでもあります。特に、高齢者がこの地域で生活する上で車の活用は大変重要なアイテムで、欠くことのできないものでもあります。このようなことから、AIの先進技術を利用した事故防止は必須の重点施策であり、ぜひ復活をお願いしたいと考えているところでございます。町の考え方を伺いたいと思います。

3点目、あんしん電話の設置についてであります。町では、ひとり住まいの老人家庭にはあんしん電話の設置を希望者に行い、安心・安全の確保に対応しております。一方、老夫婦家庭も高齢化の進展により増加をみております。独居老人と同様、あんしん電話の設置を希望する世帯もでございます。老人をターゲットにした犯罪も多岐にわたっている世情から、あんしん電話の老夫婦世帯への拡大を提案したいと考えますが、町の考え方はいかがでしょうか。

ロ．移住定住人口増加に向けて

我が国において、新規出生児童が80万人を切る状況や、当町では、小学校への入学児童が100人を切る事態になっております。少子高齢化は、大きな問題として国をはじめ市町村においても最も重要な重点課題としての対応が求められており、進められております。昨日、岸田総理も2030年までに今の少子化の状態を変えないと、将来的にも日本は少子高齢化の波を越えることができないということで、何としても2030年までにこの状況を変えたいということで、異次元の少子化対策という銘を打って、政府としても取組を表明されております。

このような状況の中で、私どもが生活する上でのコミュニティーの最小単位は小学校区と認識しております。少子化が今以上に進めば、このコミュニティーの最小単位と考えている小学校区も維持が大変難しくなっていくと考えます。何としても知恵を出して、現状を維持したいと考えております。

このような世情から、今すぐこの少子化に対する解決策はと問われても、なかなか妙案はないと思いますが、そこで一つの提案を申し上げたいと思います。坂城町は製造業の町であります。他市町村から多くの人々が働きに来ております。若者をターゲットにして、移住定住を積極的に政策的に推進していくことも、少子化対策の異次元対策として重要な手法と考えるところであります。

その一つとして、今、遊休している町営住宅が多く存在しておりますが、その町営住宅を整



理整頓して若者の移住定住用の分譲地としての確保と併せて、今、製造業の企業では人手不足で人材確保には大変苦勞しているとお聞きしております。その対策として、従業員確保の支援策として、住宅建設用地として確保し、国・県の支援を受けながらこの事業を推進する必要性を痛感するところであります。

一方、少子高齢化の進展により、生産人口の減少が発生しております。製造業の町坂城でも、この対策が求められるところでもあります。

このようなことから、若者の移住定住促進と併せて、雇用対策を含めた施策の展開は、町の将来の財政規模の維持や活性化に必要不可欠な事業と考えるが、町の考え方をお聞きしたいと思います。第1回の質問を終わります。以上でございます。

**町長（山村君）** ただいま、朝倉議員さんから1としまして、少子高齢化対策についてのご質問をいただきました。私からは、イの高齢者への支援拡大をについて順次お答え申し上げまして、ロについては担当課長より答弁いたします。

さて、国内の令和4年における65歳以上の人口は約3,623万人で、総人口に占める割合としましては、全体の約29%と過去最高の割合となったところであります。

また、毎月人口異動調査における今年4月の当町の人口におきましては、65歳以上の人口は4,928人で、総人口に占める割合としまして全体の37%となっており、年々増加している状況となっております。

将来的には、さらに高齢者の人口割合は上昇し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、令和22年、2040年には、当町において65歳以上の人口が占める割合は、全体の約43%となるとされているところであります。こうした中で、高齢者の安心・安全な暮らしをサポートする事業は大変重要であると認識しているところであります。

まず初めに、デマンド交通乗り合いタクシーについてであります。当町の地域公共交通につきましては、交通の根幹でもある鉄道路線のほか、民間路線バスの運行廃止による福祉バスの運行を経て、誰でも利用できる公共交通機関として、停留所による定期路線、循環バスの運行を行ってまいりました。

加えて、昨年4月から、新たな地域公共交通システムとして、特に移動困難な高齢者の日常生活で必要不可欠な移動手段の確保を目的とした、定額料金でドア・トゥー・ドアによるデマンド交通乗り合いタクシーの実証実験を開始し、運行しているところであります。

乗り合いタクシーは、道路運送法に基づき、町内のタクシー運行业者の協力の下、最長3年間の予定で実証実験を行っております。

デマンド交通に対するPR、認知度アップをとのご質問であります。利用登録者の状況といたしまして、今年5月末現在で248人となっており、募集を開始してから実証実験開始までの事前登録が48人でスタートして以降、口コミ等で広がり、現在まで毎月登録者が増え続

けている状況となっております。

利用状況につきましても、開始当初の目標として、一月当たり200人程度を見込んでおりましたが、現段階までそれを上回るご利用をいただいているところであり、高齢者の皆様にとって、新たな移動手段の一つとして認知されてきているものと推察しているところでございます。

乗り合いタクシーが浸透するにつれ、行きは循環バスを利用し、帰りに乗り合いタクシーを利用する方が増加するなど、循環バスと併用することで毎日の移動が非常に便利になったというご意見もお聞きしており、利用者の移動の手段がより柔軟となり、循環バスと乗り合いタクシーの利用に相乗効果が出てきていると考えているところであります。

乗り合いタクシーに関する町民の皆さんに対する周知といたしましては、実証実験を開始する際に、対象となるシニアクラブの皆さんへの周知に加え、全戸へのチラシの配布などを行ってまいりました。今年度におきましても、ご利用いただける停留所の増設のお知らせも含めまして、改めて全戸に案内チラシを配布したところであります。

今後も、引き続き町広報やホームページ等を通じた周知に努め、デマンド交通の認知度アップに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、実証実験における問題点・課題についてであります。デマンド交通を実証実験するにあたり、陸運局等と協議を重ねる中で、高齢者の日常生活で必要不可欠な移動手段の確保を目的として、町内のタクシー運行と乗り合いタクシーが共存できるよう、運行時間や運行日、料金設定を定めてまいりました。

乗り合いタクシーの実績としましては、午前の利用が多く、目的も病院、買物等の利用が多いことなど、開始当初におおむね想定していた運行計画に即した利用状況となっております。

また、昨年12月に開催されました公共交通会議において、運行事業者などから利用者の要望をお聞きしていたところでありますが、要望の一つとして、売場面積が広い店舗だけでなく、小回りの利くコンビニエンスストアや葬祭場などへの停留所の増設希望があったことから、先ほども触れましたが、今年4月から追加し運行しているところであります。

このように、利用者の声に耳を傾け、各種ご要望をお聞きしながら、改善すべきところは改善する中で、より利便性の高いものとなるよう努めているところであり、現在のところ、これといった問題点や課題はお聞きしていない状況であります。今後におきましても、必要とされる高齢者の皆さんへの事業の周知とともに、運行に関して検証を行い、改善が必要な部分については、随時見直しも図ってまいりたいと考えております。

次に、お話のありました自動車急発進防止装置取付費補助事業のご質問であります。町では満70歳以上の高齢者の方を対象に、交通事故防止及び事故時の被害軽減を目的とした、自動車急発進防止装置の取付費の補助制度を、令和元年10月から令和2年度末までの間、時限

的に運用した経過がございます。

この補助制度の背景には、自動車のアクセルとブレーキのペダルの踏み間違いによる人身交通事故が、平成30年から令和2年の3年間で、全国で1万件近く発生しており、そのうち65歳以上の高齢者の割合は約4割を占め、さらに死亡や重傷などの重大事故の割合は約7割に上るなど、高齢者が関わる交通事故が社会問題となっております。

ご質問にもございましたように、町の地域的な立地環境を鑑みますと、買物や病院への通院といった日常生活における交通手段として、自動車の利用は大変重要であり、今後もそうした傾向が続くことが予想されるところであります。

そうした中で、今後におきましても、高齢者の方が日常生活を支える自動車運転を少しでも安心して行っていただけるよう、この補助制度を今年度新たに実施するため、本議会に関係予算を上程させていただいたところであります。

今回、補助制度の開始にあたり、補助対象者を前回の70歳以上から65歳以上に引き下げ、補助率は前回同様、補助上限を2万円として装置本体の金額と取付費を合わせた事業費の2分の1を対象としているところであります。また、今後、高齢者の人口割合が増加していくことを考える中で、より多くの高齢運転者の交通事故防止及び事故時の被害軽減を図るべく、現時点におきましては、終期、終わりですね、これを設定しない形で事業を進めていければと考えているところであります。

町といたしましても、引き続き、高齢者へ運転免許証の自主返納への理解促進を呼びかけていくとともに、今回の補助制度をはじめ、町循環バス、デマンド交通乗り合いタクシーの利用促進や、警察や交通安全協会とも連携した街頭啓発などを通じて高齢者の交通事故の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、あんしん電話のご質問ですが、このあんしん電話につきましては、ひとり暮らし高齢者の日常生活において、緊急時における連絡通報の手段として町が実施する緊急通報システム事業であります。

あんしん電話による緊急通報システムは、町のひとり暮らし高齢者台帳に登録をされている65歳以上の方を対象としており、平成6年度に事業が開始されて以来、機器の老朽化や固定電話を持たない方が増えている状況などから、令和3年度に電話回線がないご家庭への設置が可能となる、無線方式による新しいシステムを導入したところであります。

その仕組みとしましては、緊急時などの際に、利用者のご自宅に設置した専用端末からガードセンターや看護師などが常駐するコールセンターにつながるものであり、常時ご利用いただけるものであります。

ガードセンターに通報があった際には警備員がいち早く駆けつけ、状況に応じて救急車を手配するなどの対応を行うほか、ご家族等に状況報告を行うものであります。

希望するひとり暮らしの高齢者の方には、端末を無料で貸し出しているところであり、事業開始から28年が経過する中では、利用者も増加傾向となっているところでもあります。

事業の対象を高齢者世帯に拡大してはとのご提案であります。この事業の目的といたしましては、ひとり暮らし高齢者の方が日常生活をより安心してお過ごしいただくために実施をしているところであり、当面は現在対象としているひとり暮らし高齢者台帳に登録されている方へのご案内を継続してまいりたいと考えているところでもあります。

さらなる高齢化社会に伴い、今後ひとり暮らし高齢者の数も増えていくことが予想されますことから、このあんしん電話もご利用いただき、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、町では、令和2年10月より、満65歳以上の方が特殊詐欺等対策機能付電話機を設置する経費につきまして補助を行っております。

また、加えまして、県では、今年の4月より、危険性を判断して周囲にお知らせをしてくれるA1を使った最新の防犯対策機器を電話機に取り付ける工事費用の補助を開始したところでもあります。高齢者の皆様には、特殊詐欺被害に遭わないよう、これらの補助制度を活用していただけるよう、町におきましても周知してまいります。

以上、ご質問いただきました3項目を中心に答弁いたしました。私の4期目の公約の一つとして、「高齢者や子供にやさしいまちづくり」を掲げているところでもあります。子育てや学校教育の充実とともに、高齢者が安心して暮らせるためのよりよい施策につきまして、積極的に展開してまいりたいと考えているところでもあります。

**商工農林課長（竹内君）** 私からは、口の移住定住人口増加に向けてのご質問についてお答えをいたします。

厚生労働省の2022年人口動態統計によりますと、全国の女性1人が生涯に産む子どもの推定人数である合計特殊出生率は、1.26で過去最低となり、出生数は1899年の統計開始以来、初の80万人割れとなりました。

出生率、出生数ともに7年連続でマイナスとなり、未婚、晩婚化に加え、新型コロナウイルス感染拡大による出産控えも影響し、少子化が加速している状況であります。

町におきましても、昭和60年、1985年の1万6,918人をピークに総人口が減少しており、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和22年、2040年には、約1万人弱まで減少すると推計されております。

また、毎年5月1日を基準日とする町内小学校の1学年の児童数は、近年、100人を僅かに上回っておりましたが、今年は99人となり、今後も減少が見込まれ、町内においても少子化が進んでいる状況であります。

こうした人口減少は、労働力の不足による経済の縮小、医療・介護費の増大、財政の危機、

自治体等の担い手の減少などにつながるおそれがあります。

町では、このような人口減少を抑制するため、平成27年度に坂城町人口ビジョンを策定し、令和22年、2040年に1万3千人、令和42年、2060年に1万2千人の人口を維持することを目標に掲げ、活力ある地域をつくる地方創生に取り組んでおります。

また、町内企業の人材確保の機会を設けるとともに、就職を契機とした町内への移住定住を促進するため、従業員の居住状況や人材確保に関する企業の意向等を把握・分析する居住状況調査を、町がテクノハート坂城協同組合へ委託して実施したところ、昨年度は、町内企業57社から回答をいただきました。

この調査結果によりますと、従業員の居住地ごとの割合は、町内が23%、千曲市が29%、上田市が25%、長野市が12%、その他が11%であり、77%の方が町外に居住をされております。

従業員の住居に関しましては、新規採用の従業員の住居確保について約2割の企業が苦慮したと回答しており、約半数の企業では、住宅手当の支給や社員寮の提供、賃貸住宅の借り上げなどの援助を行っております。

また、企業従業員向け集合住宅があった場合の利用については、36%の企業が社で借り上げて利用したいや、従業員へのあっせんまたは情報提供を行いたいと回答し、また、町内の空家を企業従業員向け住宅として利用できる仕組みができた場合については、34%の企業が社で借り上げて利用したいや、従業員へのあっせんまたは情報提供を行いたいと回答されております。

この調査により、従業員の住居の確保については、一定の企業が苦慮されており、特に従業員数が増加し今後も採用数を増やしていく方針としている企業にとって、課題となっていることが確認できたところであります。

町といたしましては、町の公営住宅をご利用いただく場合は、一般公営住宅の横尾団地、特定公共賃貸住宅の旭ヶ丘ハイツ、地域優良賃貸住宅の中之条団地について、利用を希望される方へご案内ができるよう努めてまいりたいと考えております。

また、勤労者の住宅建設に対する支援として、長野県労働金庫から融資を受けて、自己または家族が居住する目的で、町内に一定の面積の住宅を新築、買受け、増改築をした勤労者を対象とした利子補給事業を実施しております。

そのほか、町内への移住定住の施策としては、空き家バンクに登録された物件に係る補助制度や、自らが移住定住する目的でマイホームを新築する方などを対象とした移住定住促進補助金、結婚に伴う住宅取得やリフォーム、引っ越しの費用などを支援する結婚新生活支援事業などを実施しております。

ご質問のありました町内の住宅用地についてでございますが、令和2年度に策定した国土利

用計画第4次坂城町計画におきましては、都市的土地利用については、低・未利用地や空家などの有効活用の促進、また、公共施設の複合化により行政機能を集約し、土地利用の効率化を図ることとしております。

また、同じく令和2年度に坂城町公営住宅等長寿命化計画を改定し、横尾団地、戌久保団地、旭ヶ丘団地、網掛団地、上平団地、旭ヶ丘ハイツ、中之条団地、坂端改良住宅の8団地について、必要な修繕等を行うとともに、老朽化が進んだ住宅については用途廃止などについて検討しているところであります。

町としましては、このような計画に基づき、町土の有効活用を優先しつつ、必要に応じて住宅分譲地の確保や、企業従業員確保のための住宅建設用地の確保、また、公営住宅の集約化などを検討し、優良な住宅地の確保を図ってまいりたいと考えております。

**13番（朝倉君）** 少子高齢化対策ということで、4項目にわたり質問をさせていただきました。町としても、支援策については他市町村に比べていろんな施策をやっていただいておりますが、利用する高齢者への周知が十分でない、せっかくある支援策が効果を生みません。

特に高齢者対策につきましては、健康寿命が延びている中で、余生を楽しんでいただくためにも、健全者の高齢者に対する施策のPRをお願いし、次の質問に入ります。

2として、農業政策についてであります。

イ、農振地区の見直しについて質問を行います。

農業に関しては、ロシアのウクライナ侵攻が出发点となり、食料安保や食料の自給率の向上について、世界の各国が真剣に見直しや対策を講じておるところでございます。特に、この影響により世界的に物価高が普及、展開されまして、インフレーションを引き起こしております。

このような状況の中で、我が国においても同様に、米作中心の農業政策から、政府では大豆、小麦の生産量の少ない輸入に頼る品種の増産を含めた食料・農業・農村基本法を年内に議論し、新たな農業政策のまとめを行い、食料安保や自給率の向上対策を進めようとしております。

当町でも農振地区の見直し作業を展開しておりますが、具体的には、農業振興については農業生産基盤の集積・集約化を進め、農業の振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、農業振興地域整備計画の見直しを昨年度より進めておるということになっております。

当町は製造業の町でもあります。各企業におきましては、業績が好調になれば企業の発展のために工場の規模拡大ということで工場用地を求めることがありますが、なかなか坂城の土地利用の関係は、規則等の関係で企業用地の確保も厳しい状態にあります。

今回の農振地区の見直しの中で、このようなことも農業の振興と併せて、工業の町でもありますので、工場の立地ということも含めて見直しを進めていくのか、この辺についてもお聞きしたいというふう思います。

そしてまた、現在進行状況についてはどのようになっているのか、そしてまた、見直しにより現状とどのように変わるのか、そして、新しい農業改革が始まろうとしている中で、農振地区の見直しを行うことで農業の活性化をどのように見直しにつなげていくか、町の考え方を伺いたいと思います。

**商工農林課長（竹内君）** 2. 農業政策について、イ. 農振地区の見直しについてのご質問にお答えいたします。

農業振興地域整備計画は、生産性の高い優良農地を確保するため、自然的条件や社会的条件などの諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域を定め、農地や農業用水利施設など、その地域の整備に関し必要な施策を推進することにより、農業の健全な発展を図るために策定されるものであります。

農業を振興していく上では、生産基盤である農地の確保・保全が非常に重要であり、基盤整備事業などの農業振興施策を計画的に実施し、良好な営農環境を確保するためにも、今後長年にわたって農業用の利用を確保すべき区域を農振農用地区域として定め、生産性の高い優良な集团的農地の維持を図っていく必要があります。

現在の農業振興地域整備計画は、平成10年3月に計画全体の見直しを行った以降、土地利用の変遷などに伴い、その都度、町農振地域整備促進協議会において、農振農用地からの除外や編入などの部分的な見直しを行ってまいりましたが、前回の計画全体の見直しから長期間が経過し、これまでの間、農業者の高齢化や担い手の不足などにより耕作放棄地が増加するなど、当町の農業をめぐる情勢は大きく変化していることから、今回、この変化に対応した計画全体の見直しを行っているところであります。

計画の見直しにあたっては、町の土地利用に関する上位計画である国土利用計画第4次坂城町計画や、現在策定を進めている坂城町都市計画マスタープランのほか、関連する各種計画との整合を図り、農振農用地区域を定めてまいりますが、当町は工業を基幹産業とするものづくりのまちとして経済発展をしてきており、今後、整備が進む国道18号バイパスや坂城インター線の周辺における土地利用については、工業や商業による土地利用の需要が増加していくことが想定され、そのような需要に対応するためには、企業用地の確保なども見据えた中で、計画の見直しを進めたいと考えておりました。

しかしながら、農業振興地域整備計画は優良農地を確保し、持続可能な農業の発展へとつなげていく計画であり、県に確認したところ、今回の計画全体の見直しの中では、商工業の発展を見込んだ中での農振農用地区域の設定はできないとのことでありました。

企業用地確保のために農振農用地区域からの除外をするには、具体的な事業計画が必要とされており、今後、18号バイパスやインター線延伸の整備が進み具体的な事業計画が出た段階において、農振農用地区域からの除外について、個別に判断していくこととなります。

ご質問の計画見直しの進行状況であります。令和4年度から計画の見直し作業を進めており、昨年は、町における農業の現状を把握するため、農地の利用状況や今後の営農意向などについて、農業者や農業団体に対するアンケート調査を実施したほか、前回の計画の見直しからこれまでの間において、申請により農用地区域から除外された農地や山林・原野化した農地などを特定し、現行の計画における農振農用地区域について整理を行い、計画見直しの基礎となる資料を作成いたしました。

現在は、計画素案の作成に向け、農地の基盤整備、保全整備などの計画や土地利用の方向性を定め、集団性のない小規模な農用地や山林化により耕作不適地となった農用地など、計画見直しにより除外すべき農用地区域について整理を進めているところであります。

今後は、農業振興地域整備促進協議会や役場内の関係各課とも協議を重ね、計画の素案を作成し、住民説明会や町ホームページにおける公表などを通じ、地域住民や地権者、耕作者から広く意見を聞く機会を設けていく予定であります。

次に、農業振興地域整備計画の見直しにより、現状の農振農用地区域がどのように変わるのかというご質問であります。現在の計画は平成10年に策定されたものであり、これまでの間、住宅用地や工業用地へ転用するものとして申請があった農地については、その都度計画の見直しを行い、農用地区域からの除外をしてきたところであります。

今回の見直しにおいては、これまで除外されてきた農地の整理に加え、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項に規定されている農用地とすることが適当ではなくなった土地について、農振農用地区域からの除外をしていく予定であります。

具体的には、道路や河川などの公共事業用地となった農地や集団性のない狭小で点在している農地、また、山林・原野化により農地としての利活用が困難であると考えられる農地などを農振農用地区域から除外し、生産性の高い優良な集団的農地を農振農用地区域として定めることにより、良好な営農環境の確保と、計画的な農業生産基盤の整備につなげてまいりたいと考えております。

次に、農振農用地区域の見直しを今後の農業の活性化にどのようにつなげていくのかというご質問であります。前回の計画全体の見直しから長期間が経過しており、この間、高齢化や後継者不足による農業者の減少、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境が大きく変化してきている中で、農業を持続的に発展させるためには、平地や中山間地、それぞれの地域特性を生かしながら、営農意欲を持った農業者や多様な経営体が活躍できる生産基盤の整備を進めていく必要があると考えております。

また、食料・農業・農村基本法の見直しにおいても、国民一人一人の食料安全保障の確立、環境等に配慮した持続可能な農業への転換、人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立が掲げられておりますことから、当町におきましても、国の動向を踏まえ、当地域の現状



に合った収益性が高い作物の振興と営農しやすい環境の整備を図っていく必要があると考えております。

今後、長期にわたり持続可能な農業の生産基盤としての活用を図るべき農地を農振農用地区域として定めてまいります。これまでの基盤整備による良好な営農条件を備えた農地や農業用水利施設等の維持・確保を図るとともに、生産コストの削減や効率的な営農に向けた農地の大区画化や大型機械化、また、スマート農業などの導入が図れるよう、農地中間管理機構と連携して担い手への農地の集積・集約を推進し、持続可能な農業の発展へとつなげられるように計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

**13番（朝倉君）** 担当課長からご説明をいただきました。大変、坂城町の場合は農地に含めても商業地、工業用地についても、その確保が難しい土地柄でございます。特に農振地区の見直しということについては、先ほどもご説明がありましたけれども、まだ原野化になった山裾のところにある農振地区の整備も全町的にはできていないというような状況で、今の説明の中においては、それをまずして、健全な農地を守る体制をつくるというのが説明の趣旨だったように考えます。

そういう状況でございますけれども、農業に今求められている姿は、食料自給の向上という問題と同時に、今の世情からしますと、小麦や大豆、トウモロコシ、こういうものはほとんど日本で生産できないで外から輸入ということでございます。そういうようなことから、農業政策も米作中心から大幅に変えようとしている現況でございます。

そしてまた、離農者も非常に増えておりまして、専業農家の皆さんに頑張ってもらって、荒廃地をなくすように、有効に利用する一つの方策の研究が喫緊の課題であるというふうに思っておりますし、もう一つは農業はもうからないというところに大きなネックがございます。今言われたように、集積・集約できるように、大型機械の導入ができるような体制を農地中間管理機構を町の中に巻き込む中で、この農振地区の見直しが成功裏に終わって、その後18号バイパス、インター線の完成ということで、また新たな土地利用ということについては課題が残ってくるわけでございますので、引き続きその辺については慎重な対策をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

**議長（滝沢君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日16日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時46分）

## 6月16日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- |      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 8番議員 | 星 哲 夫 君   |
| 2 "  | 中 嶋 登 君   | 9 "  | 玉 川 清 史 君 |
| 3 "  | 塚 田 舞 君   | 10 " | 山 城 峻 一 君 |
| 4 "  | 松 本 みゆき 君 | 11 " | 柀 津 明 子 君 |
| 5 "  | 水 出 康 成 君 | 12 " | 大日向 進 也 君 |
| 6 "  | 宮 入 健 誠 君 | 13 " | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7 "  | 中 村 忠 靖 君 | 14 " | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 町 長             | 山 村 弘 君     |
| 副 町 長           | 臼 井 洋 一 君   |
| 教 育 長           | 清 水 守 君     |
| 総 務 課 長         | 関 貞 巳 君     |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊 達 博 巳 君   |
| 会 計 管 理 者       | 大 橋 勉 君     |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 下 昌 律 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 鳴 海 聡 子 君   |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 祐 一 君   |
| 建 設 課 長         | 堀 内 弘 達 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻 子 君   |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 細 田 美 香 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 幸 二 君   |
| 総 務 係 長 補 佐     | 宮 嶋 和 博 君   |
| 財 政 係 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君   |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 竹 内 優 子 君   |
| 企 画 調 整 係 長     | 橋 本 直 紀 君   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |             |
| 子 ども 支 援 室 長    |             |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| (1) イベントによる町の活性化について    | 松 本 みゆき 議員 |
| (2) 小中学校給食費の無償化についてほか   | 水 出 康 成 議員 |
| (3) いきいきと働ける環境づくりについてほか | 塚 田 舞 議員   |
| (4) 国道18号バイパスの建設についてほか  | 宮 入 健 誠 議員 |
| (5) 災害時のペット同行避難についてほか   | 中 村 忠 靖 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「一般質問」

**議長（滝沢君）** 最初に、4番 松本みゆきさんの質問を許します。

**4番（松本さん）** おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。初めに、質問の機会をいただけたことの感謝を申し上げます。ありがとうございます。

私は、大好きな坂城町のために何とか恩返しができればと思い、立候補した次第です。これから町の活性化につながる政策を打ち出していけるよう、町民の皆様の声を聞き、町政に届けていきたいと思っております。そして、本日は初めての一般質問のため、不慣れなこともございますが、何とぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

さて、私が坂城町に来て13年がたちました。坂城町で生活する中で気づいたことがたくさんあります。その中でも工業、農業ともに一丸となって活性化につなげている町だと感じています。そして、商業も坂城町の強みにならないかと感じました。かつては商業が盛んだったときの話を町民の方から拝聴しました。

そこで、今後さらに商業も共に発展していくためには、新たな試みとして発信の力が必要だと思っております。特に坂城町の魅力を町内外へ伝えていくためには、きっかけとなる地元の伝統文化や特産品をPRする多様なイベントを年々さらに磨いていく必要があると思っております。そして、町民の皆様の声を聞き、町理事者の皆様、職員の皆様、議員の皆様と取り組んでいく所存でございます。

新型コロナが5類に移行となり、イベントも以前と同じようにできるようになりました。先日、私も参加いたしました坂城駅前葡萄酒祭で、県外の方とお話をする機会があり、こんなすてきな町はほかにない、移住も考えていると、うれしいお言葉をいただきました。そして、ばら祭りでは、新しい試みとして、坂城高校と筑波大学のプロジェクトによる坂城バズらせ計画の一つ、ベルアーチの除幕式があり、インスタグラムを使用したコンテストを行い、来場者がばら祭りのすばらしい瞬間を捉えた写真やビデオを投稿することで集客を増やすすばらしい方法ですし、すばらしいアイデアでした。このように、様々なチャレンジをしていくことが坂城町のPRと活性化につながっていくと思います。

それでは、質問に移ります。

イとして、坂城町夏の一大イベントである坂城どんどん開催についてお聞きします。

1点目として、今年の坂城どんどんについて、イベントやおどり流しの内容についてお聞きします。

2点目として、4年ぶりの開催となる坂城どんどんですが、企画にあたって考慮した点がありますでしょうか。

3点目として、多くの方々に参加していただきたいと思っておりますが、どのような広報活動を展開していく予定でしょうか。そして、ばら祭り、坂城駅前葡萄酒祭が大盛況に終わりましたが、坂城町が活性化していくにはイベント開催が重要だと思います。

そこで、ロとして、今後のイベントについてお尋ねいたします。

坂城町を盛り上げるために、地域全体でPRや集客を図り、坂城の魅力を様々な方々に伝える絶好の機会となるイベントの開催は大事だと考えます。今後、予定しているイベントはありますでしょうか。以上、質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま、松本議員さんから1として、イベントによる町の活性化について、イ、ロとご質問がありました。今日2日目は、6人の新人の皆さんの5人が集中してデビューされるということで、大変期待しております。よろしく申し上げます。星さんは明日と、明日の最後ということでございます。

さて、松本議員さんからイベントによる町の活性化についてのご質問をいただきました。私からは、ロの今後のイベントについてお答え申し上げまして、イの坂城どんどんに関するご質問は担当課長から詳しく答弁させますが、たまたま、昨日、坂城どんどんの実行委員会の打合せが役場講堂でありまして、4年ぶりに約100名ぐらいの各部門の代表の方にお集まりいただきまして、種々議論いたしました。そこで正式に8月5日ですね、2時からスタートということで決まりましたし、4年前の坂城どんどん以上に盛り上げようということを議論していただきました。

また、ご質問の中で、4年前におどり流しをやったけれども、やり方を忘れちゃったけれど

もどうすればいいかという話がありました。上田ケーブルビジョンさんが、おどり流しについてのビデオを作って、それを7月からといたしましたかね、放送するし、また坂城町のホームページにもアップするという話がありました。

それに加えて、ビデオだけじゃなかなかわかりにくいと思いますので、後で課長が言うかどうかわかりませんが、実際にリアルで、どこかで講習会みたいなものをしていただければなというふうに思っております。

さて、近年のイベント開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、開催中止を余儀なくされたイベントもたくさんございました。また、開催された場合でも、参加人数の制限や、マスクの着用、検温、手洗い、手指消毒、会場の換気、ソーシャルディスタンスの確保など、様々な制限を設ける中で実施してきたところであります。

こうした中で、5月8日からは新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行されたということで、そうした制限についても緩和の方向とされたところであります。この5類への移行によりまして、基本的感染対策について政府から一律に対応を求められることがなくなり、感染対策の実施については個人と事業者の判断が基本となったことで、全国的にも様々なイベントがコロナ禍以前のように開催されるようになってきたところであります。

これを受けまして、町といたしましても、時々の感染状況を注視しつつも、様々なイベントを開催していく中で、町の魅力を広く発信してまいりたいと考えているところであります。

ここ最近におけるイベント開催の状況を申し上げますと、5月14日には町の体育館、文化センターを会場に第1回さかきつずフェスタが開催されました。当日は、今年3月に大規模改修が完了しました町の体育館で、幼稚園児や小中学生、高校生などの皆さんによるステージ発表が行われたほか、文化センターでは、五寸釘ナイフやエコ万華鏡作り、バルーンアートなどのワークショップが行われました。また、駐車場にはフードコーナーが立ち並び、多くの親子連れでにぎわったところであります。

また、5月28日には、坂城駅前多目的広場を会場に坂城駅前葡萄酒祭2023が開催され、4年前の前回は上回る約2,800名の方が来場されました。来場された皆さんは、町内外のワイナリーをはじめとしたお酒や食べ物など37店舗の自慢の味に舌鼓を打ちながら、坂城中学校の吹奏楽部や当町出身のアーティストによるコンサートも楽しんでいただき、本当に大盛況の1日となりました。

また、5月27日から6月11日までは、さかき千曲川バラ公園において、第18回ばら祭りが開催されました。途中、台風の影響などもありまして、4年ぶりの開催でありましたけれども、それでもご来場いただいたのは2万5千人もの方にご来園いただいたところであります。

今年もボランティア団体の薔薇人（バラード）の会の皆さんに多大なご協力をいただきまして、330品種、2,300株以上のバラが咲き誇り、会場ではマジックショーやコンサート、

ダンスなどのイベントや、バラの育て方相談を実施したほか、町のオリジナルローズ、さかきの輝（かがやき）の鉢植えやバラの苗木、町の特産品の販売やキッチンカーの出店もされました。

また、先ほどもお話がありましたけれども、初めての試みとしまして、バラ公園での写真をSNSに投稿していただいた方に景品をプレゼントするSNS投稿キャンペーンを行い、色とりどりのバラや、新たに設置したベルアーチなど園内の風景写真が数多く投稿され、ばら祭りのPRとともに、ばら祭りをさらに盛り上げることができたものと考えております。

ご質問の今後のイベントについてであります。まず、先ほど申し上げました8月5日土曜日には、第46回坂城どんどんの開催を予定しております。

また、9月1日金曜日には、テクノさかき工業団地組合による第29回団地まつりが、テクノさかき駅前で開催されております。この団地まつりは、工業団地内企業の福利厚生事業の一環として行われ、コロナ禍以前にはコンサートや花火大会など大勢の町民の皆様にご好評をいただくなど、地元のお祭りとして定着しているところであります。

今後、組合の会員企業による団地まつり運営委員会におきまして、開催方法や内容等詳細について協議され、準備を進めていく方針とお聞きしているところであります。

同じく9月には、さかき地場産直売所「あいさい」におきましてブドウ直売市も計画されており、町内のブドウ生産者の皆さんが丹精込めて育てたシャインマスカットやナガノパープル、巨峰などが販売される予定であります。

続く10月には、町文化祭に合わせて、町老人福祉センター駐車場において町商工会による第18回ふーど市が計画されており、町内商業店舗等の自慢の逸品が販売される予定とのことであります。

また、10月下旬には、169系電車の静態保存10周年記念イベントが予定されているほか、千曲川ワインバレー特区連絡協議会参加市町村の連携による広域ワインイベントの開催も検討されているところであります。

11月には、町の特産品であるねずみ大根の収穫時期を迎えることから、大根収穫会場と「あいさい」の2会場において、恒例のねずみ大根まつりの開催を計画しております。ねずみ大根は、晩秋を彩る伝統野菜であり、名物のおしぼりうどんの素材としても、その「あまもっくら」とした味は、町を代表する味覚の一つとされております。収穫体験や「あいさい」において、旬のねずみ大根を大勢の皆様にご堪能いただき、ねずみ大根と町のPRにつなげてまいりたいと考えております。

また、年末の12月には、ライフ・ステージエコー2023が坂城テクノセンターで開催される予定であります。毎年すばらしい演奏や歌声に包まれるステージとなっておりますので、今年も楽しみにしていただきたいと考えているところであります。

そのほかにも、鉄の展示館において、現在、「第13回新作日本刀・刀職技術展覧会」を8月27日まで開催しており、9月2日から11月19日までは「第16回お守り刀展」が開催される予定であります。また、11月21日から来年2月4日までは「魅惑の備前刀展」が開催されるほか、2月7日から3月24日までは「坂城のお雛さま」の開催を予定しております。

町が生んだ重要無形文化財保持者、人間国宝の故宮入行平刀匠の作品やその伝統を受け継ぐ宮入一門の作品など名刀の数々を展示し、日本刀の魅力とたくみの技の集大成である刀剣美術を、より多くの方にご観覧いただきたいと思いますと考えております。

来年度におきましては、公益財団法人さかきテクノセンターによる「さかきモノづくり展2024」が予定されておりますので、今後、開催方法等について検討してまいります。

以上、申し上げましたとおり、今後様々なイベントを予定しているところであります。いずれのイベントにつきましても、町内外の多くの皆様にお越しいただけるよう、様々な宣伝媒体を活用しながら、各イベントの周知とともに、町の魅力を発信してまいりたいと考えております。

**商工農林課長（竹内君）** 私からは、イの坂城どんどんについてのご質問にお答えをいたします。

夏の風物詩として、毎年大勢の皆さんに楽しんでいただいている町民まつり坂城どんどんは、今年で第46回目を迎える伝統あるお祭りであります。

しかし、近年は新型コロナウイルスの影響により、中止や開催方法の変更を余儀なくされ、昼の部のメインステージでの発表や、こども広場などのイベント、夜の部のおどり流しなどといった通常の開催ができず、大変残念でありました。

近年の状況を申し上げますと、令和2年度はお祭り自体を中止としましたが、町内事業者の売上げの向上と消費喚起、また、地域の皆さんを元気づけるため、株式会社まちづくり坂城が「チア・アップ！さかき2020！」を町と町商工会との共催により開催し、夜にはテクノさかき工業団地組合の協賛により、疫病・コロナ退散、五穀豊穡などの願いを込めた花火の打ち上げを行いました。

令和3年度は、おどり流しやこども広場などを行う形でのお祭りは中止とし、新型コロナウイルス感染症の終息を願い、町民の皆様を活気づけるとともに、夏の思い出に残る楽しいひとときを過ごしていただけるよう花火の打ち上げを行いました。

令和4年度につきましては、町民まつり実行委員会の皆様のご意見などをいただく中で、感染症対策を講じた上で開催することを決定し、準備を進めておりましたが、開催直前になって県内において新規感染者が急増し、町内においても新規感染が連日多数発生したことから、やむなく昼の部を中止とし、夜に花火の打ち上げのみを行ったところであります。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが5類に移行されましたので、今年度

の坂城どんどんは、コロナ禍前のような通常通りのお祭り形式により盛大に開催したいと考えております。

ご質問のありました今年度の計画であります。まず、開催期日・場所につきましては、5月18日に開催した町民まつり企画委員会において、8月5日土曜日に横町・立町通りで開催することが決定されました。

イベントやおどり流しなどの内容につきましては、昨日開催した町民まつり実行委員会においてご協議いただき、決定したところであります。まず、午後2時から開始する昼の部でございますが、メインステージにおいて、子どもたちによるダンスや吹奏楽などの発表のほか特別ゲストによるステージライブを行い、横町通りでは、ミニSLや風船プレゼント、ちびっこ遊具などのこども広場を開設するほか、ねずこんとの記念撮影、ふれあいフリーマーケットなどを行います。

また、八十二銀行坂城支店駐車場をお借りして、町商工会によるビアガーデンや模擬店、子どもたちが参加できるゲームコーナーなど、子どもから大人までが楽しめる空間を演出します。

けやき横丁駐車場では、テナント入居者による露店や休憩スペースとして活用するとともに、169系電車では、クールシェアスポットとして開放し、涼しい車内で休憩していただけるよう計画しております。

続いて夜の部でございますが、メインステージでは千曲川坂城陣太鼓の皆さんによる勇壮な太鼓演奏を行っていただき、坂城神輿会によるみこしの練り歩きの後、恒例のおどり流しを行います。

おどり流しには、毎年約40連、1,400人ほどの方にご参加いただいております。正調の部とパフォーマンスの部にエントリーいただいた各連により、息を合わせた踊りが披露されています。町民の皆さんには、お祭りが最高潮に盛り上がるおどり流しにぜひご参加いただき、夏の夜のひと時を大勢の皆さんと一緒に楽しむことができると考えております。

次に、4年ぶりの開催にあたって考慮した点でございますが、より大勢の方にご来場いただけるよう、子どもや若者に人気があり、著名なタレントであるまなまるさんを特別ゲストにお招きする予定であります。

まなまるさんは長野県出身で、ピアノ活動と並行してタレントとしても精力的に活動され、全国ネットのテレビ番組に出演されているほか、ラジオ、ネット番組、雑誌、広告など幅広く活躍されています。特に、有名アニメキャラクターの歌物まねが各SNSで反響を呼んでおり、お祭り当日は、誰もが楽しめるステージパフォーマンスをご披露いただけるものと考えております。

また、おどり流しにつきましては、近年、参加連が減少傾向となっておりますので、一つの連の基準人数を令和元年度までは20人以上としておりましたが、より参加しやすくなるよ



う、今年は基準人数を10人以上に変更しました。各連の規模は小さくなる可能性があります。少人数でも参加が可能となるため、より大勢の皆さんにご参加いただけるものと期待しているところでもあります。

また、先ほど町長からの答弁にもありましたが、昨日の実行委員会において、4年ぶりの開催となることから、おどり流しへの参加にあたっては、踊りの指導をいただけないかというご意見をいただいたところでございます。町ホームページに踊りの映像を掲載するほか、大勢の皆さんにおどり流しにご参加いただき、楽しんでいただけるよう、様々な形で踊りを思い起こしていただけるよう対応してまいりたいと考えております。そのほかにも、昨年度、鉄の展示館西側に新たに整備した駐車場も活用するなど、坂城駅前中心市街地の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、大勢の方々にご参加いただくための広報の方法でございますが、「広報さかき」、防災行政無線、「さかきまちすぐメール」、町ホームページ、ステキさかき観光協会ホームページ、町公式ツイッターなどにおいて情報発信を行い、7月下旬頃にはお祭りの詳細を掲載した新聞折り込みチラシを配布いたします。

また、町内各所にポスターを設置するほか、坂城駅前に横幕看板を掲げ、町循環バスの車内にもポスターを掲示するなど、町中でお祭りの雰囲気醸成してまいります。また、様々な機会において町民の皆さんに参加を呼びかけるなど、町全体で盛り上がっていくように準備してまいりたいと考えているところでもあります。

今後も、町民の皆さんのご意見をお聞きしながら、この町民まつり坂城どんどんが、世代を超えた方々が集い、交流し、楽しむことができるお祭りになるよう工夫していくとともに、当町の夏の風物詩として盛り上げてまいりたいと考えております。

**4番（松本さん）** ご答弁ありがとうございます。この4年間、本当にコロナで試行錯誤して、町がお祭り開催をしてきたことがよく伝わりました。再質問するつもりがなかったんですが、再質問させてもらっていいでしょうか。すみません。

この4年間、確かに花火を打ち上げたりとかいろいろ活動してきましたが、やはりコロナということで、お祭りが中止になったこともありました。今後、台風やもしもコロナが蔓延してしまったときに、お祭りの中止となったときに、どのような基準でお祭りを中止するのか、そういう基準がもしありましたら、ちょっと教えていただきたいなと思います。

**商工農林課長（竹内君）** それでは、お祭りの開催中止判断についてのご質問にお答えをしたいと思います。

昨日の実行委員会の中でもお示しをさせていただきましたけれども、例えば暴風雨等の警報、また特別警報が発表されているとき、また、自然災害の影響により安全管理上に支障があると判断されるとき、また、不測の事態により坂城どんどんの開催が困難であるときについて、大

会長また副会長、それと職員、商工農林課と住民環境課において協議をして判断していく予定でございます。

**4番（松本さん）** ありがとうございます。ぜひ、盛大にお祭りが開催できることを祈るばかりです。ありがとうございます。

さて、イベント成功には町の皆様、事業者の皆様の協力が不可欠です。町内の企業や団体と連携し、協働でイベントを企画、運営することで地域全体でのPRや集客を図り、坂城の魅力を様々な方々に伝える絶好の機会となります。坂城の魅力を広く知ってもらうために、積極的なPR活動、SNSなどを活用し、坂城の良さが多くの人に伝わり、坂城町がさらに注目され、そしてこれからの商業の発展にも期待いたします。

これで私の一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時26分～再開 午前 9時36分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、5番 水出康成君の質問を許します。

**5番（水出君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず、当選後初の一般質問となります。私の町議会議員としての志を簡単に述べさせていただき、一般質問に入りたいと思います。

私は、自分の生まれ育ったこの坂城町が好きです。好きな町がより多くの方にいい町と言われるまちづくりに貢献したいと思い、町議会議員を目指しました。全国では、ほとんどの自治体が人口減少、少子高齢化が大きな課題となっており、当町もその渦中にあります。町内の多くの自治体においても、人がいない、子どもがいない等、新型コロナ感染拡大の影響もありましたが、事業や行事を縮小するネガティブスパイラルに陥り始めている様子もうかがえます。

また、近年では、取り巻く社会環境の激変により、私たちの暮らしが脅かされています。その中、町では、令和3年度より10か年計画の第6次長期総合計画「輝く未来を奏でるまち」を基本構想に各施策が推進されています。

私も町民がより輝く未来を奏でられるように、町民の要望、いいことをいっぱい聞いて、一人一人に活気が宿る環境づくりに貢献できるよう、いいねマシマシさかきのためにと題して活動します。きれいなまちづくり、便利なまちづくり、未来への投資が行われるまち、以上の三つを柱に、いいねマシマシさかきのために、いい町を目指し頑張りますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

1点目として、小学校給食費無償化について。2点目として、都市公園の管理について。以上の2点についての質問となります。

それでは、1点目の質問です。小中学校給食費の無償化について。

給食費の無償化については、過去の議会定例会でも何度か議論されておりますが、自身の思いを先に述べさせていただきます。家庭内では好き嫌いがあるが、給食では嫌いなものも食べている。1日の学校生活、宿題、遊び、習い事などで疲れてしまい、夕食を寝てしまい取れなかった、朝寝坊で朝食が取れなかったなど、よくあることと思います。これは単に私の家庭だけのことでしょうか。

その辺の事情は別として、学校給食は、成長期の体格をつくる一番大切な時期において、1日のうち1食でも必要な栄養、エネルギーを体内に取り入れることは大変重要なことであり、有効な機会として役立っています。

その給食は過去の弁当持参から給食化され、給食材料費は弁当に代わるところで保護者負担であることは、大勢としては理解できているところと考えます。

しかし、時代の変遷とともに、食の大切さが認められ、厚生労働省においても、生活習慣病の抑制施策に関してですが、分野別政策、健康日本21（栄養・食生活）のはじめにの項より一部抜粋になりますが、「栄養・食生活は、生命を維持し、子どもたちが健やかに成長し、また人々が健康で幸福な生活を送るために欠くことのできない営みである。身体的な健康という点からは、栄養状態を適正に保つために必要な栄養素等を摂取することが求められ、その一方で食生活は社会的、文化的な営みであり、人々の生活の質との関わりも深い。」として、食べることにする重要性をうたっています。

食べることも授業、知識を身につける学習科目と同じ位置づけとして、学習科目と同様に無償にすべきと考えます。

また、最近、給食費無償化に取り組む自治体が増え、給食費無償化は保護者からすると大きなインパクトであり、移住を検討されているご家庭では、移住先の選択条件の一つとしては大きな要素と思います。国が学校給食費の名目の支給をするかは不明ですが、給食材料費相当の交付を受けられることへの要求は、これからも自治体活動としては必要と考えています。

国の動向より先んじて、町の方針として学校給食の無償化に取り組み、坂城の子は坂城で育てるスローガンの下、さらに子育て支援策の向上を図ることで子育ての町坂城の名声を確立することも大切と考えます。

直近の令和4年第4回12月坂城町議会定例会の一般質問にて給食費の無償化の質問があり、教育長、町長の答弁を合わせると、法令と財源の課題をもう少し勉強させてほしいとの見解を示されたと思います。勉強の結果と思われませんが、本年の5月16日開催の議会全員協議会の町からの報告事項では、小中学校の給食材料費にあたる給食費を保護者から徴収しないため、

歳入予算から減額する方針説明がありました。そして、本会議の町長所信表明にて、町内在住の小中学生の学校給食費の無償化を4月に遡って実施と、食物アレルギーでの弁当持参者及び町外の学校に就学する児童生徒に対しての給食費相当額の補助をすることの考えを示されました。実施に向けてのご英断と思います。

そこで、給食費無償化を本年度から取り組むにあたり、3点について伺います。

イとして、学校給食法第11条に給食費は保護者負担とあります。当該法への解釈はどのように考えているのか伺います。

ロとして、無償化に向けた財源はどのように確保するのか伺います。

ハとして、無償化が実施される期間はどのように考えているのか伺います。

以上について質問をいたします。

**町長（山村君）** ただいま、水出議員さんから、小中学校給食費の無償化についてのご質問をいただきました。順次、お答え申し上げます。

今議会の所信表明でも申し上げましたが、私の選挙公約の一つとして掲げました、小中学校給食費の無償化につきましては、4月に遡って実施したいと考えているところであります。

この学校給食費の無償化は、小中学生の健やかな成長の支援とともに、子どもたちのよりよい学びの環境を支えるため、子育て家庭に対するより一層の支援・負担軽減が必要であることに鑑み、町内小中学校の保護者等の皆様に学校給食費としてご負担いただいている食材料費分についてを無償化するというものであります。

また、町内に住所があり、町外の小中学校・特別支援学校などに就学する児童生徒や、食物アレルギー等のため弁当を持参されている児童生徒に対しましては、町の1食当たりの学校給食費の単価を上限とする補助制度を創設してまいりたいと考えており、必要な予算措置について今議会に上程させていただいたところであります。

初めにご質問のありました学校給食法第11条の解釈についてのご質問ではありますが、学校給食法第11条第1項では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者である自治体等の負担とし、第2項には、「経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。」とされております。

この学校給食法第11条の規定を踏まえ、当町では、学校給食費としてこれまで食材料費分のみを保護者にご負担いただいていたところであります。

一方、第11条の解釈につきましては、古くは昭和29年9月の文部事務次官通達において、「第11条の規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、たとえば保護者の経済的負担の現状からみて、地方公共団体、学校法人その他の者が、児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない。」との通達が発出されているところであります。

また、最近におきましても、岸田首相が国会において、「保護者が負担する学校給食費を、自治体等が補助することを妨げるものではなく、学校給食費の無償化については、自治体において適切に判断すべきものである」と答弁しているところでもあります。

また、町では、これまでも経済的な理由により学校給食費のご負担が困難な家庭に対しましては、学校給食費の実費相当分の助成の実施や、令和4年度からは物価高騰などによる学校給食費の値上げ相当分について町が負担するなど、学校給食費の助成を行ってまいりました。

このような状況を踏まえ、保護者負担としております食材料費など実費相当分を自治体が負担する、いわゆる学校給食費の無償化につきましては、各自治体において判断することが可能であると考えているところであります。

次に、学校給食費の無償化に向けた財源の確保に関するご質問であります。学校給食費の無償化を先行して実施している自治体では、新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金を財源として無償化を行っているところが多く、また、過疎債や一般財源を充てて無償化を行っている町村もございます。

当町におきましては、今年度は一般財源に加え、新型コロナウイルス感染症関連の地方創生臨時交付金が今年度も交付される予定でありますので、この交付金を財源の一部に活用してまいりたいと考えております。

また、来年度以降の財源につきましては、無償化を実施している市町村の財源の確保の状況や、国・県等の補助制度などを調査してまいりますが、当面は一般財源での対応を考えているところであります。

今後、国の給食費の無償化に向け活用できる財源について、その動向を注視してまいりたいと考えております。

最後に、学校給食費の無償化の実施期間であります。学校給食費の無償化のスタートにつきましては、本年4月に遡っての実施をしたいと考えておりますが、終期、終わりについては現時点では定めておりません。なかなか、始めると終わることにはいきませんと思います。現時点では終わりの時期は定めておりません。

先行する自治体等の状況などを調査研究する中で、継続的な制度としてまいりたいと考えております。

この学校給食費の無償化を継続的な制度とするためにも、財源の確保が大変重要となってまいりますので、岸田総理が掲げられております異次元の少子化対策とする骨太の方針の内容や、今後の国の動向などについても、引き続き、注視してまいりたいと考えております。

**5番（水出君）** ただいま、町長よりご丁寧な答弁をいただきました。今年度より、法令の解釈も先ほどあったとおり、自治体の判断で学校給食の材料費相当のところは、俗に言う学校給食費ですね、無償にできるという判断ができるということがわかりました。また、財源について

も一般財源、交付金を使うということでございます。期間については、現在、明確には終わり  
は定められないけれども、継続したい意向があるということが確認できました。

小学生を抱えられる家庭にとっては大きな支援となりますが、私はこういったものも投資と  
考えます。給食費で諦めていた何かの一つでも余計にできることで、将来の才能開花につな  
がる可能性も秘めていますし、もしくは多角的な消費に誘導していることも秘めています。

当町にとっては約6千万円ほどの大きな歳出となるため、給食費の財源確保は非常に苦しい  
と思います。財源の切り詰めも視野に、町民に理解される活動、説明を継続し、坂城の子は坂  
城で育てるとの町民の思いを一つに、また、その思いが子どもたちに届くこと、今後も永続的  
になることを期待して、給食費無償化についての質問を終わります。

それでは、次の質問に入ります。

## 2. 都市公園の管理について

少子化が進む中、子育て世帯の当町への移住増加に期待を寄せるところです。当町の移住定  
住施策においては、子育て支援策と併せ、他市町村と比較して劣るものではないと思います。  
その中、移住する町はどんな町か、見た目や肌感も行政施策と同じように気に留めていると思  
います。特に幼児、児童を抱えるご家庭は、近くの遊ばせる場所や公園なども気になる場所  
です。

そこで、町が管理する都市公園について、特に公園に遊具があるわんぱく広場とびんぐしの  
里公園についてと、びんぐしわくわくステージの利用についての2点を質問します。

初めに、イとして、わんぱく広場、びんぐしの里公園遊具管理の状況について。

幼児、児童を抱えたご家庭では、近くの公園で遊べる環境や魅力的な遊具に期待している  
ところです。しかし、全国的に遊具での事故や、公園にまつわるクレームも時折報道がありま  
す。特に遊具で事故が起きると撤去や使用禁止の措置が取られ、要望と管理とで難しいかじ取り  
と存じますが、町として都市公園のわんぱく広場、びんぐしの里公園の遊具について、保守点  
検や魅力的な遊具への更新または追加についてどのように行われているのか伺います。

二つ目、最後の質問になりますが、ロとして、びんぐしわくわくステージ、以下ステージと  
させていただきます。の利用について、びんぐしの里公園は人気の公園でもあり、町内保育園、  
幼稚園での遠足等での利用があります。保育士の目が届く管理下で、昼食休憩や炎天、急な雨  
天から待避のためのステージ利用も想定されます。ステージは有料設備ですから、有効利用を  
含め利用推進も重要な位置づけとなっています。

そこでステージ利用に関して3点について伺います。

①として、平成29年にステージが開設されてから6年間の利用状況について伺います。

②として、保育園・幼稚園の前述のような団体での休憩での利用も想定されますが、休憩や  
待避目的での利用状況について伺います。

③として、ステージがますます盛んに利用されることは、管理側としても積極的にアピールや企画も必要と思います。ステージ利用の促進をどのように考えているのか伺います。

以上について質問をいたします。

**建設課長（堀内君）** 2. 都市公園の管理についてお答えいたします。

初めに、イ. わんぱく広場、びんぐしの里公園遊具管理の状況についてであります。都市公園に設置している遊具につきましては、町都市公園施設長寿命化計画に基づき、毎年定期点検を実施し、不具合の遊具があった際には、使用禁止の掲示をし修繕等の対応を図っているところであります。

都市公園における魅力的な遊具への更新や追加に関しましては、長寿命化計画を踏まえ、わんぱく広場をはじめ、和平公園や吉野健康広場に設置されているスプリング遊具について、令和元年度に更新を行うとともに、その他遊具の長寿命化修繕工事を実施してきているところであります。

今年度におきましても、今議会の補正予算において、びんぐしの里公園にあるローラー滑り台のローラーの交換工事と、現在使用禁止となっている木製遊具5基に係る修繕工事の費用について計上させていただいているところであります。

今後も、利用者の皆さんの声をお聞きしながら、長寿命化計画に基づく定期点検を実施し、修繕の可否や費用対効果等を勘案する中で、必要に応じて更新や撤去、追加工事を行い、安全で魅力的な遊具の設置を通じた公園管理に努めてまいりたいと考えております。

続いて、ロ. びんぐしわくわくステージの利用についてであります。びんぐしの里公園は、美しい緑や水に触れ合える町民の憩いの場として平成7年に開園し、これまで多くの皆様に愛される公園としてご利用いただいております。

27年度からは、文化・芸術的なイベントが開催できる公園とするため、国の補助事業等の採択を受ける中で、2か年計画によりステージ等の改修工事を実施いたしました。

具体的には、屋外ステージの床部分の工事を実施し、扇形で面積が約150平方メートルの野外ステージを約230平方メートルの大きさに拡張いたしました。併せて、アーチ型の屋根を設置し、急な雨や日差しをしのいでいただけるよう改築を図ったところであり、新たに生まれ変わったこのステージを、公募によりびんぐしわくわくステージと命名したところであります。

ご質問のありました29年4月にステージが開設されてから6年間の主な利用状況ですが、第3回となるびんぐしの里薪能、子どもフェスティバルやハワイアンフェスタのほか、音楽関係のイベントやパドル体操等にご利用いただいたところであります。

その後は、コロナ禍ということもあり、申請をいただいていた大きなイベントの開催はございませんでした。ようやく昨年、5年ぶりの開催となった第4回のびんぐしの里薪能が屋外ス

ステージにおいて開催できる予定でありましたが、あいにくの雨により、急遽会場を村上小学校体育館に変更し開催したところであります。

続いて、団体の休憩や待避目的での利用状況についてであります。びんぐしわくわくステージでは、イベントのほかにも町内の保育園・幼稚園児等が園外保育や遠足に訪れ、野外ステージの上でお弁当を楽しむ姿が見られたり、休日には家族連れが休憩の場として利用し、子どもたちがステージの上で遊んだりと様々にお使いいただいております。人数は把握しておりませんが、これまで多くの方々にご利用いただいているところであります。

なお、基本的には、わくわくステージにつきましては、占用をする場合は有料施設となりますが、町もしくは坂城町教育委員会が主催し、または後援して使用する場合や、町内の保育所、幼稚園、小中学校、高等学校または社会教育団体が使用する場合などにつきましては、全部または一部を減免することもできますので、申請の際にご相談いただければと思いますし、受付時には積極的に制度のご案内ができるよう努めてまいりたいと考えております。

ステージの利用の促進としましては、先ほども申し上げましたとおり、これまではコロナ禍において、各種イベントやグループの発表の機会が失われておりましたが、今後、ウイズコロナの中で、以前のように町民の皆様がグループ活動などの発表の場としてご活用いただき、大勢の皆様が親しんでいただけるよう、今後とも町ホームページなどを通じて、広く町内外に発信してまいりたいと考えております。

**5番（水出君）** ただいま、ご説明いただきました。イの遊具の管理では、適切に事故が起こらないよう継続した管理がされているとお聞きして安心しました。今後もできるだけ利用者の声を聞き、更新が近いもの、期限が近づいているものなどを早めに交換して、その際は、できるだけその時期にはやっているような人気の遊具も積極的に取り入れるなどの活動は盛んにしていただければなと思っております。

また、ステージ利用についてなんですけれども、これは本当に私も知らなかったんですけれども、都市公園の条例に減免措置についてやっぱり定められておりました。先ほど担当課長よりご説明がありましたとおり、町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、社会教育団体が使用する場合や町長が特に認めた場合については減免できるということでございます。これは一般的にステージをイベント等で利用することを含めての話だと思いますけれども。

先ほど、お話があった、やっぱり遠足等でびんぐしの里公園を利用するのはやはり団体ですから、やはり使いますよとか、そういう依頼をしているようです。あわせてですね、ステージについては、申請しているのかどうかというのはやはり不明なところもあるんですけれども、有料ステージですから、ほかの団体がひよっとしたら使う可能性もあつたりします。こういう異常気象時ですから、やはりダブルブッキングが起きないように、遠足とかがあるような情報が入ったら、担当窓口も休憩で使えるとか、どこかが使うようになっているよとか、その辺の



情報交換がうまくできるようにしていただいて、積極的に子どもたちを守るやさしい町、そんなイメージを持っていただけるようお願いしたいかなと思います。

先ほど課長さんのほうからお話がありましたとおり、受付のときにも減免措置やらのお話をしたりして、できるだけ勧めたいという積極的なお話もいただきましたので、その辺は継続してお願いしたいかと思えます。

あと、ステージの利用なんですけれども、一定のPRは、やはり今の説明のとおりされているようなんですけれども、もっとイベントを引き込もうとする営業活動や各種団体とのコラボ企画ですとか、役場担当課をまたいでの積極的な企画を検討したり、一番は町民に楽しみを与えるために何をしたらよいかも頭においた施設利用というのも積極的に、今設置されているものですから、えらい費用回収ということはないでしょうけれども、ああいうものを造ったら、その費用を回収するためにイベントを集めてくるんだと、そのくらいの意気込みでこういったものもステージ利用について、積極的に取り組んでいただきたいと期待していききたいかなとは思えますので、その辺を含めて、期待を合わせて質問を終わらせていただきます。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時04分～再開 午前10時14分)

**議長（滝沢君）** 再開します。

次に、3番 塚田 舞さんの質問を許します。

**3番（塚田さん）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

私は、子育て世代の女性として、初めて町議会議員としてこの場に立たせていただき、心から感謝申し上げます。今回、私は子育て世代に安心、安全と豊さを、女性の声を町政にをスローガンに、地域に生きる人々が生まれ、育ち、学び、働くという人生の循環の中で、住んでよかったまちづくりを町民の皆様とともに考え、推進してまいりたいという決意です。

少子高齢化、子育て支援が社会の重要な課題として問われる中、現役世代から次の世代につなげていき、新風を町政に届けたい。そんな思いから一般質問に入らせていただきます。

#### 1. いきいきと働ける環境づくりについて

誰もが生き生きと働ける環境は、社会全体の願いです。私自身も結婚、出産、育児により一度離職し、現在は働く母親として活動しています。その経験から、女性が就労を諦めずに子育てを両立させるためには、社会的な環境の整備が必要だと感じています。また、男性も家庭の役割に参加したいと思っても、長時間労働や家計を支えるため、仕事を優先せざるを得ない状況もあります。

共働きが主流となり、働く女性が増えている現代でも、育児や介護など家庭の責任を担いながら仕事との両立に悩んでいるのは圧倒的に女性です。そのため、行政と企業は、女性や男性

が家庭と仕事を調和させながら活躍できる環境を整備することが重要だと考えます。柔軟な働き方や育児支援策の充実、家事や育児の負担を分担する制度の導入など、様々な取組が求められ、労働環境の改善や働き方の見直しも重要な課題とされています。

そこで、2点お尋ねします。

一つ目として、イ. 労働環境整備の現状について。

現代はライフスタイルや価値観の多様化が進んでおり、家庭と仕事の両立の実現がますます重要となっています。このような社会を実現するためには、行政と企業が協力し、一体となって取り組む必要があると考えますが、坂城町の企業の就労環境整備に対する取組の現状についてお聞きします。

二つ目として、ロ. 女性の就労環境整備の取組について。

共働きが主流となり、働く女性が増えている中で、女性が家庭と仕事を調和させながら活躍できる環境が求められていますが、女性就労環境整備の今後の町の取組についてお聞きします。

以上の点についてご答弁をお願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま、塚田議員さんから、1番目としましていきいきと働ける環境づくりについてのご質問をいただきました。イの労働環境整備の現状についてから順次お答え申し上げます。

まず、令和2年、2020年の国勢調査の結果によりますと、町の総人口は1万4,004人で、このうち生産年齢人口の15歳から64歳は7,333人となっており、平成27年、2015年の国勢調査の生産年齢人口8,113人から780人減少しているところでもあります。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によりますと、全国の生産年齢人口は、2020年の7,509万人から2070年には4,535万人となり、50年間で4割減の見通しとされているところでもあります。

当町におきましても、今後も少子化による人口減少が見込まれる中、特に、働き手の中核となる生産年齢人口の減少は、様々な産業分野の担い手不足や労働力の減少につながり、機械・金属加工を中心に多種多様な企業が集積する当町にとって影響が大きく、地域活力の低下を招くことが懸念されているところでもあります。

こうした中で、ライフスタイルや価値観の多様化が進む現代において、男性・女性ともに、一人一人がやりがいや充実感を感じながら働くことができ、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できるワーク・ライフ・バランスの実現が求められているところでもあります。

ご質問の町内企業における就労環境整備に係る具体的な取組は様々であります。町商工会には、生産性を高めながら労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備等に取

り組む中小企業や事業主を支援する働き方改革推進支援助成金や、生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を支援する業務改善助成金などの申請について、町内企業からの相談が増えているとお聞きしているところであります。

また、関係団体におきましても、企業の就労環境の整備に向けて各種取り組んでいるところであり、坂城町労務管理協議会では、社会、経済情勢の変化に対応し、労働者の福祉増進と企業振興を図るため、労働災害防止等の労務管理を推進する活動を行っているところであり、昨年度は、働き方改革や適切な労務管理などについての講演会が開催されたところであります。

町商工会が実施している坂城町中小企業能力開発学院におきましては、新入社員対象の心と体のセルフケア、人間関係とコミュニケーションなどの研修や、外国人従業員対象の日本語学習などの事業を実施し、町内企業の皆様に参加いただいているところでもあります。

このほかにも、坂城テクノセンターで開催する坂城経営フォーラムにおいて、女性経営者を講師に迎え、女性の就労支援などに関する講演会も開催しているところであります。

また、県では、企業経営者に子育て支援などの働きやすい職場環境づくりの取組を宣言していただく、社員の子育て応援宣言企業登録制度と、誰もが生き生きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み、実践する職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度を推進しており、社員の子育て応援宣言には町内企業13社が登録しており、職場いきいきアドバンスカンパニーについては、町内企業5社が認証を受けているところであります。

以上申し上げましたように、関係団体におきましては、町内企業に対して、ワーク・ライフ・バランス推進の必要性や、企業と人権、労務管理等の理解を深めていただくため、各種取り組んでいるところであります。

また、町内企業各社におきましても、こうした取組を受けて、従業員の皆様が働きやすい就労環境の整備について、それぞれの実情に合った取組を推進していただいているものと考えているところであります。

続きまして、口の女性の就労環境整備の取組についてお答えします。

女性の労働力向上は、人口減少と少子高齢化により労働力の減少が進む中、地域の活力を維持・向上させていくために欠かせない要素の一つであると考えているところであります。

内閣府男女共同参画局によりますと、我が国において、女性の就業者数は平成24年、2012年から令和4年、2022年までの10年間で約370万人増加しており、民間企業の管理職相当の女性割合は近年上昇傾向にありますが、上位の役職ほど割合が低く、給与金額につきましては、正社員同士、非正規雇用労働者同士で比較しましても、全体として男女間に格差があり、年齢が高まるにつれてその差が拡大している状況であります。

令和4年の全国の女性の年齢階級別正規雇用比率は、25から29歳の59.7%をピーク

に低下し、30代、40代などでは非正規雇用が中心となる状況が見られるところであり、出産時に退職し、または働き方を変え、育児後に非正規で働くケースが多くなっていることが示されているところでもあります。

また、共働き世帯数は増加傾向である中、6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は、1時間程度と国際的に見て低水準となっている一方で、夫の家事・育児時間が長いほど妻の継続就業割合が高く、また第2子以降の出生割合も高い傾向にあるとのことでもあります。

こうした中で女性が働き続けるためには、男性が子育てに参加できる職場環境づくりも欠かせないものと考えているところでもあります。国におきましても、男性の育児参加を促すための法整備も進められているところでもあります。

次世代育成支援対策推進法におきましては、企業は、従業員の仕事と子育てに関する一般事業主行動計画を策定することとされており、一定数の労働者を雇用する企業は、公表・周知まで義務づけられているところでもあります。

この行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、子育てサポート企業として認定、これはくるみん認定といっていますが、これを受けることができ、町内企業では3社が認定され、さらに、両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業、プラチナくるみん認定として1社が認定されているところでもあります。

これとは別に、令和4年に改正女性活躍推進法が施行され、一定数の労働者を雇用する企業は、自社の女性活躍に関する状況の把握と課題分析を行い、これを踏まえた取組を計画する行動計画も策定し公表することとされたところであり、女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業は認定、これはえるぼし認定といっていますが、これを受けることができ、町内企業1社が認定を受けているところでもあります。

これらの認定を受ける町内企業が今後さらに増え、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍が推進していくことを期待するところでもあります。

ご質問の女性の就労環境整備における町の取組といたしましては、子育て世帯の就業を支援するため、南条保育園と村上保育園において、満6か月からの乳児をお預かりしているほか、町内3保育園では時間外保育や一時保育を実施しており、また、町内3児童館において、放課後児童クラブを行い、放課後等において就労家庭の児童が利用できる取組を行っているところでもあります。

このほか、坂城勤労者総合福祉センターでは、事業所の福利厚生事業等にご利用いただくとともに、健康づくり講座や生きがい創造講座、余暇活動などの開催のほか、トレーニングジムの運営など、女性を含めた勤労者の仕事と生活、心と体のワーク・ライフ・バランスが図れるよう事業を実施しているところでもあります。

今後のさらなる取組としましては、女性を含めた障がい者、高齢者、外国籍の方等の多様な人材の活躍の推進と就労機会の拡大を図るため、テクノハート坂城協同組合と連携し、地域の就労希望者に対して相談支援や情報提供、就労先のあっせん等を行うほか、企業に対しましては、多様な人材確保を推進するため、就労希望者に関する情報提供と各企業間の情報共有などに取り組んでまいりたいと考えております。

一方、県におきましても、女性、若者、障がい者等の就労を総合的にサポートするため、就業に向けた支援をワンストップかつ伴走型で提供する地域就労支援センター（J o b サポ）を今年4月に開設したところであります。同センターでは、全県の求人情報を取り扱い、職業紹介を行う専門のアドバイザーが、子育て中の女性や障がいのある方など、仕事探しにお困りの方の意向等を伺いながら、伴走型で事業者とのマッチングを行い、就業後のフォローアップも行うこととしております。

また、子育てによる離職期間がある方や未経験職種を希望する方に向けたインターンシップ制度も導入されているほか、合同就職説明会や各種セミナーなど、仕事探しに役立つ催しも展開していくとのことであります。

町といたしましては、これらの事業の積み重ねにより、多様な雇用や就労環境の整備につながるものと考えており、今後も、企業、関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すとともに、性別や障がいの有無、国籍などに関わらず、多様な労働者が互いに尊重し合い、安心して働ける就労環境の整備を推進してまいりたいと考えております。

**3番（塚田さん）** 山村町長、ご答弁ありがとうございました。人々が活気に満ちた職場で働ける環境を実現することは、社会にとってもメリットがあります。多様なバックグラウンドや能力を持つ人々が活躍できる環境が整っていくことで個々の才能や意欲が最大限に引き出され、生産性やイノベーションが促進されます。行政と企業が協力し、働く人々のニーズに寄り添った環境づくりが進むことを期待しています。

次の質問に入ります。

## 2. ICTによる町づくりの取組について

これからの時代、ICT（情報通信技術）は、情報の収集、処理、保存や伝達など、私たちの生活を便利で効率的にするための技術やシステムで、現代社会において必要不可欠な存在となっています。

ICTは、スマートフォンやパソコン、インターネットを使って情報を得たり、便利なサービスを利用することができる技術となっています。その技術はビジネスや教育分野でも大きな役割を果たし、企業はスマートフォンやタブレットを使ってメールでコミュニケーションを取ったり、インターネットを通じて情報を共有したりと、業務の効率化を向上させ、事業の拡大を図っています。

教育面ではオンライン学習やデジタル教材が導入され、学習体験が豊かになっています。坂城町でも令和3年より坂城町GIGAスクール構想推進事業に基づいて、町内の小中学校に端末が貸与され、情報共有が容易になり、生徒同士、教師や保護者の連携が促進されました。

特にコロナの状況下では、企業におけるリモートワークの導入、教育現場ではオンライン授業が実施され、働き方や学習の継続性が非対面でも確保されました。実際、インターネットを使って家族や友人と遠く離れた場所でもコミュニケーションを取ったり、ビデオ通話やSNSを通じて顔を見て話すことができたりします。ICTを活用することで、私たちは日常生活において便利さや楽しさを享受できるだけでなく、生活をよりよくすることができています。

ICT活用には多くのメリットもある反面、一部のデメリットも存在します。適切な情報管理とプライバシー保護の取組、情報や機会の不平等を生み出す可能性もあります。様々な分野でICTを活用していくためには、デジタル格差への対応など、ICTの理解を深めることのできる環境整備も必要だと考えます。

そこで、2点お尋ねします。

一つ目として、イ．ICT活用の現状について。

これからの時代、ICTの活用は、老若男女問わず日常生活においてますます必要不可欠なものになっていくと思われまます。長期総合計画の中で、ICTを様々な分野で活用されていくとありますが、坂城町におけるICT活用の取組の現状についてお聞きします。

2点目として、ロ．ICTによる将来的な今後のサービスの展開について。

長期総合計画の中で、ICTの活用を推進していますが、教育面だけではなく、申請や届出、手続のデジタル化、スマート農業への取組の2点について、現状と今後の進め方をどのように考えているかお聞きします。

以上の点について、ご答弁お願いいたします。

**企画政策課長（伊達君）** 2．ICTによる町づくりの取組についてのご質問に順次お答えをいたします。

国では、令和3年9月、新たにデジタル庁を創設し、人口減少や少子高齢化が進む現代社会において、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指して取り組んでおり、デジタル技術の活用により、一人一人がニーズに合ったサービスを選択でき、多様な幸せが実現できるデジタル社会の形成に向け、デジタル改革基本方針や重点計画を示し、生活、行政、産業のあらゆる分野においてデジタル変革が推進されております。

町におきましても、第6次長期総合計画の基本理念に、各施策が取り組むべき共通テーマとして、「SDGsの達成」とともに「デジタル変革への取組み」を位置づけ、ICTを活用して様々な分野の課題に取り組むこととしております。

まず、ご質問のイ．ICT活用の現状についてであります。町では、町民の利便性向上と

行政の効率化に向け、ICTの活用を図っているところであり、いくつか申し上げますと、町ホームページを通じての行政情報の公開や、防災行政無線、すぐメール、SNSを通じての情報の発信、インターネット上のポータルサイトを通じたふるさと寄附の受付、電子メールや電子申請システムを通じた情報や申請の受付、電算処理システムの導入による業務の効率化や正確性の向上などが挙げられます。

電算処理システムにつきましては、全国の自治体で導入されているものの、自治体ごとに運用方法が異なるため、最適で均一な住民サービスを提供できるよう、国において、システム要件や事務処理の標準化の基本方針が打ち出されており、当町におきましても、国の仕様に基づいたシステムへの移行を目指し準備を進めているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下では、GIGAスクール構想により整備したICT機器を活用し、小中学校の休校時にインターネットを活用しての授業を実施したほか、ウェブ会議システムや動画投稿サイトを活用した「オンラインモノづくり展」の開催、デジタルスタンプラリーの導入など、人と人の接触機会が制限される状況に対応しつつ、様々な事業を実施してまいりました。

また、新型コロナワクチン接種において導入しましたオンライン予約システムにつきましては、多くの皆様にご利用をいただき、その利便性を実感いただけたものと考えております。

さらに、今年1月末から証明書等のコンビニ交付サービスを開始したほか、QRコードの支払いに対応した町税の電子納付や、いつでも、どこからでもオンラインで本にアクセスできるデジとしょ信州、子育て応援アプリ「はぐはぐ」の提供など、新たな活用も図ってきているところであります。

その一方で、機器の操作がわからない、デジタル技術に触れることに抵抗感があるなどといった方々への配慮も必要であることから、これまでも新たな取組を行う際には、説明会の開催や丁寧な相談対応などに努めるとともに、小中学校におけるGIGAスクール構想や、インターネットを活用した授業の推進の際には、各家庭におけるインターネット環境の状況にも配慮した対応をしてまいりました。

ICTにつきましては、住民の利便性の向上や行政事務の効率化にあたり、今後、一層の活用が進むことが予想されることから、デジタルへの対応が難しい方や支援が必要な方への対応を併せて充実するとともに、関係機関とも連携し、ICT機器等の利用方法を学べる身近な相談体制や講習会等の検討など、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指してまいりたいと考えているところであります。

次に、ロのICTによる将来的な今後のサービスの展開についてのご質問にお答えします。

ライフスタイルや働き方が多様化する中、デジタル技術の活用により、時間や場所にとらわれず、様々な申請や届出、手続などが行える仕組みづくりが重要になっています。

町でも、職員採用試験の受験申込み等の申請や届出のほか、アンケートや意見募集などにも電子申請サービスを活用しており、職員採用試験の受験申込みにおきましては、昨年度はおよそ7割の方が、また、長期総合計画の意見募集におきましては、およそ8割の方が電子申請サービスを利用されました。

こうした状況からも、電子申請サービスには多くの需要があることがうかがえ、今後も電子申請サービスに係る職員研修を継続して行い、対応できる手続の拡充を図ってまいります。

また、今年2月からは、オンラインにより転出・転入に係る手続を事前に行うことで、転出地の自治体窓口での手続が不要になるワンストップサービスを開始し、転出される方の負担軽減につなげているほか、公共事業への入札参加資格申請の受付・審査を電子化・共同化することで、事業者の負担軽減と事務の効率化を図れるよう、県と連携し、令和6年度中のシステム導入に向けて準備を進めているところであります。

また、ロボット技術やICTを活用して、省力化や高品質生産を実現させるためのスマート農業の取組であります。町ではスマート農業の普及促進により、農家の生産性の向上や高収益化を図るとともに、若手の新規就農者や農業後継者の確保にもつなげていきたいと考えております。

その取組の一環として、昨年度はJAと協力する中で、果樹園地内での自動草刈りロボットによる実演・展示を初めて行いましたが、今年度につきましても、農業のスマート化に資する農業機械の実演・展示を通じ、農家での導入に向けた取組を行ってまいります。

今後もJAをはじめ、関係機関と情報交換を行いながら有益な情報提供と、スマート農業の普及促進に努めてまいりたいと考えております。

ICTの活用は、時間や場所にとらわれず、一人一人のニーズに合ったサービス提供ができることに加え、少子高齢化時代における労働力の確保や情報の継承に大きなメリットがあることから、内閣府が提唱するSociety 5.0で目指す「あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」の重要な要素であると考えており、このことはwell beingなまちづくりにもつながるものでありますので、町としましても、引き続き、ICTの適切な活用と推進を図ってまいりたいと考えております。

**3番（塚田さん）** ご答弁ありがとうございました。最近では、全国的にウェブサイトやモバイルアプリを通じて、健康情報や医療施設の検索など情報が手軽に入手できるようにもなり、便利なサービスが利用されています。今後、町のICTの活用が拡大され、情報の共有やコミュニケーションが円滑に行われること、協働や問題解決など、ICTによる町の発展や地域の魅力がさらに向上し、より便利な日常生活が老若男女問わず得られるよう推進されることを期待します。

最後になりますが、初めての一般質問で生き生きと働ける環境づくり、ICTによるまちづ



くりの2点について現状と今後の取組や方向性を質問しました。私が冒頭で述べたとおり、子育て世代の女性の立場から、地域に生きる人々が生まれ、育ち、学び、働くという人生の循環の中で、住んでよかったまちづくりを、皆様の声や意見を大切にしながら、より魅力的なまちづくりを町民、行政、議会と連携して進めていきたいと思えます。以上で私の一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

（休憩 午前10時45分～再開 午後 1時00分）

**議長（滝沢君）** 再開します。

次に、6番 宮入健誠君の質問を許します。

**6番（宮入君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして、一般質問をいたします。

質問はこのたびの山村町長が選挙公約に掲げられました「暮らしと産業、快適なまちづくり」の中にあります国道18号バイパスの建設についてと、「暮らしやすい安心なまちづくり」の中にあります空家に関する件の2項目について行いたいと思えます。

まず1. 国道18号バイパスの建設について。

私はこのたびの選挙公約の一つとして、インフラ整備の進むまちづくりを掲げ、国道18号バイパスの建設を促進する中で、これまで網掛地区で守られ育てられてきた自然、歴史、文化、また地域の特性などを維持し、状況の変化にも注視しながら、1年生議員として、最初の4年間は特に力を入れていきたいと考えております。

現在、網掛地区を南北に縦断します県道77号において、特に平日の通勤時間帯であります7時から8時までの間につきましては、村上交差点を先頭に網掛水防倉庫の付近までの下り線は慢性的に渋滞が発生しております。その渋滞を避けるべく、脇道へ迂回する車が増加する傾向にあり、場所によっては小学生の集団登校の時間帯と重なり、非常に危険を伴う状況にあります。また、小網地区につきましては、網掛地区とは逆に、小網の交差点に至るまでの上り線について長い渋滞が発生しております。これからは、交通渋滞の解消並びに緊急搬送への対応を含めた道路交通網の整備により、坂城町の生産性の向上並びに活力を高めることが重要と考えます。

以上のことを含めて、区民の願望が日に日に高まる国道18号バイパスの早期建設について、4件の質問をいたします。

まず、イ. 事業化からこれまでの経緯についてお尋ねします。

平成23年度の事業化から12年が経過しましたが、調査、設計、地元説明、用地買収、工事過程など、これまで進めてこられた一連の経過の概況についてお伺いします。

ロ. 建設用地の取得状況について

用地の買収が100%には至っていないようでございますが、現在の用地の買収状況はどのくらい進んでいるかお伺いします。

ハ、令和5年度の工事についてお伺いします。

令和5年度の坂城町全体におけるバイパス工事の内容についてお伺いします。また、その中で網掛区におけるバイパスの工事内容についてもお伺いします。

ニ、現在坂城町には坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会が設置されております。今後、バイパス工事を一層強化、推進するための同盟会としての活動方針についてお伺いします。

以上の質問についてご答弁をお願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま、宮入議員さんから1番目としまして、国道18号バイパスの建設について、イ、ロ、ハ、ニとご質問いただきました。このうち、イの事業化からこれまでの経緯についてのご質問にお答え申し上げまして、ロ、ハ、ニにつきましては担当課長からお答え申し上げます。

ご案内のように、坂城更埴バイパス、坂城町区間3.8キロメートルにつきましては、平成23年度に国の直轄事業として事業化され、これまでに、測量・地質調査、設計、用地買収、埋蔵文化財調査、各種工事等、順次事業が実施されてきたところであります。

この国道18号バイパスの整備につきましては、町内の交通混雑の緩和による利便性の向上をはじめ、当町の産業・経済の発展や地域の活性化に不可欠なものであり、交通インフラの整備は防災面からも非常に重要な取組であることから、早期完成に向けて、町として関連事業を推進するとともに、事業主体である国に対しまして継続的に要望活動を展開してまいりたいと考えているところであります。

そのような中、昨年4月には、国土交通省から国道18号バイパスが重要物流道路の事業区間に指定されたところであります。この重要物流道路は、平常時・災害時を問わない安定的輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網として国土交通大臣が指定する路線であり、機能強化や重点支援が実施され、本指定により、国道18号線バイパスの重要性がさらに増し、建設促進に向けた取組がより一層進むことを期待しているところであります。

事業の経緯につきましては、具体的に動き出した平成27年度には、関係区長と打合せを行う中で、まず小網・網掛地区の地権者に向けて個別相談会が開催され、続いて上五明地区、上平地区においても事業についての説明会が開催されました。

28年度と29年度につきましては、用地交渉、用地買収を進めるとともに、各地区からの要望事項について協議を重ね、町といたしましても長野国道事務所とともに事業の調整を図ってきたところであります。

30年度には、用地買収が整った網掛地区において、坂城町区間で初めての工事となる木柵

設置工及び工事用道路新設工事が施工され、月見・上五明地区についても、用地測量に係る説明会、境界立会い、用地測量が実施されました。

翌令和元年度には、月見・上五明地区の地権者の皆さんに対して、測量結果の確認のための個別説明会と、補償内容確認のための個別相談会が行われ、その後、契約の締結に係る個別説明会が実施されました。

続く2年度におきましては、引き続き用地買収が進められるとともに、月見地区の県営村上団地周辺の立会いや、上五明地区建設予定地の地盤調査、埋蔵文化財の試掘調査が行われました。また、網掛地区においても、工事用道路の整備と盛土に活用する土砂の搬入等が実施され、また、新たな工事区間に着手するための農業用水路の付替工事に係る現地調査や国道事務所による地元地区への説明会等が開催されたところであります。

3年度につきましては、網掛地区において、工事用道路の整備工事とともに、水路の付替工事と盛土工事が行われ、道路の形が見えるところとなりました。また、小網地区におきましても、道路予定地の支障木の伐採・伐根・整地工事、木柵の設置工事が行われるとともに、上五明地区におきましては、埋蔵文化財の調査が実施されたところであります。

そして昨年度につきましては、上五明地区の地盤改良工事等の道路改良工事の実施や、バイパス予定地の防護柵の設置のほか、月見地区におきまして土質性状の改善、地盤支持力の増加を目的とした軟弱地盤改良工事等が行われたところであります。

この月見地区の地盤改良工事につきましては、特徴的な工法であり、あまり近隣市町では見かけない工事内容であるため、高校で土木を専攻している学生や、地域の皆様を対象とした現地見学会も開催されたところであります。

また、建設促進に向けた取組の経緯といたしましては、町で設置しております坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会総会を昨年8月に開催し、長野国道事務所から国道18号バイパスの進捗状況の説明をいただくとともに、県千曲建設事務所からは、県道坂城インター線事業の進捗状況について説明を受けたところであります。

また、当町と長野市、千曲市、上田市で構成する新国道上田・篠ノ井間建設促進期成同盟会におきましても、関係市とともに、国土交通省長野国道事務所及び県建設部に対して要望活動を行ったほか、4年10月には、千曲市と坂城町の首長及び議会議長とで、国土交通省、財務省を直接訪問し、早期完成を要望するとともに、県選出の国会議員に対しましても、要望活動を実施したところであります。

国道18号バイパスは、地域の皆さんの思いをつなぐ道路でございますので、引き続き議員各位をはじめ、地域や企業、近隣自治体とも協力しながら、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**建設課長（堀内君）** 国道18号バイパスの建設についてのうち、口からのご質問に順次お答え

いたします。

まず、ロ．建設用地の取得状況についてであります。令和4年度末現在での用地買収の進捗率につきましては、坂城町区間全体の約86%とお聞きしております。

なお、企業・事業所が所有する事業予定地の取得につきましては、事業の移転先や建物等の補償、相手先のスケジュールなどの都合もあり、補償額の算定にも時間を要することから、契約に至っていないケースや、個人が所有する事業予定地の中には、相続に時間がかかるケースなど様々な理由がありますが、用地交渉には鋭意努力していると伺っております。

続いて、ハ．令和5年度の工事についてであります。先日、「広報さかき」とともに回覧文書として地域住民の皆様にお知らせをし、町長の所信表明にもございましたが、網掛地区において、道路土工、カルバート工及び排水構造物工などの工事が行われる予定となっております。

また、坂城町区間全体では、用地買収済みの土地の除草工、用地取得、物件移転等が完了した道路予定地の支障木の伐採・伐根・整地工事、木柵の設置工事などのほか、上五明地区の一部では、引き続き、長野県埋蔵文化財センターによる埋蔵文化財発掘調査も行われる予定と聞いています。

続いて、ニ．同盟会の活動方針についてであります。建設促進に向けた取組として、町で設置しております坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会総会の開催や、坂城町及び長野市、千曲市、上田市で構成する新国道上田・篠ノ井間建設促進期成同盟会におきましても、昨年と同様に、関係市とともに、国土交通省のほか国の関係機関等及び県建設部に対して要望活動を予定しているところであります。

引き続き、国道バイパスの早期完成に向けて、要望活動を実施してまいりたいと考えております。

**6番（宮入君）** ただいま、ご丁寧なる答弁をいただきました。国道18号バイパスは、国の事業であることから、対処すべき課題は多々あるかと思いますが、冒頭にも申し上げたとおり、区民の関心が非常に高い事業であることから、従来どおり地権者及び地元住民には丁寧な説明をお願いし、町一丸となって国道18号バイパスの早期建設を目指していきたいと思い、最初の質問を終わりたいと思います。

次に、空家問題を取り上げたいと思います。

2として、空家の現状と今後について。

空家問題につきましては、人口の減少問題と比例して、昨今大きな問題として掲げられております。4月8日の日本経済新聞が、政府が所有者不明土地対策と位置づける3本の柱が4月から本格的に動き出したと報じました。1として、相続人が財産の分け方を話し合う遺産分割協議に10年の期間を設ける改正民法が4月1日より施行。2として、不要な土地を国が引き

取る相続土地国庫帰属法は4月27日から始動。三つ目の土地・建物の登記を義務づける改正不動産登記法は、来年、令和6年4月1日から施行。以上の三つの法改正は、少なからずとも空家を取り巻く状況と深い関係にあると考えます。

そのような状況下、最近、新聞・テレビ等にて空家に関する記事並びに報道が相次いでなされました。まず、5月28日付の信濃毎日新聞には、中野市が始めた空家への取組、実情や思いが掲載されました。また、5月30日には、NHKの「クローズアップ現代」が放送され、空家が招く問題として不法投棄、空き巣、火災、断水があり、今国会においても2015年に施行されました空家等対策特別措置法の改定案が議論され、年内施行が予定されているとの内容でございました。

以上のことから、坂城町の空家について質問をいたします。

まず、イ．現在の空家の状況及び件数について。

令和3年に実施されました空家に関する調査方法と、その結果についての説明をお願いいたします。

ロ．空家に関する住民からの苦情について

今日までに住民からの苦情・質問等ありましたでしょうか。もしあった場合、その内容と住民に対する対処についてお伺いします。

ハ．空家の状況の分類について

現在、町には空家の分類として、通常空家、特定空家、準特定空家があると聞いておりますが、それぞれの分類の定義・基準を説明願います。

ニ．空家対策について

現在実施している空家対策の内容と、今後の対策についてのお考えをお伺いします。

最後に、ホ．今後の定期的な調査の予定と事業の推進について。

先般、建設課より空き家バンクの運営状況をお聞きしました。平成27年度から令和5年3月末時点で登録物件は74件で、うち成約は、売買が29件、賃貸が14件、計43件の成約がなされました。このことは、一定の取組に対する評価と考えます。

一方、登録抹消が21件、現在の登録物件数は10件とのことでした。以上のことから、「輝く未来を奏でるまち」を進める中で、定期的な空家の調査の実施のお考えと、移住者の増加を進める上で、空家対策への取組は不可欠と考えますが、町の考えをお伺いします。

以上の質問について答弁をお願いいたします。

**住民環境課長（山下君）** 2の空家の現状と今後についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イの現在の空家の状況及び件数についてでございますが、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、国は空家等に関する施策の基本方針を定めました。

これを受け、町では平成28年10月に坂城町空家等対策協議会を設置し、平成29年3月に坂城町空家等対策計画を策定いたしました。

町では、空家等への対策を進めるため、「坂城町特定空家等判断基準マニュアル」を作成し、平成29年12月に空家等実態調査を実施し、253件を空家等と判定したところでありますが、調査後5年が経過し、現状に変化がうかがえることから、令和3年2月に再度実態調査を実施したところであります。

調査方法につきましては、行政協力員である区長の皆様に協力を依頼し、平成29年に実施した際の空家リストに基づき、リストにある空家等を再確認するとともに、新たな空家についての情報提供もお願いいたしました。

その後、行政協力員の皆様の情報を基に、町職員が現地を訪れ、外観から倒壊の危険性や壁・屋根などの破損、草木の繁茂、ごみの放置等の状況を確認し、倒壊等の危険性、衛生上の有害、景観を損なっている、防犯面などで放置が不適切の4項目によりチェックを行いました。

該当となった空家等につきましては、適切な管理がされていない空家等と判断し、その中でもチェック項目が多く、状態がよくないものについては、建築士による専門的な調査を実施したところであります。

その結果といたしましては、平成28年度の調査では253件あった空家等が、入居や建て替え、更地になったなどで205件に減少した一方で、新たに104件の空家等を把握いたしましたところであります。

また、今回空家と判定した309件のうち、適切な管理がされている空家等と判定されたのは202件、適切な管理がされていない空家等と判定されたのは107件でありました。

次に、ロの空家に関する住民からの苦情についてお答えいたします。

空家に関する苦情としましては、近隣の方から寄せられるものが多く、草木の繁茂や強風によるトタンなどの飛散、害虫等の営巣などが主なものとなっております。特に草木の繁茂は、適正な管理がされていない空家等から隣接地に越境するため、空家に関する苦情の中で最も多い案件であるところであります。

空家であっても所有者や管理者が適切な管理を行っていただく必要がございますので、寄せられた苦情や意見に対しましては、職員が現地の状況を確認した上で、所有者や管理者に改善の依頼をする文書をお送りし、対応をうながしているところであります。

次に、ハ、空家の状況の分類についてお答えいたします。

当町では、空家等対策協議会において、「坂城町特定空家等判断基準マニュアル」を作成しているところであります。その中では、空家等について、状態に応じた空家等、準特定空家等、特定空家等の三つの区分を設けております。

区分の判定方法ですが、外観等を調査する1次調査を経て、適切な管理がされていない空家

等と判定した空家等については、建築物の破損や樹木・草木の繁茂、敷地内のごみの放置について2次調査を実施しております。

この2次調査において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の4分類から判定いたします。

4分類にそれぞれゼロを最優良とし、100%を上限といたしました判定基準を設け、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態は50%以上、その他3項目につきましては70%以上を該当するとし、どれか一つでも該当する場合は特定空家等と判定されます。特定空家等に該当しなくても、このままの状態では放置すれば特定空家等に移行する可能性の高いものを準特定空家等、それ以外を空家等と区分されます。

この区分に照らした町内の件数につきましては、令和3年度の調査以降の状況を反映した令和4年度末における空家等の件数298件のうち、適切な管理がされていない空家等が105件、そのうち特定空家等が3件、準特定空家等が3件に分類されているところであります。

次に、二. 空家対策についてお答えします。

適切な管理がされていない空家等が生じる要因の一つとしましては、所有者が死亡したことに伴い、管理する方が不在となることが考えられるところであります。

特に対策が必要である特定空家等につきましても、同様の要因が考えられることから、相続人の方を特定し、該当する方に適切な管理をしていただくようご通知を申し上げているところであります。その一方で、相続放棄等により相続人が存在せず、適正な管理をお願いする先がない場合もあり、関係課とも連携する中で、情報共有に努めているところであります。

そうした中におきましては、空家等の放置や相続登記をせずに世代を重ねることのリスクを知っていただくとともに、問題意識や利活用意識の高揚により適切な管理が促進されること、マイナスのイメージを抱きがちな空家は、利活用によってはプラスの財産になることを知っていただき、空家等の流通促進や将来の空家発生の抑制を図ることを目的として、長野県空家等対策支援専門家派遣事業を活用し、空き家対策住民啓発講座・相談会を昨年引き続き今年度も開催する予定であります。また、7月及び8月には、司法書士を講師に迎え、空家にすることのリスクなどを知っていただくセミナーを開催する予定であります。

このほかにも空家の利活用をテーマとした個別相談会を開催し、宅地建物取引士、建築士、町空き家バンク担当者が相談をお受けするほか、賃貸や売却を希望する空家所有者の方には、町ホームページ等を活用し、空家の利用を希望する方へ情報提供を行う空き家バンク制度や、町内にある空家の利活用の活性化を目的として、空き家バンクの登録物件を対象に、住宅内に

ある家財道具等の片付けや住宅の改修工事に対して補助を行う制度を設けているところであり  
ます。

空家の解消は、短期間で解決するものではありませんので、今後におきましても、今申し上げ  
ましたような様々な対策を継続してまいりたいと考えております。

次に、ホの今後の定期的な調査の予定と事業の推進についてでございますが、空家は、その  
まま放置されることにより、老朽化し危険な状態となるほか、害獣がすみついたり、町の景観  
を悪化させるといった安全や衛生・景観の面などにおいて様々な問題をもたらすことが懸念さ  
れるところであります。

こうした事態を防ぐべく、行政協力員の皆様にご協力いただく中で定期的に調査を実施し、  
早期に空家の状態を把握するとともに、適切な空家管理をしていただくよう、随時、所有者や  
管理者とも調整してまいりたいと考えております。

また、空家の解消といった点においては、空家の利活用も有効な手段の一つと考える中では、  
空き家バンクを通じた町内外への情報発信を引き続き行っていくとともに、町内への移住定住  
の促進につなげるため実施している移住体験ハウスへの利活用などについても検討してまいり  
たいと考えております。

**6番（宮入君）** ただいまは、丁寧なるご答弁をいただきました。昨日の一般質問において、朝  
倉議員から移住定住人口の増加に対しまして、商工農林課長より方向性が示されましたが、今  
後の空家対策につきましては、各自治体の取組方等をご検討いただき、坂城町においてもさら  
なる官民の連携強化と専従部門の必要性を思いながら、これにて私の一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 1時35分～再開 午後 1時45分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、7番 中村忠靖君の質問を許します。

**7番（中村君）** 昨日は、私の不調のためにご迷惑をかけまして、まずおわび申し上げます。た  
だいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行いたいと思  
います。

初めに、このたびの坂城町議会議員選挙では、多くの町民の皆様からのご支援によりまして  
初当選させていただくことができました。この場をお借りして御礼申し上げます。選挙中訴え  
てまいりました施策実現に向け、町民の皆様と誠実に向き合い、お一人お一人の声、思いを町  
政にお届けできるよう取り組んでまいります。

それでは、質問に入ります。

#### 1. 災害時のペット同行避難について

大規模な災害時には多くの被災者が長期にわたり避難生活を送ることになります。この中に



は犬や猫などのペットを飼養する被災者もいれば、ペットを飼養しない被災者もおります。いずれも同じ被災者として共に災害を乗り越えられるよう支援が必要です。

このため、環境省では自治体が地域の状況に応じた独自の災害対策マニュアルや、動物救護の体制を検討する際の参考となるように、飼い主の責任によるペット同行避難を基本に置いた災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを平成25年6月策定し、自治体に配布いたしました。

しかし、平成28年4月に発生した熊本地震では、避難所でのペット受入れやペットの一時預かりをはじめ、広域な支援体制や支援の在り方などの面で数多くの課題が指摘され、その後さらなる改定も行われてまいりました。

本ガイドラインは、主に自治体を利用することを想定して策定したのですが、加えてそのほかの主体が人とペットの災害対策を行う際にも参考となることを意識して作成されております。また、将来的に生じると考えられる様々な災害にも対応できるように、災害対策上での基本的な考え方や対応姿勢を記載してあります。

なお、飼い主がペットと避難行動を共にすることを想定しておりますが、その実施にあたっては、飼い主及び災害対策従事者の安全の確保を前提としております。

では、なぜ同行避難が必要なのか。災害時には何よりも人命が優先されますが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難することは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要であります。

また、平成12年の三宅島噴火被害や平成23年の東日本大震災では、放浪状態のまま放置された野良犬化した犬が住民に危害をもたらすおそれや、不妊処置や去勢がされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物に影響を与えるなどのおそれが生じたため、被災地に人員を派遣して保護や繁殖活動制限措置を取らなければならない事態となりました。こうした事後の問題を軽減するためにも、災害時のペットとの同行避難を推進することは必要と考えます。

しかし、当然のこととして、飼い主とペットが安全に避難するには、飼い主自身の安全の確保が大前提となります。飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等が飼い主の支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、ペット飼養者だけでなく被災者全体が安心して完全に避難するためにも重要であると考えます。

そこでまず、イ．災害時のペット同行避難の状況について3点お聞きします。

1、過去に町民から災害時における事前の具体的な対応・対策についての相談・要望はあったでしょうか。

2、直近2019年の台風19号による千曲川豪雨災害時、当町ではペット同行避難があったでしょうか。あった場合、そのときの対応策はどのようにされたでしょうか。

3、ペット同行避難についての周知、情報提供はされてきたでしょうか。

以上、3点についてお聞きします。

次の口のほうに行きます。ペット同行避難の施設についてお聞きします。

長野市では、災害時設営される避難所でペットの受入れをしますが、原則屋内にペットの持込みは禁止されており、風雨をしのげる場所にペット専用のスペースが確保されます。松本市では、県内で初めて災害時に飼い主とペットを一緒に受け入れる専用の避難所、屋内運動場、広さ3千平方メートルを新たに指定しました。

さて、当町では、坂城町地域防災計画の中で風水害対策編の第3章、災害応急対策計画の32節、飼養動物の保護対策（3）の中で、「ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。」とあります。そこで、当町の中核避難所では、ペット同行避難の際にどのような避難をお考えでしょうか。

以上について回答をお願いします。

**町長（山村君）** ただいま、中村議員さんから、1番目の質問としまして災害時のペット同行避難について、イとロとご質問をいただきました。私からは、イの災害時のペット同行避難の状況についてのうち、避難に対する相談や要望に関するご質問と、2019年の東日本台風災害におけるペット同行避難の対応についてお答えし、その他につきましては担当課長から答弁いたします。

災害時におけるペット等の動物への対応につきましては、坂城町地域防災計画、風水害対策編の第3章、災害応急対策計画において、飼養動物、この飼養動物というのは飼われている動物全部が含まれておりまして、ペットのみならず牛や馬まで全部含まれるんですけれども、この飼養動物の保護対策が示されており、「災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。」と明記しているところであり、飼養動物に含まれるペットに関しましては、町が実施する対策として、「ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。」としているところでもあります。

また、環境省では、平成30年3月に災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを公表しており、ガイドラインには、自治体等が行う動物救護活動の必要性だけでなく、ペットとの同行避難を進めるための飼い主の役割や行うべき対策などについても記載されております。

その中の飼い主が行うべき対策については、避難を要する災害が発生し、飼い主がペットと同行避難することを原則とした場合、個々の飼い主がまず果たすべき責任として、平常時から

災害に備えたペット用の備蓄品の確保や、同行避難するためにケージやキャリーバッグに慣れさせておくなどの必要なしつけや健康管理を行うことなどが例として記されているところがあります。

過去に、町民から災害時における事前の具体的な対応・対策について相談・要望があったかのご質問であります。町では、毎年8月に実施している町の総合防災訓練において、住民参加型の避難訓練を実施し、中核避難所となる学校体育館などを利用し、避難所開設を体験していただいているところでもあります。

また、各区や自主防災会からの依頼により、各地区の公民館などに出向いて防災や避難行動について出前講座を開講しているところでもあります。こうした折に、参加された皆様と意見交換させていただいている中では、ペットの避難に関するご相談やご要望といったものは、これまでのところはいただいている状況であります。

続きまして、令和元年東日本台風の際の、当町におけるペット同行避難に関するご質問にお答えいたします。

令和元年東日本台風は、令和元年10月12日から13日にかけて、長野県上空付近を通過し、当町におきましても、最大時間雨量14.5ミリ、最大瞬間風速31.8メートルを記録したところでもあります。

特に千曲川の増水により氾濫の危険性もあったことから、当町におきましても避難勧告を発令し、3小学校と文化センター、老人福祉センターの5か所を避難所として開設したところであり、各避難所には延べ225世帯665名の方が避難されたところでもあります。

その際のペットを同行しての避難に関しましては、文化センターに避難された2世帯が犬を同行されたと把握しているところであり、対応といたしましては、ケージに入れての避難でありましたことから、ほかの避難者の部屋とは別の部屋でお過ごしいただいたところでもあります。

今後の対応につきましては、専用のスペースが確保できない場合や、動物が苦手な方、アレルギーをお持ちの方への配慮なども考慮する必要から、ペット等を収容できない場合も想定されることであり、自家用車で避難していただいた上で、ペットとともに車の中で避難していただく車中避難についても、一時的な避難の一つとして有効であると考えているところでもあります。

町では、これまでに令和元年東日本台風時の被害や対応に関して検証を行ってきたところであり、ペットの同行避難につきましても、飼い主の責務と自治体の責務を踏まえた上で、より適切な避難場所の確保とその体制につきまして、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

**住民環境課長（山下君）** 私からは、伊の災害時のペット同行避難の状況についてのうち、ペット同行避難の周知及び情報提供に関するご質問と、口のペット同行避難の施設についてお答え

いたします。

ペット同行避難についての周知及び情報提供につきましては、町ホームページにおいて、「いざという時、災害からペットを守るために～」という項目で、長野県動物愛護センターのサイトの災害の備えに係る掲載ページをご覧いただけるようにするなど、周知を図っているところであります。また、普段からペットをケージに慣れさせることや、車中避難を想定して車に慣れさせることなどを飼い主の皆様へのお願いとして、「広報さかき」に掲載した経緯もごございます。

いざ災害が起きて、避難する際に慌てず余裕を持って行動していただくためにも、今後におきましても、様々な機会を捉える中で周知を図るとともに情報提供してまいりたいと考えております。

次に、ペット同行避難の施設につきましては、ご質問にありましたとおり、長野市では、災害時に設営される避難所では原則ペットの持込みは禁止とされており、風雨をしのげる場所にてペット専用スペースを確保して対応したとお聞きしているところであります。

当町においては、現在、中核避難所として文化センター、各小中学校、保育園、坂城高校など10の避難所を指定しておりますが、ペット専用の施設につきましては、現在指定していないところでございます。

発災時、避難所を開設する状況になった際には、限られた中核避難所の中でより多くの住民の皆様へ避難していただかなければならず、ペットの苦手な方や動物アレルギーを持った方もいらっしゃる中で、一般の避難者と同じ空間にペットを避難させることは、ほかの避難者の健康管理や、避難所の適正な運営といった面からも難しいものと考えているところであります。

そうした中では、ペットについては、避難者のいらっしゃる場所とは別の屋内外で風雨をしのげるスペースを確保し、ペットの避難場所とすることや、先ほど町長からも申し上げましたが、車中避難していただくといった対応も想定しているところであります。

町の防災計画に基づき、町といたしましても避難所におけるペット専用スペースの確保に関して、あらかじめ把握する中で、適切な対応に努めてまいりたいと考えているところであり、今後、ホームページ等を通じて周知してまいりたいと考えております。

**7番（中村君）** ただいまは、町長様、担当課長様から回答いただきました。本当にありがとうございました。現状については理解できたと思います。

それで一つ、先ほどの質問の中で、周知、情報提供は、町のホームページを通じて情報を取っているということですが、一つですね、これは参考となるかあれなんですけれども、ほかの埼玉県の朝霞市というところで、ペットの災害手帳というものを出されたところがあるんですが、こういう具体的な対応もぜひ取っていただけないかなということ、ちょっとご紹介したいと思います。これは、各自ダウンロードできるような形で見られるものですから、ぜひ参

考にしていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。2点目は、带状疱疹ワクチンの費用助成についてです。

带状疱疹の症状は、体の片側の一部にぴりぴりとした痛みが現れ、その部分に水膨れを伴う赤い斑点が出現する病気です。水ぼうそうにかかると、治った後もそのウイルスが体の中に潜んでいて、免疫力が落ちたときに発症します。日本人の90%以上が带状疱疹になる可能性があり、80歳までに3人に1人が発症すると言われていています。

特に、50歳代から発症しやすくなるため、水ぼうそうにかかったことのある方の带状疱疹予防としてワクチン接種の効果が認められており、50歳以上の方は接種可能で、接種が推奨されております。

带状疱疹が頭部や顔面に出ると、目や耳の神経が障害され、目まい、耳鳴りなどの合併症、重症化すると視力低下や顔面神経痛など重い後遺症が残ることがあります。また、带状疱疹が治った後も長期に痛みが残ることがあり、带状疱疹後神経痛と言われており、50歳以上で带状疱疹になった場合、約2割がこの带状疱疹後神経痛になると言われております。

そのため、重症化、後遺症を防ぐためにワクチン接種が必要ですが、高額のためなかなか接種に踏み切れないのが実情です。このワクチン費用助成が少しでもあれば、積極的に接種ができます。

そこでまず、イとして带状疱疹ワクチンの費用助成について3点お聞きします。

1、原因となる水ぼうそう・带状疱疹ウイルスは、成人の9割以上が抗体を持っており、誰もが発症するリスクがあります。昨年の6月議会で吉川議員が質問しておりますが、その後の検討状況をお聞かせください。

2、带状疱疹ワクチンの種類、接種回数、予防効果、接種期間、副反応、料金及び長所・短所の違いについてお聞きします。

3、昨年8月の坂城町広報では、带状疱疹ワクチンの予防啓発記事の掲載がありました。継続して広報していく必要があると考えますが、町の考えについてお聞きします。

ロ、带状疱疹ワクチンの定期接種についてお聞きします。

带状疱疹ワクチンの定期接種については、第19回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会によれば、带状疱疹ワクチンによる疾病負荷は一定程度明らかになったものの、引き続き議論することとなったとあります。現時点での定期接種の町のお考えをお聞きします。

これで1回目の質問を終わります。

**保健センター所長（竹内さん）** 2. 带状疱疹ワクチンの費用助成についてのご質問に順次お答えいたします。

带状疱疹につきましても、水膨れを伴う発疹が帯状に出る皮膚の疾患で、子どもの頃にかかった水ぼうそうウイルスが再活性化し、免疫が低下した際に発症すると言われております。

50歳以降に多く発症し、80歳までに3人に1人がかかると言われ、治療が遅れた場合など、重症化すると治療後も長期間痛みが残る帯状疱疹後神経痛になる場合もあります。

帯状疱疹の初期症状とされる神経痛のような痛みや焼けるような痛みのほか、かゆみ、しびれなど帯状疱疹を疑う症状を感じた場合には、できるだけ早く医療機関を受診し、治療を開始することが重要である一方、帯状疱疹の予防には、食事や睡眠をしっかり取る、適度な運動をする、ストレスを減らすといったことにより免疫力を低下させないことが重要と言われております。

ご質問の帯状疱疹のワクチンにつきましては、50歳以上の方を対象として生ワクチンの弱毒生水痘ワクチンのビケンと、不活化ワクチンのシングリックスの2種類のワクチンが承認されております。

それぞれのワクチンの違いについて申し上げますと、まず、弱毒生水痘ワクチンのビケンは、病原体となるウイルスや細菌の毒性を弱めて病原性をなくした生ワクチンで、接種回数は1回、接種費用は8千円程度、発症予防効果は50%程度、5年程度の効果が持続するとされており、主な副反応は、5%以上の方に注射部位の発赤・かゆみ・腫れ・痛みなどが現れるとされております。また、化学療法やステロイド等の免疫を抑える治療をされている方や妊娠中の方は接種を受けることができません。

また、シングリックスは、病原体となるウイルスや細菌の感染する能力を失わせたものを原材料として作られる不活化ワクチンで、接種回数は2回、接種費用は1回につき2万円程度、発症予防効果は90%以上、10年程度の効果が持続し、主な副反応は10%以上の方に注射部位の疼痛、発赤、腫れ、吐き気、筋肉痛、発熱等が現れるとされております。

それぞれのワクチンの特徴として、二つのワクチンを比較いたしますと、弱毒生水痘ワクチンのビケンは、接種費用は安価ではありますが、発症予防効果が低く効果持続期間が短いこと、また、シングリックスは発症予防効果が高く効果持続期間は長いものの、接種費用が高いといった特徴が挙げられます。

帯状疱疹ワクチンの費用助成につきましては、昨年6月議会でも答弁いたしました。帯状疱疹のワクチン接種は平成28年から開始されたところであり、まだ期間が短く、現在もワクチンの有効性等について厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会において継続して審議事項とされているといったことから、現段階におきましては、町としましては今後の国の動向を注視して対応してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、ワクチンを接種しても帯状疱疹が発症しないということではなく、帯状疱疹の予防には、食事や睡眠をしっかり取る、適度な運動をする、ストレスを減らすといったことにより免疫力を低下させない生活を心がけていただくとともに、少しでも帯状疱疹を疑う症状が現れた場合には、速やかに医療機関を受診することで、重症化予防にもつながるもの

と考えております。

また、带状疱疹について、昨年の「広報さかき」8月号の保健センターだよりで掲載をしたところでございますが、今後も住民の皆様の健康増進に関するお知らせとして、带状疱疹だけでなく様々な内容についてお知らせをしていく予定であります。

続きまして、ロ．带状疱疹ワクチンの定期接種についてのご質問で、带状疱疹ワクチンの定期接種化に対する町の考えについてでございますが、現在、国において審議している事項でありますので、検討状況を注視し、町におきましては、带状疱疹ワクチンが定期接種となった場合には速やかに対応してまいりたいと考えているところでございます。

**7番（中村君）** ただいまは、所長さんよりご丁寧な説明をいただきました。

ここですすね、ちょっと実際に带状疱疹になったお二人の事例についてお聞きしておりますので、ご紹介したいと思います。

お一人目は町内に在住の70代の男性、Mさん。2020年に発症。発症当時、発疹が体の右腹部周辺にでき、皮膚科を受診。その後、腹部周辺の痛みが増してきて我慢できない状況となった。そこで長野市の病院を受診し、直ちにその痛みを抑えるために麻酔科で治療を受けたそうです。入院が1週間に及び、脊髄から痛み止めの注射をして点滴による治療を受けました。症状はとにかく発疹した箇所が触れることもできないくらい痛くて、我慢できない状態である。二つ目、その箇所に触れると痛いので、柔らかい繊維のものを着用した。できるだけそっとしておくことに徹したなどなど、今まで普通に生活できた日常とはかけ離れたものとなってしまい、完治したのは1年半後でした。

そして、もう1人のご紹介ですけれども、町内に住む70代の女性の方、2022年、昨年10月に発症しました。初めは町内で診察を受けましたが、はっきりした病名がわからず、その後、上田市の別の病院にて带状疱疹と判明。激しい痛みが続き、左半身の腹部から背中などに発疹ができました。痛みに対し硬膜外ブロック注射をしてもらったが、1週間に2回の注射を計12回、3か月ほど通院して治療してもらったそうです。一番つらかったのは、自分の手が患部に触っていないにもかかわらず、痛みを感じてしまうくらいになったこと。いつ完治するか不安で鬱状態にもなったこと、現在でも後遺症が残っている状況だそうです。

そこで、再度、带状疱疹にかかるのが怖くて、2回接種が必要で4万円と高額であるが、発症予防効果が高い不活化ワクチン、シングリックスの接種を行ったそうです。

以上、お聞きいただいたように、お二人とも日常生活はもちろん、その後のお仕事、社会活動等々に多くの影響が出たことはご理解いただけたのではないかと思います。

さて、今回、町内の主な医療施設3か所で、ここ1年間、带状疱疹ワクチンがどのくらい接種されているかの聞き取りも調査しました。ここ1年間で接種された带状疱疹ワクチンの患者数は、A医院で30名、B医院で20名、C医院で8名、合計58名という結果でした。もち

ろん、町以外での接種の方もいるかもしれませんが、高額であるため、このように少ない数値でありました。費用助成があれば多くの方々の接種が可能となります。

そこで再度お聞きします。費用助成をそろそろ前向きに検討いただきたいと考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

**町長（山村君）** 先ほど保健センター所長から答えましたけれども、もうしばらく国の動向を見てから判断したいと思っております。引き続き検討していきたいと思っております。以上です。

**7番（中村君）** ありがとうございます。全国では、既に带状疱疹ワクチンの接種費用の一部負担をしている例がいくつか報告されています。例えば、栃木県真岡市では4月1日以降接種した50歳以上の市民に対して、生ワクチン上限4千円、不活化ワクチン1回当たり1万円。また、ほかにも愛知県亀山市、小牧市、埼玉県深谷市などなど助成されております。

我が長野県内での助成事例は松本市のみであります。生ワクチン3千円、不活化ワクチン1回6千円という状況であります。まだまだ取組事例が少ない状況であります。町民の生命を守る観点から、ぜひ带状疱疹ワクチンの費用助成の導入の検討をお願いしたいと思います。

最後に、今回の災害時のペット同行避難、そして带状疱疹ワクチンの費用助成ともに、当然のことではあります。当事者に寄り添った考えに立つことが重要です。また、近年の豪雨災害はいつどこで起こってもおかしくない状況になってきております。そのため、対策は重要度も増しており、早め早めの対応が望まれます。

そこで、坂城町がほかの市町村に先駆けて行動に移していくことが安全で安心な住みやすいまちづくりの一端につながるものと考えます。今後、当町の対策・対応の進展に期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（滝沢君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は19日午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時18分）





## 6月19日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- |       |           |       |           |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 8 番 " | 星 哲 夫 君   |
| 2 "   | 中 嶋 登 君   | 9 "   | 玉 川 清 史 君 |
| 3 "   | 塚 田 舞 君   | 10 "  | 山 城 峻 一 君 |
| 4 "   | 松 本 みゆき 君 | 11 "  | 柀 津 明 子 君 |
| 5 "   | 水 出 康 成 君 | 12 "  | 大日向 進 也 君 |
| 6 "   | 宮 入 健 誠 君 | 13 "  | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7 "   | 中 村 忠 靖 君 | 14 "  | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 町 長             | 山 村 弘 君     |
| 副 町 長           | 臼 井 洋 一 君   |
| 教 育 長           | 清 水 守 君     |
| 総 務 課 長         | 関 貞 巳 君     |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊 達 博 巳 君   |
| 会 計 管 理 者       | 大 橋 勉 君     |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 下 昌 律 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 鳴 海 聡 子 君   |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 祐 一 君   |
| 建 設 課 長         | 堀 内 弘 達 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻 子 君   |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 細 田 美 香 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 幸 二 君   |
| 総 務 係 長 補 佐     | 宮 嶋 和 博 君   |
| 財 政 係 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君   |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 竹 内 優 子 君   |
| 企 画 調 整 係 長     | 橋 本 直 紀 君   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |             |
| 子 ども 支 援 室 長    |             |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) 学校給食無償化についてほか  | 大 森 茂 彦 議員 |
| (2) 部活動の地域移行についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (3) 選挙についてほか       | 星 哲 夫 議員   |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（滝沢君）** 最初に、14番 大森茂彦君の質問を許します。

**14番（大森君）** おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今回の町会議員選挙で引き続き議会議員として活動することになりました。住民こそ主人公の立場で、町民の皆さんの声や願いを届け、その実現のため、そして政策提言などを行うとともに、行政をチェックするという機関として、しっかりと議会の役目を果たしてまいりたいと思っております。

さて、今、国会では会期末を迎え、解散を弄び、国民や関係当事者の願いを踏みにじる法案が次から次へと強行採決されています。憲法違反の敵基地攻撃能力保有を含む大軍拡を推進する防衛力強化資金の創設、軍備増強に5年間で43兆円を費やすとしています。また、LGBTQ理解増進法では、当事者と超党派でつくった法案を、自民、公明、維新、国民の4党が新たな差別を生む内容に書き換え、当事者の願いを踏みにじる法律として強行しました。原発では、再稼働と新增設、そして老朽化した原子炉を期限を超えて延長できるようにし、福島原発事故がなかったように葬り去ろうとしています。マイナ保険証のトラブルが頻発している状況で、現行の保険証廃止の方針に固執して、本来任意であるべきマイナンバーの取得を強制的で強引な手法で押し進めております。改正入管法は、難民認定を申請中は送還が停止される現在の規定に例外を設け、3回以降は申請中の送還を可能にするという人権無視の改悪を強行しました。これまで日本が歩んできた私たちのこの歴史の中で歯車を逆回転させているのではないかと感じさせる内容であります。そういう意味で、戦後最悪の国会と言わなければなりません。

ん。

さて、通告しております質問に入っております。

1 といまして、学校給食無償化について。

イ．持続可能な制度に向けて

岸田首相は、先週の13日、こども戦略会議の会合を開き、その中では、異次元の子育て支援に関して具体的施策を示せず、財源についても先送りするなど、絵に描いた餅でしか表明できませんでした。こうした国の無策の異次元の子育て支援を当てにすることはできません。

イといまして、持続可能な制度に向けて。

昨年12月議会で私の質問の答弁で、町長は、今の時点で責任ある答弁はできない。しかるべき時期には議論したいとの答弁をいただきました。そして、4月の選挙公約に学校給食費の無償化の推進とありました。先日の同僚議員の一般質問では、無償化の根拠や財源、実施の期間など質問があり、そこでも明確に答弁されておられます。重複しますが、私からも同じような内容で質問させていただきます。

一般会計補正予算案に6,070万円の給食費の減額が計上されております。これについて、今年度実施する財源はどんなものなのか。

次に、持続可能な制度になっていくのか。その裏づけはどうされるのか。

次に、坂城町はもとより、全県・全国の学校給食費が無償化になるためには、国が無償化に踏み出すことであり、町として、県や国にもこの無償化について力強い働きかけをしていただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。以上で、学校給食無償化について、1回目の質問といたします。

**教育文化課長（長崎さん）** 1の学校給食無償化についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、小中学校における給食は、適切な栄養を取ることで健康の増進を図ることはもとより、学校生活を豊かにし、明るい社交性や協同の精神を養うことなど、七つの目標が学校給食法で掲げられております。

当町の学校給食におきましても、法で掲げられた目標をはじめ、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供し、健康の増進、体位の向上を図り、食に関する指導を効果的に進めるため、重要な教材としての役割を担っているところでございます。

ご質問の今年度の学校給食費無償化を実施するにあたっての財源についてでございますが、今議会に上程させていただいております補正予算の編成にあたり、学校給食費の無償化に向けた財源について検討する中で、先行して実施しております自治体等を調査したところでは、新型コロナウイルス感染症関連の地方創生臨時交付金を活用している自治体や、過疎債を活用している自治体、一般財源を充てている自治体などがございました。また、国・県等の補助金の

メニューなどについても確認したところ、該当する補助金などは現在のところございませんでした。

このような状況を踏まえ、今年度の学校給食費無償化に対する財源といたしましては、一般財源に加え、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症関連の地方創生臨時交付金が今年度も交付される予定でございますので、この地方創生臨時交付金を一部に活用してまいりたいと考えております。

次に、持続可能な制度となるのかとのご質問ですが、学校給食費の無償化は来年度以降も実施してまいりたいと考えており、この学校給食費の無償化の制度を継続するためには、財源の確保は大変重要な課題であると認識しておりますが、当面は一般財源で対応をまいりたいと考えております。

来年度以降の財源につきましては、同様に無償化を実施しております自治体等の財源の状況などについて、引き続き調査を行ってまいります。

また、急速に進行している少子化に対し、岸田総理が掲げております異次元の少子化対策とする骨太の方針の内容など、今後の国の動向などについても注視してまいりたいと考えております。

次に、学校給食費の無償化のための財源負担について、国や県へ要望してほしいとのご質問ですが、小中学生の健やかな成長の支援とともに、子どもたちのよりよい教育環境を支えるため、子育て家庭に対する子育て支援として、学校給食費の無償化は大変重要な施策の一つであると考えております。

この学校給食費を無償とする制度を今後も継続的に実施していくためには、学校給食費の無償化に対する助成制度などについて、機会を捉えて国・県などに要望してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、引き続き児童・生徒へ安全安心で栄養バランスの取れた学校給食の提供と食事の持つ重要性を伝え、食に関心を持っていただけるよう、食育活動の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** 課長より答弁をいただきました。今年度実施する財源というのは、コロナ創生と一般財源ということで、やっぱり持続になっていくためには、今のところ補助的な中身は県も国もないということで、当面一般財源を充てていくということでもあります。

それについても、要は財政調整基金、これをきちっと学校給食費の無償化に充てるということをやっぴりやっていく必要もあるんじゃないかというふうに考えます。当然これは毎年それをすることによって、その分は財政調整基金には当然算入できなくなってくるということになってくるんですが、それがもう恒常的になっていくということが持続可能になってくる点であるし、それと、それぞれの自治体の負担を軽減するためには、当然県や国が無償化に踏み出

していくということで、当面、県へ補助金の申請なり創設をお願いしていくというお話であります。

それにしても、財源について、来年度今度どうするのかということ、来年度ですから、この間時間があるから、県のほうがどう動くかということもあると思いますが、来年度についてもやっぱり検討し、研究するということですが、一般財源のほうでやり切るということで、そういう判断でよろしいでしょうか。2回目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。現在のところ、補助金などの特定の財源がない状況でございますので、学校給食費の無償化を継続するためには、今後につきましては、現段階では一般財源で対応してまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** 先般の同僚議員の質問の中で、町長の答弁で、終わりは決めていないということですので、持続可能で努力されていくということだと思います。町の財政力指数は、全県で7番というような状態であります。こういう自治体が無償化に踏み出すということは、ほかの自治体にも大きな影響を与えるということで、非常にこの点については、私としては評価していきたいというふうに思っています。ぜひ継続できるようお願い申し上げたいと思います。

次に、2番としまして、マイナンバーカードの問題点はあります。

イといたしまして、安心できる制度か。

政府は、マイナンバーカードの普及に、コロナ禍で外出自粛を要請しておきながら、新型コロナウイルスワクチン接種会場でも宣伝をし、個人で申請できない人のために、わざわざ外出させて、役場でも申請手続を支援するなど行ってきました。

マイナンバーカードのポイント付与を新規申請で最大5千円相当分、そしてその後健康保険証としての利用申込みで7,500円分、それでも進まない。そのために公金受取口座の登録で7,500円分、最大で2万円分のポイントを付与してきました。5人家族で言えば10万円相当であります。大金であります。これに飛びつく国民は当然であります。しかし、ここまで行っても申請が進まないため、さらに坂城町では、その上クオカード2千円分を新たに配布しています。

また、マイナンバーカードの取得率を地方交付税の算定にも加えるということで、全国の自治体を競わせています。ここまでしなければ普及が進まないマイナンバーカードに大きな問題があります。

さらに、朝日新聞によれば、岡山県備前市議会は、3月23日、子どもの給食費や保育料などの無償化の対象をマイナンバーカードを家族全員が取得した世帯に限る、そういう市の方針を盛り込んだ新年度当初予算案や関連する条例案を賛成多数で可決しています。マイナンバーカードの取得と給食費無償化を関連づけることは、本末転倒であります。マイナンバーカードの取得は、本来任意であるものです。自治体と国民にあめとむちでマイナンバーカードを普及さ

せることは、あまりにも強権的ではないでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。坂城町において、直近のマイナンバーカードの交付枚数はどのぐらいか。2021年12月から直近までの毎月の交付枚数は、町がつかんでいるトラブルはあったでしょうか。全国では、健康保険証や受取口座などのひもづけトラブルが相次いでいます。マイナンバーカードの信頼性は担保されているのでしょうか。

以上、ご答弁をお願いいたします。マイナンバーカードの問題点はの1回目の質問といたします。

**住民環境課長（山下君）** 2のマイナンバーカードの問題点はのご質問に順次お答えいたします。

少子高齢化や人口減少が進み、労働人口が減少する中でも、生産性を効率的に確保するとともに、一人一人がニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会の構築に向け、避けて通れないのがデジタル技術の活用であり、国においてもデジタル庁を創設し、デジタル化の推進を図っております。こうしたデジタル社会の基盤となるのがマイナンバー制度であり、平成27年10月以降、日本国内に住民票を持つ全住民に対し、一人一人に異なる12桁の個人番号、いわゆるマイナンバーが通知されました。

ご質問にありますマイナンバーカードは、オンラインで本人確認ができる電子証明書が標準的に搭載されているICチップが埋め込まれたカードで、本人からの申請により交付されます。

マイナンバー制度は、分野横断的な番号と情報提供ネットワークシステムを導入することにより、分散管理する情報を、中間システムを介して安全に連携することで、機関をまたいだ情報のやり取りも、セキュリティーを確保しつつ確実かつ迅速に行えるようになり、国民の利便性の向上、行政の効率化及び公平・公正な社会の実現を目指すものであります。

町では、国とともに「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現に向け、国の地方創生臨時交付金を活用して、令和5年2月末までにマイナンバーカードを取得した町民の方を対象に、2千円のプリペイドカードを進呈するマイナンバーカード普及促進事業を実施したところであります。また、令和5年2月末までに申請した方には、マイナポイントを最大2万ポイント付与される制度を周知するなど、町民の皆様のマイナンバーカードの取得促進に努めてまいりました。

ご質問の町における直近のマイナンバーカードの交付枚数といたしましては、地方公共団体情報システム機構によりますと、5月31日現在、交付枚数が1万304枚で、交付率は71.52%となっております。

次に、2021年12月から直近までの毎月の交付枚数でございますが、2021年12月が104枚、2022年1月は87枚、2月80枚、3月113枚、4月83枚、5月49枚、6月52枚、7月85枚、8月159枚、9月284枚、10月362枚、11月441枚、12月555枚、2023年1月は540枚、2月690枚、3月530枚、4月474枚、

5月は490枚であります。

次に、町関係においてつかんでいるトラブルはあるかのご質問であります。報道にあるようなコンビニ交付でのトラブルや、カードの申請・交付に関するトラブルについて、今のところ報告は受けておりません。

また、町でも支援窓口を設けて対応をしてきたマイナポイントの申込みや、それに伴う健康保険証等のひもづけに関しましては、原則としてご本人が行う手続であることから、相当数の方がご自身で行っていると考えられ、全ての状況を町が把握できるものではありませんが、今のところ町民の方からの公金受取口座の誤登録や、健康保険証情報の誤ったひもづけといったトラブル等の報告もいただいておりません。

最後に、マイナンバーカードの信頼性は担保されているかのご質問であります。マイナンバーカードにはICチップが埋め込まれ、電子証明書が搭載されておりますが、チップには所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報が入っておらず、不正な情報の読み出しに対する防御機能や、暗証番号を一定回数間違えた際のロック機能など、マイナンバーの悪用に対する厳しい罰則と併せ、高いセキュリティ対策が施されており、カード自体の信頼性は担保されているものと考えております。

連日の報道にあります公金受取口座等の誤登録や誤ったひもづけといった問題は、マイナンバーカードを活用してのサービス提供を受けるために行う情報登録の過程で発生しているもので、登録の仕組みや手続をつかさどるシステム上の問題が大きいと捉えております。

健康保険証情報や公金受取口座のひもづけにおいて、人為的なミスを起こさないように注意することはもちろんですが、誤登録の検知や照合・確認の方法の見直し、また、共有端末により登録を行う場合の1件ごとの処理完了の確認の仕組みなど、システム上で対応できることは多くあるものと考えております。

こうした問題に対し、国では、誤登録などが発生しないようシステムの改修や体制整備を図り、必要な対応と環境整備を早急に行う中で、制度の信頼性の確保に取り組む必要があるものと考えております。

あわせて、町の行う事務におきましては、マイナンバーカードに関する事務に限らず、住民の皆様の信頼に応えるべく、人為的ミスが生じないよう細心の注意を払い、引き続き正確な事務の遂行に努めてまいります。

**14番（大森君）** これまで町のいろいろな手続をされてきています。マイナンバーカードを導入しなくてもスムーズに進んでいたんじゃないでしょうか。その点については、何かトラブルはありましたか。答弁願います。

**住民環境課長（山下君）** 再質問にお答えいたします。その辺につきましては、特にございませんでした。



**14番（大森君）** わざわざ導入しなきゃいけないという、町にとっては全く問題ないことですね。国にとっては、全国民を一括してまとめて、全部いろんなデータで調査し、あるいは国民を逆に締めつける、そういう道具にもなりかねません。

実際に町としては、全国の自治体でこれまでやってきたマイナンバーを導入しなくても、これまでの交付事業は、いろんな事業で全く問題なくスムーズに進んでいたわけです。ここへ来て、マイナンバーということでいろんなトラブルが発生している。そして、職員の皆さんも、わざわざ別に登録のコーナーを設けて、自分の仕事とまた別にそれをやらなきゃいけない、こなさなきゃいけない。あまりにもこれはひどい中身ではないでしょうか。

もう1点お聞きいたします。あと2点になりますかね。もう1点は、月ごとの交付枚数が一気に増えてきたというのが、令和4年、2022年の9月からです。そして、現在に至るまでずっと一気に伸びております。当然これはもう2万円のポイント相当がつくということと、家族を合わせればそれなりの金額になる。給料が上がらない生活は大変だという中で、例えば5人家族の場合ですと10万円です。それはもう大変な大金です。こういうところに目をつけて、強引に登録させていこうという手法自体が大きな問題であります。

この裏づけとしては、これは当然2万円相当のポイント付与が始まってから、これが一気に増えたという裏づけでよろしいでしょうか。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの再質問にお答えいたします。こちらは2022年の4月から増えてきたというところがございますが、こちらが増えた要因の一つとして、マイナンバーポイントの2万ポイントの付与について、増えてきた原因の一つとして考えております。

**14番（大森君）** ありがとうございます。最後に一つお尋ねしますけれども、個人番号カード、このマイナンバーカードは自主的に返納することはできるのでしょうか。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの再々質問についてお答えいたします。

マイナンバーカードの制度の中には、返納する手続について定められており、返納の申請用紙等もございますので、自主的な返納は可能と考えております。

**14番（大森君）** 申請用紙もあるということですので、これはあれですね。ホームページで見ても載っていないですね。登録については、どこの自治体もそうですが、いろいろと調べてみましたが、登録については出ているんですが、返納できますというその様式がインターネットで見られません。これも非常に不公平といいますか、やり方があまりにもひど過ぎるんじゃないでしょうか。

登録はしたけれども、やっぱり取り消したいという方の対応も、きちっとしていくべきではないでしょうか。その点について、ホームページに掲載をぜひお願いしたいんですが、その対応についていかがでしょうか。

**住民環境課長（山下君）** ただいまのご質問に対しましてお答えいたします。

国のホームページ等を再度確認する中で、町としまして、周知方法については広報等を含め検討してまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** 今の国の関係ですけれども、国とは関係なくできるんじゃないですか。だって、法律でこういうふうに行けるといふふうになっているから用紙があるわけですから、取り消したい、返納したい方は用紙をダウンロードしてご持参くださいとやればよいと思うんですが、それは載せられないんですか。すぐ改善してほしいと思います。

**議長（滝沢君）** 質問でしょうか。

**14番（大森君）** そうです。回答してください。質問です。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの再々質問についてお答えいたします。

町としましては、広報機関、関係課と確認する中で、広報について検討してまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** ホームページの担当課と相談することでも、何でもないと思われますよね。だって、こういうものがあるんですから、紹介すればいいことだけです。このことについても提案し、抗議も含めて提案しておきます。

さて、今朝起きてびっくりです。今朝の信毎では、1面にマイナ混乱、政権不信鮮明、全国世論調査内閣支持率下落40%、来春保険証一本化反対が72%。また、活用拡大不安が71%、こういう大見出しで報じています。国民の世論調査の中で、これだけの不安を抱えているこの制度、このごり押しを絶対にさせてはならない、このように考えております。その点の抗議も含めて、中止を求めて、次の質問に入ります。

### 3. 産廃施設の火災について

#### イ. 火災の原因と山林の再生は

4月6日午前11時35分頃、上平の産廃業者の施設から出火し、山林に延焼しました。これに、坂城町消防団の全分団と千曲坂城消防本部など広域の消防の協力も得て、防災ヘリからの消火活動など、連日の消火活動により、山林部分の火災は、8日正午過ぎ鎮火しました。ほぼ丸2日燃え続けたこととなります。しかし、火元となった産業廃棄物施設の大量の廃材の消火は、14日のお昼前に鎮火となったと報じています。町消防団をはじめ関係者に感謝を申し上げたいと思います。

そこで、以下質問してまいります。

#### 1. 出火の原因は何であったのか。

二つ目に、被害状況はどうであったのか。

三つ目に、消火体制はどうであったのか。出火から鎮火までの対応は、どのようにされているのか。

四つ目に、産廃施設の許認可の役所の指導と立入調査はどうであったのか。

五つ目に、山林の再生はどうなっていくのか。

これについて、ご答弁をお願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま大森議員さんから3番目の質問としまして、産廃施設の火災について、イ、火災の原因と山林の再生はということでご質問をいただきました。

年度当初の4月6日午前11時30分に、上平小野沢地区にある産業廃棄物置場におきまして発生した火災は、その後北側の山林に延焼し、林野火災へと拡大したところであります。千曲坂城消防本部をはじめ、県消防相互応援隊や県消防防災航空隊、また町消防団による懸命な消火活動により、林野火災につきましましては、4月8日9時40分に鎮圧となり、同日12時21分に鎮火を確認いたしました。この際に、私も初めてでしたけれども、県の防災ヘリに乗りまして、自治体の首長の責任として上空から状況を把握し、鎮火宣言を行ったというところでもあります。

しかしながら、その後も産廃施設の火災につきましましては、延焼を続ける中、千曲坂城消防本部の消火活動により、4月13日午前11時42分に鎮圧となり、翌日の4月14日午前11時53分ようやく鎮火に至ったというところでもあります。

消火活動に際しましては、消防署、消防団はもとより、隣接する事業所や地元の皆様に絶大なご協力をいただき、深く感謝を申し上げるところであります。

今回の火災の出火原因につきましましては、産業廃棄物置場を管理する事業所の従業員が、北側上段に置いてある解体された浴槽内においてごみ袋を焼却し、消火を確認しないまま、その場を離れたため、強風により産業廃棄物と管理小屋へ延焼し、さらに強風にあおられたため、北側の山林へと飛び火したことで延焼が拡大したとのことでもあります。

被害の状況につきましましては、消防署の報告によりますと、産廃施設が3,466平米の焼損、山林につきましましては約15.2ヘクタール、15万2,085平米を焼損しており、施設と山林を合わせて約15.5ヘクタール、15万5,551平米とのことでありました。

出火から鎮火までの消火体制につきましましては、出火から林野火災が鎮圧に至るまでの4月6日から8日にかけての3日間で、千曲坂城消防本部から延べ130名が消火活動にあたり、消防車両延べ40台が出動いたしました。

また、県消防相互応援隊につきましましては、6日、7日の2日間、応援にお越しいただいており、長野市消防局からは延べ23名、消防車両7台、上田地域広域連合消防本部からは延べ16名、消防車両4台にご支援をいただいたところでもあります。

また、消防防災航空隊につきましましては、6日の14時9分に群馬から防災ヘリコプターはるなが到着し、19回の散水を実施するとともに、同日16時55分には長野県の防災ヘリコプターアルプスが到着し、8回の散水を行ったところでもあります。

町消防団におきましては、6日に130名、7日に120名、8日に90名の出動があり、

山林に入り消火活動をする組と消防車両へ補水する組と役割分担をして、消火活動にあたったところでもあります。加えて、地元分団の第10分団、第11分団につきましては、6日には火災状況の確認のため、夜警にもあたったところでもあります。

林野火災鎮火後の産廃施設の火災につきましては、周囲への延焼の可能性が低くなったことから、林野火災の鎮火をもって消防団は撤収し、坂城消防署にて日中は消火活動を行い、夜間には警戒を行うなどの対応を行っていただいたところでもあります。

続いて、産廃施設の許認可のための役所の指導と立入調査はどうであったかのご質問ですが、火災の火元となった場所は、解体業を営む事業所が、自社で処理した解体物を保管している場所として管理しており、この解体物は産業廃棄物となります。

解体した木くず、廃プラスチック、金属くず、繊維くず、瓦礫等の産業廃棄物の収集運搬には、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要であり、この許可監督機関は県となります。

出火元となった事業所におきましては、令和3年8月24日から令和8年8月23日までの期間、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているところでもあります。

許可監督の管轄となる長野地域振興局環境廃棄物対策課に、火災前の搬入作業の立会い状況を確認いたしましたところ、昨年度につきましては、11回の立合いが行われたとのことでもあります。

また、火災後につきましても幾度となく現地調査が行われ、長野地域振興局から事業者に対し、火災の残火物について全量撤去を適正に処理すること、撤去完了まで残火物を飛散等させないことについて、文書にて指示が出されたとお聞きしております。

続いて、山林の再生に関するご質問ですが、林野火災の被害に遭った山林につきましては、現在、焼損面積や樹種、林齢、木の年齢ですね、林齢、損害額等々調査を進めているところでもあります。調査結果が出た後には県を通して国に報告するほか、地元地域に対して説明を行ってまいります。

次のステージとなる山林の再生につきましては、今回の延焼範囲にある山林の多くが区有林を含む民有林であり、一部は保安林にも指定されている山林であります。被害の調査結果を基に、保安林につきましては、県の主導の下、山林所有者に被害の状況を説明し、そのほか民有林につきましては、山林所有者の意向を確認する中で、今後どのような山林に再生していくのかを地元地域とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** 町長の答弁をいただきました。大変本当に消防団員の皆さん、自分の仕事がある中、消火活動に大きな力を発揮されたということで、本当に感謝するところでもあります。こういう状況を二度と出さないということを、ぜひお願いしたいというふうに思います。

地元の方のお話ですと、ここの産廃施設では、経営者も替わったりもしたそうですが、今まで4回ほど出火しているというようなお話をお聞きしました。先ほど町長の答弁の中で、ビ

ニール袋ですか、これを焼却していたというこの報告がありました。そもそもこういう産廃施設で、屋外でこういう火を扱うというのは、そもそも規則違反ではないですか。そして、文書で指導したということですが、これは町とは共有されていたんですか、こういう情報については。それについてはいかがでしょうか。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの再質問にお答えいたします。出火の原因でありますビニール袋の焼却につきましては、基本、町としましては、野焼きについては禁止とさせていただいているところでございます。今回の場合については、野焼きに当たるというところはどうかという部分もありますが、焚いているものについては、ごみということでありますので、こちらについては、こちらの町の指導の対象（同日「町の指導の対象ではございません」に訂正あり）となります。

また、県の指導について、町が確認をしていたかということですが、こちらにつきましては、事後報告でございますが、県の指導については、町からの要請で確認をさせていただいたところでございます。

失礼いたしました。訂正させていただきます。ただいまの山林火災の原因につきましては、産廃施設ということでありまして、県の許可監督の範囲でありますので、町については指導の対象ではございません。失礼いたしました。

**1 4 番（大森君）** 町が指導するよというのを私は言っているわけじゃなくて、県が立入調査をして、燃えた燃えかすなどを全量撤去するよという文書で指導したというのがあるわけですね。町はそういう点については、県からそういう報告を受けているんですか。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの再々質問についてお答えいたします。町としましては、県の指導について確認をさせていただいております。報告を受けております。

**1 4 番（大森君）** その点についても、やっぱりできれば地元区あたりも、きちっとこういう状況ですという、立入調査の結果について報告していくということで住民からも信頼される施設になるんじゃないでしょうか。まずこの点をお願いしたいというふうに思います。

また、火災の鎮火後ですね、産廃業者が地元区へ何らかの対応はされたんでしょうか。もしあればご答弁願いたいと思います。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの再々質問についてお答えいたします。火災発生後5月28日に、上平区におきまして、産廃業者事業所より上平公民館に来ていただいて、地元の方を集めまして説明会等を行っていたところでございます。

**1 4 番（大森君）** それに対して、その説明会があつて、そこでの何か意見か何かは出たんですかね。町も誰か担当者は同席したんでしょうか。もし同席していらっしゃれば、どういう内容が出たのか、ご報告願えればと思います。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの再々質問についてお答えいたします。5月28日、上平区

で開催された説明会につきましては、町としまして住民環境課、商工農林課が出席しております。

内容につきましては、協議中ということでありまして、まとまってございませんので、この場ではすみません、お答えできないということでお願ひします。

**14番（大森君）** 協議中ということで、何を協議されているかわかりません。私は、区民から何か意見出たのかとお聞きしたわけですが、それは結構です。

地元として、区として何か動きはあるんでしょうか。これは何か意見、要望書とかが出ているとか、そんなことはあるんですかね。

**住民環境課長（山下君）** ただいまの再々質問についてお答えいたします。上平区から何か要望等が出ているかということに関しましては、まずこの28日の説明会について、開催する意向を上平区から産廃事業者のほうにお伝えしたということは確認しております。

この説明会の中で出た意見等につきましては、現在協議中ということですので、内容については、こちらのほうでまた把握した後に確認をさせていただきたいと思ひます。

**14番（大森君）** あと、山林の再生について、区有林だとかあるいは私有林、そしてあとは保安林にもなっているということですので、早急な調査を行い、対応を早くしていただいて、地元の皆さんの安心安全な対策としてきちっとやっていただきたいというふうに思ひます。

最後になりますけれども、今回の町会議員選挙では、立候補者に対する人権問題となる卑劣なビラが配布されました。どの範囲か、あるいはどのぐらいの枚数なのか、それについてはわかりません。

さらに、統一教会、世界平和統一家庭連合の政治組織である国際勝共連合が、統一地方選挙に合わせて日本共産党に対する謀略ビラを坂城町にも配布しました。選挙は、本来民主的で公正・公平な選挙が保障されなければなりません。しかし、町の選挙管理委員会は、何ら見解やコメントも表明しておりません。町の民主主義の危機と言わなければなりません。今からでも何らかの意思表示があつてしかるべきと考えます。以上で、私の一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時55分～再開 午前10時05分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、12番 大日向進也君の質問を許します。

**12番（大日向君）** ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

議会構成も新しくなり、私も2期目を務めさせていただきます。1期目で学んだことに加え、まだまだ取り組まなければならないことがございます。よりよいまちづくりのため、皆様のご意見を今まで以上に拝聴できるよう、議員活動を行ってまいります。それでは、質問に入ります。

す。

1. 部活動の地域移行について。

本年3月に千曲市と坂城町、両自治体の教育委員会が運営母体となり、千曲坂城クラブが発足し、4月にはクラブ活動が開始されました。活動内容及び運営などについてお聞きしてまいりたいと思います。

イ. 千曲坂城クラブについて。

部活動の地域移行とは、具体的にどのようなことを指すのでしょうか。

次に、千曲坂城クラブスタートまでの経緯をお答えください。また、対象となる学校、部活動はいくつあるのでしょうか。5月末時点で登録されている生徒は何名でしょうか。また、そのうち坂城町の生徒は何名いますか。

指導者についてお聞きします。指導者は全体で何名登録があり、各クラブごとの登録人数は何名となっていますか。また、指導者の確保はどのようになされたのでしょうか。クラブの活動を行うにあたり、指導者として教員の登録はありましたか。あった場合は、何名の方が登録されましたか。

次に、運営についてお聞きします。今年度の運営費用はどのくらいでしょうか。そのうち坂城町が負担する金額は。指導者の報酬について、報酬額の算定はどのようになされたのか。また、1人当たりの活動時間は決められているのでしょうか。登録された生徒について。家庭における生徒1人当たりの年間負担額は。

最後に、各クラブの活動場所について、どのように取り決められているのですか。固定で行われているのか持ち回りなのか。

以上、質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま大日向議員さんから、1としまして、部活動の地域移行についてご質問いただきました。種々ご質問いただきまして、私からは、これまでの全般的な背景と、千曲坂城クラブスタートまでの経緯についてお答え申し上げまして、その他の詳細につきましては、担当課長から答弁をいたします。

中学校の部活動につきましては、これまでスポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の先生方の指導の下、学校教育の一環として行われ、先生方の献身的な支えにより地域のスポーツ・文化芸術振興を担ってまいりました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢、異なる年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と先生方との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有しておりました。

しかしながら、少子化が進む中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくな

り、学校での働き方改革とともに、先生方が自らの専門性や意思に関わらず顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、困難な状況となっているところであります。

こうした中、令和2年9月に文部科学省より、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてが示され、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとされたところであります。

町といたしましても、少子化や生徒のニーズの多様化への対応と、教員の負担軽減を図るため、令和5年度から休日の部活動を、学校活動から地域活動へ段階的に移行していくことで新たなスポーツ・文化芸術の環境の構築を目指し、本年3月に千曲市と共同して、新たな地域の活動の場となる千曲坂城クラブを立ち上げ、4月から各専門部の活動を開始したところであります。

それぞれの中学校において、県の指針等に基づき休日に行われていた運動部や芸術活動の部活動について、令和7年度までには、千曲坂城クラブの活動とすることを目指しておりますが、現在のところは、各専門部の状況に応じて、週末の土日を中心に最低月1回の活動から始めているところであります。

今まで学校が担ってきた部活動を地域に移行していくことは、歴史的転換とも言える大改革であり、今後様々な課題に直面することも予想されているところであります。今年度から段階的に地域移行を進めてまいります。一つ一つの課題を解決しながら、よりよいクラブ、持続可能なクラブにしていきたいと考えているところであります。

また、千曲坂城クラブの発足に伴い、同クラブのロゴマークを中学生に募集したところ、91点もの応募があり、それぞれが坂城町、千曲市をイメージできる作品だったとお聞きしております。その中から、坂城中学校3年生の山崎暖斗さんがデザインしたロゴマークが、千曲坂城クラブのロゴマークに採用されました。このロゴマークは、上部に千曲坂城クラブの頭文字をローマ字で表し、その周りに両市町の小中学校の数を星型で表しており、中央には千曲川と、坂城町と千曲市を一つにした地図がデザインされ、町と市の一体感が表されております。

今後ユニホームなどにこのロゴマークを入れていただき、より一層の連帯感を持ち、学業以外にも有意義な時間を過ごすことで、多感な少年期が充実することを期待するとともに、その活動を支援してまいりたいと考えておるところであります。

**教育文化課長（長崎さん）** 部活動の地域移行につきまして、順次お答えいたします。

初めに、千曲坂城クラブの対象となる学校につきましては、坂城中学校のほか、千曲市内にある屋代中学校、埴生中学校、更埴西中学校、戸倉上山田中学校、屋代高校附属中学校の六つの中学校でございます。

また、対象となる専門部の数及びその状況でございますが、専門部については、それぞれの中学校で休日に部活動が行われている、バレーボール、サッカーなどの運動系が12専門部、



吹奏楽などの文化系が3専門部、合わせて15専門部が千曲坂城クラブの専門部として活動しており、週末の土日を中心に月1回の活動から始めております。

5月末現在の各専門部の登録人数につきましては、千曲坂城クラブ全体では875名の中学生が登録しております。そのうち坂城中学校は、部活動に加入している生徒のうち137人が千曲坂城クラブに登録しており、登録の割合といたしますと6割ほどとなっております。

各専門部の指導者につきましては、各種スポーツ団体や体育協会、文化芸術団体等から推薦していただいた方や教職員など、5月末現在、全体で171人の方に指導者の登録をさせていただいております。

また、専門部ごとの指導者数につきましては、バレーボール16名、バスケットボール14名、ソフトテニス7名、剣道12名、卓球10名、ハンドボール15名、サッカー23名、野球26名、水泳10名、柔道5名、バドミントン3名、陸上3名、吹奏楽20名、合唱3名、美術4名という内訳でございます。

指導者の確保については、各競技団体や文化活動を行っている団体の皆様に指導者をご推薦いただき、千曲坂城クラブに登録させていただいております。

また、教職員の指導者登録の状況ですが、教職員自らが休日の指導を希望し、兼職・兼業届の許可を得た方に指導者登録をさせていただいておりますが、現在55名の教職員が千曲坂城クラブの指導者として登録いただいております。

次に、千曲坂城クラブの運営費用についてでございますが、今年度は総額で1,797万円が予算化されており、千曲坂城クラブを統括するコーディネーターなどの人件費や、指導者への謝金、指導者に対するスポーツ保険掛金などに係る経費などがございます。この運営費1,797万円に対する坂城町の負担額は、均等割及び人口割、生徒数割でございますけれども、合わせて306万7千円となっております。

次に、指導者への報酬につきましては、教職員の土日の部活動手当がおおむね3時間を基準とし、1日2,700円となっていることから、指導者1人につき、指導時間が1時間では900円、2時間では1,800円、3時間では2,700円を支給することとしております。

また、千曲坂城クラブの活動時間につきましては、県中学生期のスポーツ活動指針などに示されている規定を遵守し、休日の部活動と同様、1日の活動時間を3時間程度としております。

続いて、生徒1人当たりの年間負担額のご質問につきましては、年会費といたしましては1人当たり3千円をご負担いただき、そのうち800円は生徒に係るスポーツ保険の掛金でございます。このほか、それぞれの専門部の活動状況に応じて、大会参加費等の自己負担が必要となります。

次に、活動場所についてのご質問ですが、活動場所につきましては、専門部ごと各中学校や町内、市内にある公共施設などを使用して活動する予定となっております。それぞれの専門部

ごと活動する会場を、おおむね3会場程度に固定して実施する団体が多い状況で、町内の施設では、坂城中学校や武道館、びんぐしの里テニスコートなどを使用する計画となっております。

**12番（大日向君）** ただいま町長、担当課長よりお答えいただきました。国が進める公立中学校における休日部活動の地域移行に対するため、発足されたことがわかりました。指導者もそれぞれのクラブ活動に対し確保がなされており、移行後のクラブ活動が円滑に行われることを期待しております。

ここで、ちょっと何点か再質問があるんですけども、お答えでは、指導者に教員も登録されているとのことでしたが、国は働き方改革の観点から、教員の負担を減らす目的として行われていることと思われるんですが、この点どのようにお考えなのでしょうか。

それと、各中学校において人数不足で中体連等の大会に参加ができない場合があると思われませんが、その対応は。

指導者に関してなんですけれども、指導者への講習等はどのようになっているのでしょうか。定期的に行われているものなのか。

現在、月1回2時間程度の活動とお答えがありました。今後活動時間を増やしていく予定はあるのでしょうか。

最後ですが、団体競技等では、共有する器具等が多く必要となります。それらの用意、更新についてはどのようになされるのか。以上、再質問いたします。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。教職員の指導者登録につきましては、先ほども申し上げましたとおり、教員の働き方改革を踏まえ、自らが休日の指導を希望した方に、地域住民という立場で千曲坂城クラブの指導者として活動をしていただいております。

教員の負担を減らすことが中学校の部活動の地域移行の目的の一つでありますけれども、生徒にとっては、ふだんから指導している教員が地域移行後のクラブの指導者として引き続き休日の指導に関わることは、指導内容も継続性が保たれ、安心した環境で活動が行えると考えております。

次に、中学校体育連盟、いわゆる中体連などの大会への参加につきましては、本年度から地域スポーツ団体が中体連の大会に参加することが可能となりましたが、千曲坂城クラブはこの4月から休日の活動を始めたところで、活動期間も短いため、今のところは昨年までと同様に中学校単位あるいは生徒数が足りず中学校単位での出場が難しい場合は、複数学校の合同チームとして参加する予定でございます。

次に、指導者講習についてのご質問ですが、千曲坂城クラブでは、スポーツ・文化芸術を問わず求められる指導者としての力量の向上を目指し、心身ともに成長期である中学生に対する指導や接し方の知識などについて、現在9回にわたり研修会の実施を計画されており、より多くの指導者の方に講習を受講していただくため、オンラインでの研修を予定されております。

続いて、練習回数や時間を今後増やしていくのかとのご質問ですが、専門部によって状況が異なりますので、一律とはいきませんが、県の指針に基づく活動時間を上限として、その範囲において専門部ごと活動時間を定めることができるとされておりますので、可能な専門部については、定められた範囲の中で徐々に活動回数を増やしていくなど、柔軟な対応をしていきたいとお聞きしております。

最後に、団体競技等で使用する器具等の用意、更新についてのご質問ですが、施設として備えております用具等につきましては、施設管理者により整備されておりますので、千曲坂城クラブの活動に必要な器具等につきましては、施設の器具等を利用することとなり、更新につきましても施設管理者により行われることとなります。

**1 2 番（大日向君）** 担当課長より再質問のお答えがありました。千曲坂城クラブが今後どのように活動を行っていくか、わかりました。本来ならば、生徒の声や保護者等の声もお聞きしたいとは思いましたが、スタートしたばかりですので、これから活動を行っていく中で、ぜひそういう実際に関わる人たちの声を聞き、よい活動ができるよう心がけてほしいと思います。

先日、北信地域の市町村でも部活動を地域移行すると報道にありました。今後導入をしていく地域が増えると思います。様々な機関と情報共有等を行い、生徒がクラブ活動に熱中できる環境づくりをしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

## 2. 新型コロナ5類移行に伴う対応について

本年5月8日に、新型コロナがインフルエンザと同等の5類に引き下げられたことにより、社会活動も活発になり始め、人流にも大きな変化が起きております。5類への引下げ後の変更点、また、現在高齢者等に行われているワクチン接種についてお聞きいたします。

### イ. 新型コロナ5類移行に伴う対応と感染状況について

5類への引下げ移行後の変更についてお尋ねします。発生動向、感染者対応、入院・医療体制、感染対策等はどのようになりましたか。

次に、ワクチン接種について。現在、費用は国が負担しております。インフルエンザと同等の5類に引き下げられたことにより個人負担になりますが、町として接種希望者への補助等は考えているのでしょうか。

長野圏域の感染状況について、令和5年5月8日以降でお答えください。

次に、ロ. ワクチン接種について。

現在、町で行われているワクチンの集団接種についてお聞きします。接種対象を65歳以上、12歳以上65歳未満の基礎疾患を有する方、医療機関、高齢者福祉施設等に従事されている方となっております。対象となる人数は何名でしょうか。また、それぞれの区分における接種を希望した人数の割合はどのようになっているのでしょうか。

次に、今回の接種の期間はどのようになりますか。また、使用するワクチンについて、従来と変更はありましたか。現在に至るまで副反応の報告はありましたか。

最後に、今後の接種について。秋以降の追加接種の予定は決まっているのでしょうか。

以上、質問いたします。

**保健センター所長（竹内さん）** 2. 新型コロナ5類移行に伴う対応についてのご質問に順次お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に中国武漢で発生して以来世界中に感染が拡大し、日本においては令和2年1月15日に国内で初めての感染が確認されて以来、3年以上が経過した今日も感染の終息には至っていない状況です。

新型コロナウイルス感染症は、これまで感染症法において新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当とされておりましたが、本年1月27日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針についてにより、オミクロン株と大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5月8日から5類感染症となったところです。

感染症法では、感染症について、感染力や感染した場合の重篤性などを総合的に勘案し、1類から5類等に分類され、感染拡大を防止するために行政が講ずることができる対策が定められておりますが、新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当は、インフルエンザまたはコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することになったもの、また、2類感染症は感染力及び罹患した場合の重篤性から見た危険性が高い感染症とされ、5類感染症は、国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民や医療関係者に提供・公開していくことにより、発生・蔓延を防止すべき感染症とされ、季節性インフルエンザと同じ分類であります。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったことによる変更点ではありますが、県が公表している陽性者数につきまして、これまで医療機関からの報告により把握した情報を毎日公表し、圏域ごとの感染警戒レベルにより感染状況を表示していたものから、特定の医療機関からの届出数に基づき週1回の公表に変更され、圏域ごとの感染警戒レベルが廃止されました。

また、新型コロナウイルスに感染された場合は、これまで発症日から7日間の療養が求められておりましたが、5類への移行後は、発症後5日間を経過し、かつ、解熱し、喉の痛みなどの症状軽快から24時間を経過するまでは外出を控えることが推奨されるものの、季節性インフルエンザと同様に個人の判断に委ねられ、濃厚接触者の特定は行わず、同居の方などの外出自粛も求めないこととされました。

受診・入院につきましては、通常の医療体制への移行が必要となることから、県において、

これまで診療・検査医療機関や入院受入医療機関となっていない医療機関も含め、外来診療、入院診療への対応を依頼するなど、幅広い医療機関で対応する体制への移行が進められているところであります。

また、治療に係る医療費につきましては、他の疾患と同様に自己負担が生じますが、9月末までは一部の費用について引き続き公費での負担とする予定とされております。

なお、感染対策につきましては、換気・手指消毒・マスクの着用が新型コロナウイルス感染症対策に引き続き有効であるとされておりますが、マスクの着用については個人の判断とされたところであります。

次に、新型コロナワクチン接種の接種費用の補助についてであります。5類感染症への移行後も、今年度におきましては、全額公費負担とされております。来年度以降につきましては、個人負担となるのかなどについて、まだ国から示されておられませんので、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、長野圏域の5月8日以降の感染状況につきましては、いずれも特定の医療機関当たりの届出数で申し上げますが、5月8日から14日が1人、5月15日から21日が4.17人、5月22日から28日が2.17人、5月29日から6月4日が4.17人、6月5日から11日が4人という状況であります。

続きまして、ロ. ワクチン接種についてお答えいたします。現在、文化センターにおいて集団接種により実施しております春開始接種につきましては、初回接種を完了している65歳以上の高齢者及び12歳から64歳の方で基礎疾患を有する方または医療従事者、高齢者施設の従事者等が対象とされております。町では、これまでと同様に、文化センター大会議室を会場とした集団接種を実施することとし、事前の意向調査により、町の集団接種を希望され、ワクチンはお任せでよいと回答された高齢者の方につきましては、日時を指定の上、ご案内をいたしました。

また、64歳以下の方につきましては、基礎疾患や医療従事者等に該当され、接種を希望すると回答された方に、接種券等予約に必要な書類をお送りし、ご自身で予約をお取りいただくこととさせていただきました。

ご質問の、事前の意向調査の対象人数と回答の状況であります。65歳以上の高齢者が対象者5,002人で、77%の方から回答がありました。回答の内訳といたしましては、町の集団接種を希望し、ワクチンはお任せでよいが74%、ワクチンを確認の上、自分で予約をするが9.6%、入所・入院中の施設・病院や職場などで受けるが3.7%、接種を希望しないが12.7%でありました。また、64歳以下の方につきましては、対象者が6,931人で、基礎疾患、医療従事者等に該当し、接種を希望すると回答された方は10.2%でありました。

続きまして、町の集団接種の期間でございますが、5月25日から30日と、6月10日か

ら15日で実施し、ワクチンにつきましては、国から春開始接種用として供給された武田社製2価ワクチン及び町で保有していたファイザー社製2価ワクチンを使用いたしました。また、新たな副反応の報告は受けていないという状況であります。

続きまして、今後の接種についてであります。国からは、9月から12月を期間とする秋開始接種を実施することが決定されております。対象者は、春開始接種の際に接種を受けた方も含め、5歳以上の方全員が対象とされておりますが、使用するワクチンなど詳細はまだ示されておられませんので、今後の国の方針を踏まえ、接種の実施に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

**12番（大日向君）** ただいま保健センター所長よりお答えいただきました。追加のワクチン接種については、大きな問題もなく行われており、接種希望者は多少減少したようですが、今後行われる接種においては、状況を各自判断いただき対応していただきたいと思っております。

新型コロナが5類に移行され、社会活動が徐々に活性化されていると感じとれます。町も5月末にばら祭り、坂城駅前葡萄酒祭と、4年前とほぼ同等のイベントが開催されました。しかしながら、町民の皆様からのお話をお聞きしますと、5類に引き下げられはしたが、子どもを持つ家庭、高齢者世帯からは、依然感染がそれなりに出ているが、本当にコロナ以前の社会生活へ戻して問題ないのか、不安の声が聞かれます。

国や県から発信される情報に対し、町として適切な内容を発信ツールを利用し伝達を行うことで、少しでも皆様の不安を取り除いていただきたい。私たち議員も、町が精査した適切な情報を町民の皆様幅広くお伝えすることを行ってまいりたいと思っております。

今回2点についてお聞きしました。新型コロナが5類に移行され、町としても今後様々な行事等が開催されていくと思われれます。さきにも述べましたが、適切な情報を適宜発信していただくことで、より多くの町民の皆様がそのような場に参加できるようお願いをし、私の一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時38分～再開 午前10時48分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、8番 星 哲夫君の質問を許します。

**8番（星君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

私ごとですが、4月の17日に立候補を決めました。締切りの1日前でした。私が立候補したのは、多数の人から無投票ではいけないとの声を耳にしたからです。選挙にすることで町の活性化につながると思ったからです。

今回、町民の皆様が選挙にしてくれとの思いが票につながったと思っております。当選させていた

だいたからには、町のために精いっぱい働く所存であります。もっと町民の皆様は選挙に関心を持っていただき、町政にも興味を持っていただきたい、そんな思いから一般質問に入らせていただきます。

1. 選挙について

今年4月23日に、町長及び町議会議員の選挙が行われたところでございます。前回から18歳、19歳の方々も投票ができるようになりました。そして、前回の投票率は63%、今年の投票率は57%でした。それに伴い、今回の選挙について、6点お尋ねしたいと思います。

1点目として、今回の町長、町議選における18、19歳の有権者の数、投票者の数、投票率と前回の選挙と比較した場合の各年代との推移との違いは。

2点目として、学校での選挙について、どのような取組をしていますか。

3点目として、町における主権者教育の取組は。

4点目として、投票所における高齢者や体が不自由な方々への配慮は。

5点目として、期日前投票の投票率は。

6点目として、選挙に対する関心を高めるための取組は。

以上、6点お尋ねいたします。

**総務課長（関君）** 私からは、1. 選挙についてのご質問のうち、学校での選挙についての取組以外について、順次お答えいたします。

初めに、町長・町議会議員選挙における18歳、19歳の有権者の数と投票者数及び投票率、そして、前回選挙と比較した場合の各年代ごとの推移との違いはとのご質問であります。今年4月23日に行われました町長・町議会議員選挙における18歳の有権者数は135名で、投票者数は41名、投票率は30.37%、また19歳の有権者数は108名で、投票者数につきましては24名、投票率は22.22%でありました。

前回の平成31年に行われました選挙との投票率を比較いたしますと、18歳の方の投票率につきましては、前回の17.05%に対しましてプラス13.32ポイント、19歳の方の投票率は、前回の20.49%に対しましてプラス1.73ポイントとなっております。両年齢とも前回は上回る投票率でありました。

有権者全体では、今回の投票における投票率が57.34%であり、前回と比較しまして6.54ポイントの減少となっております。年代別に見ましても、20代以上の全ての年代の投票率が低下してしまった一方で、10代の投票率が増加、プラス8.02ポイントになりますが、増加したところでございます。

次に、町における主権者教育の取組はとのご質問であります。平成28年度から、議会のご理解とご協力をいただく中で、この議場において、国や地方公共団体の役割、選挙と議会などを学んだ坂城中学校3年生が質問者として、実際の町議会と同じ形式で行う模擬議会を開催

し、地方議会と行政について学ぶ機会も設けているところでございます。

一昨年までのコロナ禍では、やむなく中止せざるを得ない状況ではありましたが、昨年度は3年ぶりに開催することができました。中学校生活の3年間で学んだことの集大成としまして、生徒の皆さんが貴重な体験を通じた学習の場として、引き続き開催していければと考えているところでございます。

また、坂城高校における主権者教育につきましても、ここ数年コロナ禍で実施ができておりませんが、出前授業といった形の中で、議会事務局と選挙管理委員会事務局の職員が高校に向き、説明する機会を設けてきたところであります。その中では、18歳から実際に選挙権を有し、有権者の1人として自らも選挙権を有する立場となる高校3年生に対し、議会の仕組みや選挙の重要性などについて説明してきたところであります。これを機会に投票行動への自覚を促すとともに、可能な年には町議会の傍聴も実施し、主権者の立場で実際の議会を体験いただいたところであります。

また、インターンシップにより役場で職場体験した生徒さんには、期日前投票会場において実際に投票に来た方に投票用紙を渡してもらうなど、選挙事務を通じて投票に関心を持つ機会としているところでもあります。

コロナ禍の行動制限も緩和されまして、徐々にこれまでの活動も再開することが可能になってきておりますので、状況を見ながら再び出前授業についても検討するなど、こうした活動を通じ、特に若年層の有権者の皆さんに、より一層選挙に関心を持っていただければと考えているところであります。

次に、投票所における高齢者や体が不自由な方々への配慮はとのご質問であります。当町における投票所は、各地区に計15か所を設け、お住まいの家から町民の皆様がお気軽に投票していただけるよう、より身近な各集会所や公共施設を投票所として開設しているところであります。また、投票所においては、入り口に段差があり、高齢者や足の不自由な方が入りにくいといったご指摘をいただく中で、選挙のたびに臨時的なスロープを設置して、投票していただきやすい投票所となるように対応しているところでもあります。

また、期日前投票所に関しましても、当町では役場庁舎の1階に開設しまして、駐車場からの段差もなく、下足のまま投票できる形としておりまして、足の不自由な方等も含め、どなたでも気兼ねなくお越しいただいているところであります。

投票にお越しいただく手段としまして、町内を走る循環バスをご利用いただけるほか、令和4年からは、デマンドタクシーをご利用いただくことも可能となっているところであります。デマンドタクシーの運用の条件としましては、土曜日・日曜日を除く平日のみの運行を前提としているところではありますが、期日前投票期間中の平日に関しましてはご利用いただけますので、多くの皆様にお使いいただければと考えているところであります。



続きまして、期日前投票の投票率のご質問であります。今回の町長・町議会議員選挙に關しましては、4月19日から22日までの4日間の期間中で、投票者数が2,673名、投票率は22.66%でありました。前回の町の選挙の投票率に比べますと、1.25ポイント増加しているところであります。

国や県の選挙も含めて、期日前投票制度も、多くの皆様に認知されてきているところであります。投票しやすい期日前投票所を開設することで、期日前投票を済まされる人数も年々上がってきているところであります。

続いて、選挙に対する関心を高めるための取組はとのご質問であります。これまでも、より多くの町民の皆さんが投票していただけるよう、幅広い世代に向けて様々な啓発活動を行っているところであります。新たに18歳を迎えた方に対しましては、マスクやクリアファイルなどの啓発用品とともに、漫画なども用いまして、若者でもご覧いただきやすくした選挙や政治に関するパンフレットをお送りしまして、関心を高めていただけるよう啓発を行っているところであります。

また、各選挙期間中におきましては、町広報・ホームページや防災行政無線による啓発はもとより、選挙管理委員やその補充員の皆様とともに、町内3地区で店舗等の入り口に立ち、立ち寄られた方にお声がけをしまして、投票を促す街頭啓発活動も行っているところであります。

今後におきましても、様々な機会を捉える中で、選挙に対する関心を高めるために啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

**教育文化課長（長崎さん）** 私からは、学校での選挙の取組についてのご質問にお答えいたします。

小中学校では、教科学習や学校活動を通じ、民主主義や政治、選挙の仕組みについて学ぶ機会を設け、主権者としての意識の向上に取り組んでおります。

主な取組といたしましては、まず小学校では、6年生の社会の授業において、選挙は国民の代表者を選出する大切な仕組みであることを学習するほか、修学旅行では国会議事堂の見学を行うとともに、事前学習において国会や民主主義の仕組みについて学習を行っております。また、コロナ禍の前には、3年生が役場議場の見学に訪れ、議会の役割についての学習を行っておいりましたので、このような取組も学校側と調整し、再開してまいりたいと考えております。

中学校におきましては、公民分野の授業において、良識ある主権者として、主体的に政治に参加する自覚を養うことを主眼に置き、選挙に参加することの重要性の理解を深める学習を進めております。また、先ほど総務課長からも申し上げましたが、中学3年生がこの議場において、実際の町議会と同じ形式で行う模擬議会を実施し、議会と行政の関わりについて学習しているところでございます。

このほか、小学校児童会や中学校生徒会の役員選挙においては、児童生徒による選挙管理委

員会を組織し、選挙の基本原則に沿った選挙の体験を通じ、選挙と民主主義の仕組みを学んでおります。

また、小中学校では、県の選挙管理委員会が主催する選挙推進ポスターコンクールへの応募を毎年行っており、ポスター制作を通じた選挙啓発に取り組んでおります。

いずれの取組につきましても、児童生徒が民主主義の基本的なルールや運営の仕方を身につけ、主権者としての資質を培う上で大切な学びでありますので、引き続きこれらの取組を中心に主権者教育を実施してまいりたいと考えております。

**8番（星君）** このような取組は、投票率につながってほしいと思います。これから町民の皆様と一丸となって坂城町をよくしていきたいと思っております。そのためにも、町民の窓口である議員を決めるための選挙に関心を持っていただきたいと思っております。

次に、町道A06線の整備についてお尋ねいたします。

現在、県道から月見区通り、大望橋に向かって、町道A06の工事を進めていますが、町道A06は中学生の通学道路でもあり、通勤道路でもあります。多くの方々が利用されている道路でもあります。このような状況から道路拡張工事が行われており、安全を図るためにも道路側面にカラーコーン等を設置してあり、これによりさらに道路が狭くなっております。車は交互交通をしなければならず、非常に危険な状態であります。

そして、道路両側は砂利を敷き詰められており、せめてこの箇所の簡易舗装を行い、道路幅を広げて歩行者の交通の安全を確保することはできないでしょうかという町民の声が上がっています。

そこで、4点お尋ねいたします。

1点目として、A06号線の工事区間は。

2点目として、これまでの工事の実施状況は。

3点目として、工事の完成はいつですか。

4点目として、歩行者の安全確保のため、未舗装部分を簡易舗装する考えは。

以上、4点についてお尋ねいたします。

**町長（山村君）** ただいま星議員さんから、2番目の質問としまして、町道A06号線の整備について、イ. 工事の進捗状況と今後の計画はについてご質問いただきました。順次お答え申し上げます。

まず、町道は町の区域内にあり、町議会で路線が認定された道路法上の道路で、管理は町で行っております。また、町道には種別があり、幹線町道として、その主要度、交通量、交通の性格等から、基幹的道路網を形成するのに必要な1級町道と、これを補完する2級町道、さらに細かなそのほかの町道の3種類に区分しております。

当町では、1級町道をA01号線からA09号線まで、9路線を認定しており、また、2級

町道にはBの何号線として40路線を認定しているところであります。

ご質問の町道A06号線は、中之条の国道18号線を起点として、大望橋、月見区内を經由し、網掛の主要地方道長野上田線を終点とする、延長が1,844メートルの主要集落を結ぶ、6番目に認定された幹線1級町道であります。

町道A06号線道路改良事業につきましては、中学生の通学路となっておりますが、歩道が未整備で幅員が狭く、車同士の擦れ違いが困難な箇所もあることから、地元からの要望を受け、平成29年度から国の交付金事業を活用し、道路改良事業に取り組んでいるところであります。

まず、現在整備を進めております町道A06号線の工事概要であります。工事区間といたしましては、主要地方道長野上田線との交差点から大望橋方面へ、将来国道バイパスに接続する交差点の間の延長約310メートルとなっており、車道北側に歩道を設けた全幅6.5メートルで整備を進めているところであります。

また、現在までの町道A06号線道路改良事業の実施状況につきましては、道路改良工事に伴う既設道路両側の拡幅部の用地買収につきましては、地権者の皆様のご協力をいただく中、全線全て契約済みとなっております。また、工事につきましては、主要地方道長野上田線交差点を起点として、大望橋方面へ向けて工事を順次進めており、現在は県道交差点から約150メートル付近までについて完成しているところであります。

なお、道路隣接地が農地、田ですね。田んぼであることから、水稻の作付をしている時期には工事に着手することができないということから、農閑期となるおおむね11月から3月までの期間に、毎年道路改良工事を実施している状況であります。

次に、町道A06号線道路改良工事の完成はいつかのご質問であります。先ほども申し上げましたとおり、国の交付金事業を活用しての道路改良事業であるため、国の交付金の配当状況が事業の進捗に影響してまいります。また、大望橋側の終点部につきましては、国道18号バイパスと平面交差となることから、国道18号バイパスの工事の進捗状況にも左右されるところであります。現状におきましては、おおむね令和7年度の完成を目途としているところであります。

続きまして、歩行者の安全確保のため未舗装部分を簡易舗装する考えはとのご質問ですが、簡易舗装などの仮設工事に伴い仮設費用が増大となり、工事施工延長が伸びず完成年度が遅延してしまうおそれがあることや、国の交付金事業として、簡易舗装などの仮設工事を交付金の対象とすることは難しいものと考えているところであります。

また、簡易舗装では歩道と車道の分離がなく、道路の安全管理上の課題もありますので、未整備区間を一年でも早く完成させ、安心安全な道路になることが望ましいと考えており、今後につきましても、さらなる工事進捗が図られるよう、国・県に対して要望するとともに、町といたしましても整備を促進してまいりたいと考えております。

**8番（星君）** ご答弁いただきまして、ありがとうございました。ただいま早期に完成を目指すという言葉いただきました。できる限り早めに完成させていただき、通行する町民の安全の確保をお願いいたします。

また、選挙については、総務課長、教育文化課長、答弁ありがとうございました。また、A06号線については、山村町長、答弁ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** 以上で、通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから明日20日までの2日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、ただいまから明日20日までの2日間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月21日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時12分）



## 6月21日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 13名
- |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 滝沢幸映君  | 9番議員 | 玉川清史君  |
| 3 "  | 塚田舞君   | 10 " | 山城峻一君  |
| 4 "  | 松本みゆき君 | 11 " | 祢津明子君  |
| 5 "  | 水出康成君  | 12 " | 大日向進也君 |
| 6 "  | 宮入健誠君  | 13 " | 朝倉国勝君  |
| 7 "  | 中村忠靖君  | 14 " | 大森茂彦君  |
| 8 "  | 星哲夫君   |      |        |
2. 欠席議員 2番議員 中嶋登君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |          |        |
|----------|--------|
| 町長       | 山村弘君   |
| 副町長      | 臼井洋一君  |
| 教育長      | 清水守君   |
| 総務課長     | 関貞巳君   |
| 企画政策課長   | 伊達博巳君  |
| 会計管理者    | 大橋勉君   |
| 住民環境課長   | 山下昌律君  |
| 福祉健康課長   | 鳴海聡子君  |
| 商工農林課長   | 竹内祐一君  |
| 建設課長     | 堀内弘達君  |
| 教育文化課長   | 長崎麻子君  |
| 収納対策推進幹  | 細田美香君  |
| まち創生推進室長 | 小河原秀昭君 |
| 総務課長補佐   | 瀬下幸二君  |
| 総務係長     | 宮嶋和博君  |
| 総務課長補佐   | 宮下佑耶君  |
| 財政係長     | 竹内優子君  |
| 企画政策課長補佐 | 橋本直紀君  |
| 企画調整係長   |        |
| 保健センター所長 |        |
| 子ども支援室長  |        |
4. 職務のため出席した者
- |        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 北村一朗君  |
| 議会書記   | 柳澤ひろみ君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

- 第 1 議案第 3 1 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第 3 2 号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 3 3 号 坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 3 4 号 令和 5 年度坂城町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 5 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、2 番 中嶋 登君から欠席の届出がなされており、これを許可してあります。

会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**議長（滝沢君）** 日程第 1 「議案第 3 1 号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る 6 月 7 日の会議において、提案理由の説明を終えております。

---

◎日程第 1 「議案第 3 1 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第 2 「議案第 3 2 号 坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第 3 「議案第 3 3 号 坂城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第4「議案第34号 令和5年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

**議長（滝沢君）** これより質疑に入ります。

**12番（大日向君）** 5点お伺いいたします。歳出、ページ9ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目10電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業、この事業の内容について。それと4,500万円とありますが、これは何世帯を見込んでいるのでしょうか。それと、議決後の給付までの流れはどのようになるか。対象者への通知や給付の時期などについて。

それと、ページ10ページから11ページ、歳出、款3民生費、項2児童福祉費、目の4と6、7、各保育園衛生用品回収ボックス賃借料、これは各園により賃借料に違いがあることはどういうことか。それと、ボックスの大きさというものはどのぐらいなものなのでしょうか。また、各園どこに設置を行うのか。それと回収までの流れと、いつから回収が始まるのでしょうか。

それと、歳出13ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、有害鳥獣対策事業、これの場所とどのような事業になるのでしょうか。

それと、15ページ、款7商工費、項1商工費、目4商工企画費、さかきテクノセンター試験機器整備補助金の事業の内容。

それと、ページ17ページ、款8土木費、項4住宅費、国庫支出金の公営住宅等ストック総合改善事業、この内容と611万6千円の算出について。それと住宅等修繕工事1,093万4千円、これの場所と工事の内容についてお聞きします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** ページ9ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目10電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業についてのご質問にお答えいたします。

この事業は、電力・ガス・食料品等の価格高騰により、特に家計への影響が大きい住民税非課税の低所得世帯に対して、負担を軽減するため給付金を給付する事業であります。ご質問の給付世帯の見込み件数でございますが、1,500世帯を見込んでおります。

また、給付までの事務の流れであります。議決をいただきました後、7月上旬に対象世帯の確定を行いまして、お知らせ通知の発送後、7月20日頃支給の決定を行い、1回目の振込を7月末に予定しております。

**子ども支援室長（橋本君）** ページ10から11ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目4、6、7各保育園一般経費、衛生用品回収ボックス賃借料についてお答えいたします。

こちらの衛生用品回収ボックスにつきましては、使用済みのおむつの処分を各保育園で行うことにより必要になるものでございます。大きさにつきましては、縦約40センチ、横約40センチ、高さ約90センチのものでございます。



各園で賃借料に違いがありますのは、各園で園児数が異なり、処分を見込んでいるおむつの枚数に違いがあることにより、設置する回収ボックスの台数が各園で異なるためでございます。

回収ボックスの設置場所につきましては、各園の未満児用トイレに設置予定であります。

回収の流れについてでございますけれども、各園の収集所に集めました使用済みのおむつを、平日の毎朝、収集業者により、平日毎日回収していただく予定になってございます。なお、回収につきましては、7月のできるだけ早い時期から始めたいと考えております。

**商工農林課長（竹内君）** 私からは、まず、13ページの有害鳥獣対策事業の侵入防止柵等資材費に係るご質問にお答えをいたします。

この事業は、地域住民が主体となって有害獣対策として侵入防止柵を設置する場合に、国の補助金を財源として町が設置に伴う資材を提供するもので、平成25年度、村上地区から順次計画的に進めているものでございます。

今年度設置を計画している場所は入横尾地区で、延長920メートルのほか、網掛地区において県による急傾斜地の土留め工事が完了したことに伴い、六ヶ郷用水沿いで延長370メートルの設置を予定しております。

次に、15ページ、さかきテクノセンター試験機器整備補助金のご質問にお答えをいたします。

本補助金は、さかきテクノセンターの検査・測定事業において、材料分析や元素分析などで使用されている蛍光エックス線分析装置の更新に伴う補助であります。現在の蛍光エックス線分析装置は、平成13年に導入して以来22年の経過とともに老朽化しており、故障した場合に対応できる部品もないことから更新が求められていたものであります。新たに予定する分析装置は、測定範囲、精度、分析速度など高性能であり、あらゆる分野や用途で活用されている装置でありますので、町内企業のニーズに対応し、技術力向上にも貢献できるものと考えているところでございます。

**建設課長（堀内君）** 予算書17ページ、款8土木費、項4住宅費、目1住宅管理費中、住宅管理一般経費についてお答えいたします。

本事業につきましては、国の交付金事業、公営住宅等ストック総合改善事業、こちらを活用して行う事業であります。既設の公営住宅について、計画的な改善、更新を総合的に推進することにより、公営住宅の居住水準の向上と総合的な活用を図ることを目的としているものであります。

補助率は対象事業費の2分の1とされておりまして、補助対象経費であります測量設計委託料129万8千円と住宅等修繕工事1,093万4千円の合計額1,223万2千円、こちらの2分の1、611万6千円を交付金として充当するものであります。

事業の内容といたしますと、町公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、中之条団地C棟の

8戸、こちらの給湯器の更新を図るものであります。

**議長（滝沢君）** よろしいですか。では、ほかにございますか。

**11番（柁津さん）** 4点お願いいたします。ページ13ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費、010503勤労者総合福祉センター管理一般経費、14002施設改修工事1、100万円、この詳細についてお願いします。

次に、ページ15ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、010704中心市街地活性化事業、14001建設工事等5、800万円、この詳細についてお願いいたします。

19ページ、款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費、011011小学校総務一般経費、14001校舎等改修工事1、800万円、この詳細についてお願いいたします。

ページ20ページ、款10教育費、項3中学校費、目1中学校総務費、011035中学校総務一般経費、14001施設改修工事110万円、この詳細をお願いします。

以上4点です。お願いいたします。

**商工農林課長（竹内君）** まず予算書13ページ、勤労者総合福祉センター管理一般経費の施設改修工事のご質問にお答えをいたします。

坂城勤労者総合福祉センターは、平成9年の開館から25年が経過し、一部老朽化が見られる中で、現在、多目的ホールにおいて雨漏りが発生しております。このことから、陸屋根部分について防水工事を行うものであります。防水工事の箇所は、多目的ホールとホワイエの屋根部分で、約440平方メートルでございます。

次に、15ページ、中心市街地活性化事業の工事請負費に係るご質問にお答えいたします。

本工事は、昨年12月に町に寄附いただいた鉄の展示館北側の土地における既存建物の解体と、敷地内の竹木伐採などを行うものでございます。現地建物については、数年前から空家となり、管理不全の状態が続いたことから、屋根及び床の一部が崩落するなど再生が困難な状況であり、また、敷地内の竹木については、巨大化し倒木などもあり、安全、衛生、景観の面で周辺地域への影響が大きいことから、早期による環境整備など対応が求められていたところでございます。

工事概要といたしましては、既存建物の解体、竹木の伐採、廃棄物の処理を行うとともに、当面の間、敷地の一部を駐車場として利用できるような整備を計画しております。工期につきましては、9月頃から12月頃までの4か月間で整備を進めたいと考えております。

**教育文化課長（長崎さん）** 予算書19ページ、款10教育費、項2小学校費、目1小学校総務費、小学校総務一般経費校舎等改修工事につきまして、主なものは、小学校の学校遊具について、老朽化が進んでいることから、児童が安心して健全に体力づくりなどができるよう、南条小学校では雲てい及び十字シーソー、村上小学校では鉄棒、ジャングルジム、雲ていなど遊具の更新に係る遊具設置及び撤去工事、及び村上小学校の校門から昇降口までのコンクリート舗装

が経年劣化のため、ひび割れや段差が生じ危険であることから、校門から昇降口までの舗装工事、また、坂城小学校では、低学年棟のトイレについて、現在廊下から内部が見えてしまう構造となっているため、児童のプライバシーに配慮をするため、トイレの入り口に間仕切りドアを設置するための改修工事などが主なものでございます。

次に、予算書20ページ、項3中学校費、目1中学校総務費、中学校総務一般経費施設改修工事につきましては、中学校の保健室の老朽化している空調設備を更新するための工事費でございます。保健室は、病気の予防や感染症などに特に配慮が必要となりますので、ウイルス除去機能つきの空調設備に更新するものでございます。

**議長（滝沢君）** よろしいですか。ほかにございますか。

**10番（山城君）** 主に2点質問いたします。まず、補正予算書4ページの款18繰入金、項2基金繰入金、目1の基金繰入金の財政調整基金繰入金、2億6,404万1千円ですけれども、これを一般財源に繰り入れて、残りの財政調整基金の残高をまず教えていただきたいと思っております。

それと、6ページに飛びまして、歳出の款2総務費、項1総務管理費で目6の企画費ですかね、ここの説明欄の温泉管理事業、こちらの温泉施設維持補修工事780万円、そしてその下の温泉施設備品ですね、これが800万円、それぞれの説明をこちらの歳出のほうはお願いいたします。

**財政係長（宮嶋君）** 款18繰入金、項2基金繰入金、財政調整基金繰入金の2億6,404万1千円の繰入金についてのご質問についてお答えいたします。

1号補正までの財政調整基金の基金残高につきましては、24億802万3千円でございます。今回、この予算書のとおり2億6,404万1千円を繰り入れまして、基金残高につきましては21億4,398万2千円でございます。

**企画調整係長（宮下君）** ページ6ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、010212温泉管理事業の温泉施設維持補修工事及び温泉施設備品の内容でございますが、まず、維持補修工事780万円につきましては、上平島にあります源泉でくみ上げたお湯を湯さん館に向けて送水するために2基ポンプがございますが、こちらのうち1基及び湯さん館の内部ですね、各浴槽のろ過器がございますが、このうちの一つについて更新をするものでございます。

また、温泉施設備品800万円につきましては、上平島の源泉を地下200メートルからくみ上げておりますが、くみ上げる水中ポンプについて、万が一の故障時等に迅速に対応するため、予備ポンプを購入するものでございます。

**10番（山城君）** 財政調整基金のことはよくわかりました。ですけれども、歳出の部分の今の温泉施設の件ですけれども、この温泉施設維持補修工事は、更新ということなので多分当初予

算にはのってこなかったということの理解でいいのかと思うんですけども、例えばその後の温泉施設備品ですけれども、これはだから、リニューアル工事のときとは関係がないということの理解でいいのか。あと、温泉施設も度々破損等、凍結も含めての予期せぬことで休館を余儀なくされた時期が何度か、リニューアル後もありましたけれども、これはだから、リニューアルとは関係なく、やる工事だったということの理解かどうか1点と。

このポンプも当初の予算には当然盛り込めなかったと思うんですけども、その辺のもう1回説明。もうちょっと詳細な説明があればと思うんですが、お願いします。

**企画調整係長（宮下君）** 再質問にお答えいたします。

こちらのポンプの備品購入にいたしましては、リニューアル工事とは関係のないものとなります。また、当初予算にということでございますが、今年度につきましては、骨格予算という中で、工事関係、備品購入関係、こちらを全てこの6月の2号補正ということで考えております。

**9番（玉川君）** 1点質問します。14ページの款6農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費のうちの林野火災被害調査委託、この詳細、説明をお願いします。

**商工農林課長（竹内君）** ページ14ページの林業総務一般経費の林野火災被害調査委託についてのご質問にお答えいたします。

4月6日に発生をいたしました林野火災に伴いまして、被害調査を林務に精通した業者に調査委託をするものでございます。内容としますと、林野庁報告事項に基づく焼損面積、樹種、林齢、損害額などについて調査を行ってまいるものでございます。

**9番（玉川君）** 再質ですが、委託先というのはご説明いただけますか。

それと、調査内容については林業だけで、火の関係だけで、周辺住民の方への調査というものはないのでしょうか。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。

まず、委託先でございますけれども、こちらについては林務事業に精通した業者、コンサルタント業者ですとか、そういった調査が可能な業者について入札を行う中で決定をしております。

それから調査内容については、あくまでも林野火災、林野部分のみの調査を予定しているところでございます。

**議長（滝沢君）** ほかはいかがですか。

**14番（大森君）** 結構皆さんに質問されましたので少なくなりましたが、新規事業らしきものがいっぱい出ていますので、本当は予算審議のところの委員会で詳しくお聞きするということが本筋だと思うんですが、選挙のこともあって骨格予算ということもありました。やむを得ずなんですけど、何点かご答弁願いたいというふうに思います。

まず、9ページの款3、項1、目1社会福祉総務費、説明の18047結婚新生活支援補助金、これは60万円が計上されていますが、これは具体的にどのような中身で、対象がどのぐらいの人数なのでしょう。あるいは何組でしょうか。

それから、次に10ページの款3、項2、目6の坂城保育園費、説明14001園舎施設工事、工事費が121万3千円ですが、どんな内容なのかご説明願いたいと思います。

それから、11ページの予防費、説明12008産後ケア事業20万6千円、これも新しく産後ケアの自宅以外を希望する人のために、助産所などに通院する通所型を新設するという事で、非常に充実するという事になって非常にいい対応をされていると思うんですが、これはどんな内容になるのでしょうか。あるいは何人分が対象であり、それから万が一、これは追加の補正を組むということも可能なのでしょうか。

次に、ページ14ページ、款6、項2、目1林業総務費、説明の18049森のエネルギー推進事業補助金、この内容について、10万円ほどなんですが、補助する中身と相手はどなたに、どこの団体に補助するのかという点です。

それから、ページ17ページ、款8、項6、目1高速交通総務費、説明の14005バリアフリー化工事150万円計上されていますが、どんな内容でしょうか。

以上、ご答弁をお願いします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** ページ9ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、節18結婚新生活支援補助金についてのご質問にお答えいたします。

結婚新生活支援は、新婚家庭に対し結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新たな生活に係る費用等の一部を助成するものでございます。対象となる世帯は、所得金額などいくつかの要件はございますが、要件に該当し、婚姻日における夫婦の年齢が共に29歳以下である場合は60万円を上限に助成いたします。

今年度に入りまして、本制度の利用をしたい旨のご相談がありまして、今回、1組分60万円の増額補正をお願いするものでございますが、当初予算と合わせまして、見込みといたしますと60万円が2件分、あと年齢が夫婦共に39歳以下である場合は30万円の助成がございますので、そちら30万円1件分で、補正後の予算額は150万円となります。

**子ども支援室長（橋本君）** ページ10ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目6坂城保育園費の園舎施設工事についてご説明いたします。

こちらは、坂城保育園事務室のエアコンが老朽化しまして故障が多くなっていることから、更新工事をするものでございます。

**保健センター所長（竹内さん）** ページ11ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、産後ケア事業の委託料でございますけれども、内容としましては、出産後1年以内の母子で育児に不安があるといったことで支援が必要な方に対して、保健指導などを実施するものでござ

いますけれども、先ほど議員さんがおっしゃられたように、現在実施しております短期入所型、それから居宅訪問型に加えまして、新たに通所型を実施いたします。

予算の内容といたしましては、1人7回を限度することとしまして、7人分ということで町の負担分を計上させていただいております。なお、事業を利用される方が多くて、補正などによって対応していくことも考えておるところでございます。

**商工農林課長（竹内君）** ページ14ページの森のエネルギー推進事業補助金についてのご質問にお答えいたします。

この事業は、県の森のエネルギー推進事業に伴うペレットストーブ購入に係る補助でございます。県の補助金を活用して行うものであります。例年実施しているところでありますが、ここ数年申請がない状況が続いており、1件分計上をさせていただいております。補助申請があった場合については、内容を確認し補助を行ってまいります。

**建設課長（堀内君）** ページ17ページ、款8土木費、項6高速交通対策費、目1高速交通総務費中、高速交通対策一般経費、バリアフリー化工事150万円についてお答えいたします。

本事業につきましては、四ツ屋地区A03号線坂城幼稚園前の町道、こちらにグリーンベルト、カラー舗装工を実施するもので、令和3年度から3か年計画で継続実施している事業であります。

**14番（大森君）** それぞれ答弁いただきまして、ありがとうございます。2回目ですが、まず最初の結婚の新生活の補助金ですが、所得についてはご報告がなかったんですが、所得は、あまり細かく、いろいろと限定されていたと思うんですが、ざっとどんなふうな所得になるのでしょうか。それぞれのご夫婦によってですね。

それから、坂城保育園の園舎施設、これについては理解しました。

それから、産後ケア、これも7人分の方を用意されたということで、やはり充実させていていただきたいと思います。これも理解しました。

それから、県の森林づくりですかね、これの補助金で森のエネルギー推進事業ということで、取りあえず今回は1件の申請ということですが、これまで申請がなかったというのは、これは町民に対するアピールなり、そういう広報が不足していたのかどうか、その辺はいかがなんでしょうか。

それから、高速交通のバリアフリーの点ですが、坂城幼稚園のあその周囲ということですが、これは整備する順序なり、順番みたいなものは用意されるのでしょうか。ほかのところもあるんですが、最初は坂城小学校の通りを若干やりましたけれども、これはPTAの方が中心で実施されました。それは、今度は公費でこれを続けていくということになるのでしょうか。それについてご答弁願います。

**福祉健康課長（鳴海さん）** ページ9ページ、結婚新生活支援補助金の再質問についてお答えい

たします。

こちらの対象となる世帯の所得金額でございますが、世帯お二人の所得金額が500万円未満が対象となります。

**商工農林課長（竹内君）** ページ14ページ、森のエネルギー推進事業補助金の再質問にお答えいたします。

補助事業に係る広報につきましては、町ホームページのほか「広報さかき」において周知をしているところでございます。

**建設課長（堀内君）** バリアフリー化工事について再質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、今年度につきましては、3か年計画で坂城幼稚園前のお散歩コースということで整備をしておりますが、その他の保育園、小中学校につきましても、それぞれPTA等の校外パトロール、そういったものと併せまして、交通安全対策ですとか、ほかの事業と合わせて今後検討してまいりたいと考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第5「閉会中の委員会継続審査申し出について」

**議長（滝沢君）** 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の委員会継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の委員会継続審査、調査とすることに決定いたしました。

---

**議長（滝沢君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、清水教育長から発言を求められておりますので、これを許可します。

**教育長（清水君）** 貴重な時間を頂戴いたしまして、議員の皆様方に一言御礼申し上げます。

私、令和元年6月から4年と1か月、山村町長の下で坂城町の教育行政に教育長として携わらせていただきました。

この間、教育を取り巻く情勢が大きく変化いたしました。2年目に今まで経験のない新型コロナウイルス感染症により、長期にわたり学校を臨時休校にするということがあり、子どもたちが楽しみにしていた様々な行事や部活動大会の中止、給食の黙食など、子どもたちには大変

つらい思いをさせることとなりました。

9月入学も検討されるなど、先行きの見えない教育現場に大きな不安を感じましたが、皆様にお認めいただき、いち早くGIGAスクール構想の1人1台端末配置や通信環境の整備、空調設備工事を実現していただき、ハイブリッド型の学習により学びの継続を実現することができました。

次年度にはハード面での整備に見合うように、ソフト面で教職員のICT活用スキルの向上が急務になったわけですが、「坂城の子は坂城で育てる」というスローガンの下、町の教職員が一丸となって研修等に励み、一定のレベルに達することができました。これも学校の立地が小学校3校、中学校1校というコンパクトでまとまりやすい坂城町の良さと感じております。

昨年度末には、新型コロナのために当初の計画からは延びましたが、町の体育館の耐震補強大規模改修工事が無事完了いたしました。これから文化センターの耐震補強大規模改修工事に移り、さらに複合施設の建設計画が立てられますが、健康、福祉、子育ての充実や、芸術文化のさらなる発展につながっていくことを期待しております。

議員の皆様方には、様々な面から支えていただきました。心から御礼申し上げます。

今後とも、町の教育のさらなる充実、発展のために、引き続き温かなご支援、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、退任にあたってのお礼の挨拶といたします。本当にありがとうございました。（拍手）

**議長（滝沢君）** 次に、議長から申し上げます。

清水教育長ご退任にあたり、一言申し上げます。

清水教育長におかれましては、6月末をもって令和元年6月から4年余りにわたり務められた教育長をご退任されるわけでありますが、教育長就任前におきまして、町公民館長として1年余り、坂城小学校校長として4年、南条小学校で8年勤務されるなど、長年にわたり坂城町の教育行政にご尽力をいただきました。

教育長の期間を振り返りますと、令和元年東日本台風により、千曲川河川敷の鼠マレットゴルフ場や坂城町運動公園などに大きな被害をもたらしましたが、的確な指示と迅速な対応により、近隣市町村に先駆けて復旧作業が進み、再開することができました。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の対応では、学校機能の維持と感染対策の両立という経験したことのない対応を迫られる中、学校や関係機関、さらには各家庭と連携を図り、ICTを活用するなど工夫する中で教育の推進に尽力されました。心より感謝申し上げます。

これで教育長を退任されるわけでありますが、引き続き、これまでの経験を生かし、一町民として、陰となりひなたとなって町を支えていただければ幸いに存じます。

最後になりますが、清水 守さんのますますのご健勝をご祈念申し上げ、送別の言葉とさせ



させていただきます。本当にありがとうございました。

ここで、町長から閉会の挨拶があります。

**町長（山村君）** 令和5年第2回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月7日に開会されました本定例会は、統一地方選挙で当選されました議員の皆様方との初めての定例会ということで、緊張感あふれる中、本日までの15日間にわたりご審議いただきました。

提案いたしました教育委員会教育長の任命等の人事案件、条例の一部改正、一般会計補正予算と、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。

また、ただいまご挨拶いただきましたけれども、清水教育長におかれましては、今月末をもってご退任となります。任期中、保育から就学期まで切れ目のない子育て支援や、GIGAスクール構想による学校のICT環境の整備、町体育館の大規模改修など、コロナ禍による困難な状況の中で、町の教育行政の推進にご尽力いただきました。今日までのご労苦に対し、心から感謝申し上げます。

さて、これまで町の文化活動の拠点として、公民館活動や各文化団体の活動など、多くの皆さんにご利用いただいている文化センターの耐震補強・大規模改修工事につきましては、補正予算をお認めいただきましたことから、本議会終了後、入札等の準備を行い、早期に事業を進めてまいりたいと考えております。

工事に伴う文化センターの施設利用につきましては、7月から中止とさせていただく予定となっております。改修が完了するまでの間、施設を利用される大勢の皆様にご不便をおかけいたしますが、一層の機能性の向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、小中学校給食費の無償化につきましては、子育て支援策の拡充として、より子育て家庭の経済的負担を軽減するため、4月に遡るとともに、期限を定めず、継続的な制度として実施してまいります。

あわせて、町外の小中学校や特別支援学校等などに就学する児童・生徒や、食物アレルギー等のために弁当を持参している児童・生徒に対しましては、学校給食費相当額の補助を行い、実質無償化を図ってまいります。本議会終了後、速やかに所要の手続を進めてまいりたいと考えております。

また、エネルギーや食品等の物価高騰の影響を受ける低所得世帯への支援といたしまして、住民税均等割が非課税の世帯に対し、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」として、7月末から世帯当たり3万円の給付ができるよう準備を進めてまいります。

また、先行して開始しました「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」につきましては、

ひとり親世帯への給付は県が実施し、そのほかの子育て世帯につきましては町が支給することとし、該当する世帯の児童1人当たり5万円の支給を先月末から行っているところであります。

さて、5月8日以降、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行されました。

町では、新型コロナワクチン接種につきまして、春開始接種を文化センター大会議室を会場に、集団接種により5月25日から6月15日まで実施いたしました。

また、9月から実施することが決定している秋開始接種につきましては、接種に使用するワクチン等が未定ではありますが、引き続き希望する皆さんに対し、集団接種での実施に向け準備を進めてまいります。

また、先月27日に開会いたしました「第18回ばら祭り」が、今月11日をもちまして幕を閉じました。今年度につきましては、4年ぶりに各種イベントや各店舗による飲食も再開しての開催となり、初日から大勢の皆様にご来園いただきました。

また、従来からご来園いただいていたお客様に加え、若い方など新たな来園者の増加に向け、坂城高校生の提案による「ベル・アーチ」の除幕式も行うとともに、「SNS投稿キャンペーン」を実施し、幅広い年代層の方に数多くご来園いただいたところであります。

今年のばら祭りにつきましては、テレビ中継のほか、ラジオ、新聞などマスメディアでの情報発信を強化したところであり、集客の見込める週末にかけて、台風や前線の影響により一時中断をせざるを得ない状況もあった中で、期間中、約2万5千人のお客様にお越しいただき、町内外の多くの皆様に色とりどりのバラをお楽しみいただきました。

これもひとえに実行委員会の皆様をはじめ、日頃から丹精を込めて管理していただいた「薔薇人の会」、各種イベントや飲食にご協力いただいた出店者の皆様のおかげと心から敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

さて、日本が誇る精密加工技術やものづくりの最先端技術などを一堂に集めた「第28回機械要素技術展」が、本日から23日までの3日間、東京ビッグサイトにて開催されております。国内外から約1,750社が出展する中、町内からは製造業6社が出展しております。活発な商談が行われ、新規取引先の獲得や受注につながることを期待するところであります。

また、今月25日、南条小学校音楽堂におきまして、「こころ うたコンサート」を開催します。町出身でピアノを担当する米澤愛子さんをはじめ、ソプラノ歌手たえこさんの歌声など、大勢の皆様楽しんでいただければと思っております。

また、7月1日には、同じく南条小学校音楽堂を会場に、「第45回納涼音楽会」の開催が予定されております。8団体の出演者が開催に向け準備を進めているところでありますので、ご期待いただければと考えております。

さて、7月2日、地域を守る消防団員が、有事の際の機敏な対応や消防技術の向上を目指し、訓練の成果を発表する町消防団ポンプ操法大会が、鼠橋消防ポンプ操法訓練場において開催さ

れます。また、翌週の9日には、同会場において埴科ポンプ操法大会が開催されます。上位大会出場に向け、日頃の鍛錬の成果が十分に発揮されますよう、各分団の健闘を祈念いたします。

7月8日には、地域の交流と文化活動の推進を目指し、「隣保館ふれあい交流フェスティバル」を開催いたします。隣保館で活動するサークルの作品展示や、ダンスなどのグループ発表を同会場にて行うとともに、中心市街地コミュニティセンターでは、ホルン奏者の山岸 博さんらをお招きし、ホルン、バイオリン、ピアノによるコンサートも開催いたします。大勢の皆様にご来場をいただければと思います。

また、第46回目を迎える町民まつり「坂城どんどん」につきましては、企画委員会及び実行委員会において、8月5日に、横町・立町通りで開催することが決定されました。今年は、長野県出身のタレントである、まなまるさんを特別ゲストにお招きするほか、恒例のビアガーデン、こども広場、おどり流しを行い、参加者の皆さんが一体となって盛り上がり、久しぶりの夏祭りを大勢の皆さんと一緒に楽しむことができるよう開催してまいりたいと考えております。

そのほか、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、今までやむなく開催が中止となったり、変更を余儀なくされてきた行事が、コロナ禍以前と同様に再開されてまいります。感染の収束はまだ見通せない中ではありますが、これまでの経験を糧に創意工夫を凝らし、発想の転換を図りながら新たな可能性を見だし、様々な施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

そうした中で、町民一人一人がそれぞれに幸せを感じることができるために、「チャレンジ SAKAKI well being」をスローガンとして掲げ、「輝く未来を奏でるまちづくり」の実現に向けて、新たな決意と情熱を持って取り組んでまいりたいと思っております。

議員各位におかれましても、格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

これから暑さが増してまいります。健康に留意され、ますますご活躍されますことを祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

**議長（滝沢君）** これにて令和5年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時59分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

坂城町議会議員 松 本 みゆき

坂城町議会議員 水 出 康 成

坂城町議会議員 宮 入 健 誠

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 複合施設について イ. 施設の整備にあたって 2. 性の多様性を尊重するために イ. 町の取り組みについて ロ. 県のパートナーシップ届出制度の概要は ハ. 県との連携は	9 番 玉川清史	町 長 企画政策課長
2	1. こども基本法について イ. 子どもの権利の普及について ロ. 意見表明、意見反映について ハ. 子どもの権利条例制定を 2. びんぐし湯さん館について イ. リニューアル後の状況について ロ. 今後の取り組みについて	10番 山城峻一	町 長 教 育 長 企画政策課長 子ども支援室長
3	1. 公共施設の整備について イ. 複合施設について ロ. 文化センター耐震補強・大規模改修工事について 2. デジタル化について イ. 町の対応は ロ. 学校の対応は	11番 祢津明子	町 長 教 育 長 企画政策課長 教育文化課長
4	1. 高齢者の健康増進について イ. 後期高齢者医療保険加入者の医療費について ロ. びんぐし湯さん館70才以上の町民の入場料を無料に 2. 五里ヶ峯トンネル横坑について イ. 横坑の歴史は ロ. 最近の動向は ハ. ぶどう酒の貯蔵庫に	2 番 中嶋 登	町 長 企画政策課長 福祉健康課長
5	1. 少子高齢化対策について イ. 高齢者への支援拡大を ロ. 移住定住人口増化に向けて 2. 農業政策について イ. 農振地区の見直しについて	13番 朝倉国勝	町 長 商工農林課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
6	1. イベントによる町の活性化について イ. 坂城どんどんについて ロ. 今後のイベントについて	4 番 松本みゆき	町 長 商工農林課長
7	1. 小中学校給食費の無償化について イ. 学校給食法の解釈について ロ. 給食費の財源について ハ. 無償化の実施期間について 2. 都市公園の管理について イ. わんぱく広場、びんぐしの里公園遊具管理の状況について ロ. びんぐしわくわくステージの利用について	5 番 水出康成	町 長 建設課長
8	1. いきいきと働ける環境づくりについて イ. 労働環境整備の現状について ロ. 女性の就労環境整備の取組について 2. ICTによる町づくりの取組について イ. ICT活用の現状について ロ. ICTによる将来的な今後のサービスの展開について	3 番 塚田 舞	町 長 企画政策課長
9	1. 国道18号バイパスの建設について イ. 事業化からこれまでの経緯について ロ. 建設用地の取得状況について ハ. 令和5年度の工事について ニ. 同盟会の活動方針について 2. 空家の現状と今後について イ. 現在の空家の状況及び件数について ロ. 空家に関する住民からの苦情について ハ. 空家の状況の分類について ニ. 空家対策について ホ. 今後の定期的な調査の予定と事業の推進について	6 番 宮入健誠	町 長 住民環境課長 建設課長
10	1. 災害時のペット同行避難について イ. 災害時のペット同行避難の状況について ロ. ペット同行避難の施設について 2. 帯状疱疹ワクチンの費用助成について イ. 帯状疱疹ワクチンの費用助成について ロ. 帯状疱疹ワクチンの定期接種について	7 番 中村忠靖	町 長 住民環境課長 保健センター所長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1 1	1. 学校給食無償化について イ. 持続可能な制度に向けて 2. マイナンバーカードの問題点は イ. 安心できる制度か 3. 産廃施設の火災について イ. 火災の原因と山林の再生は	1 4 番 大 森 茂 彦	町 長 教 育 長 住 民 環 境 課 長 教 育 文 化 課 長
1 2	1. 部活動の地域移行について イ. 千曲坂城クラブについて 2. 新型コロナ5類移行に伴う対応について イ. 新型コロナ5類移行に伴う対応と感染状況について ロ. ワクチン接種について	1 2 番 大 日 向 進 也	町 長 教 育 長 教 育 文 化 課 長 保 健 セ ン タ ー 所 長
1 3	1. 選挙について イ. 選挙に対する関心を高めるための取り組みは 2. 町道A06号線の整備について イ. 工事の進捗状況と今後の計画は	8 番 星 哲 夫	町 長 教 育 長 総 務 課 長 教 育 文 化 課 長